

矢掛町地域防災計画

(地震災害対策編)

令和7年3月
矢掛町防災会議

目 次

地震災害対策編

第1章 総則

第1節 総則	1
第1項 計画の目的	1
第2項 計画の性格	1
第3項 計画の構成	1
第4項 用語の意義	2
第2節 防災会議	4
第1項 矢掛町防災会議	4
第2項 矢掛町地域防災計画の作成及び修正	4
第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1項 実施責任	5
第2項 処理すべき事務又は業務の大綱	6
第4節 矢掛町の防災環境	18
第1項 災害履歴	18
第2項 自然的条件	21
第3項 社会的条件	22
第5節 断層型地震の被害想定	23
第1項 断層を震源とする地震	23
第2項 岡山県による断層型地震の被害想定（平成26年度）	23
第6節 南海トラフの巨大地震による被害想定	28
第1項 南海トラフを震源とする地震	28
第2項 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況	30
第3項 矢掛町の震度分布図	31
第4項 矢掛町の液状化危険度分布	34
第5項 矢掛町の人的・物的被害想定結果	37
第6項 減災効果	38
第7項 被害想定を活かす	39

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進	40
第1項 防災知識の普及啓発計画	40
第2項 防災教育の推進計画	44
第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	46
第4項 防災ボランティア養成等計画	48
第5項 住民、地域、事業所等の防災訓練計画及び参加	50

第6項	地域防災活動施設整備計画及び推進	52
第7項	要配慮者等の安全確保計画	53
第8項	食料、飲料水、生活必需品の確保計画	58
第2節	迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）	62
第1項	災害応急体制整備計画	62
第2項	情報の収集連絡体制整備計画	68
第3項	救助、救急、医療体制整備計画	71
第4項	指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等整備計画	76
第5項	避難及び指定避難所の設置・運営計画	81
第6項	指定避難所の運営体制の整備	83
第7項	災害救助用資機材の確保計画	85
第8項	建設用資機材の備蓄計画	86
第9項	地域防災活動拠点整備計画	87
第10項	緊急輸送活動計画	88
第11項	消防等防災業務施設整備計画	90
第12項	広域的応援体制整備計画	91
第13項	行政機関防災訓練計画	93
第14項	業務継続体制の確保	95
第3節	地震に強いまちづくり	96
第1項	建物、まちの不燃化・耐震化計画	96
第2項	公共施設等災害予防計画	99
第3項	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画	102
第4項	廃棄物処理体制整備計画	107
第5項	危険物施設等災害予防計画	110
第6項	地盤災害予防計画	112
第3章 地震災害応急対策計画		
第1節	応急体制	114
第1項	応急活動体制	114
第2項	地震情報の種別と伝達計画	125
第3項	被害情報の収集伝達計画	127
第4項	災害救助法の適用・運用	130
第5項	広域応援	132
第6項	自衛隊災害派遣要請	133
第2節	緊急活動	139
第1項	救助計画	139
第2項	資機材調達計画	141
第3項	救急・医療計画	142
第4項	医薬品等の供給	144
第5項	傷病者搬送	145

第6項	避難及び指定避難所の設置・運営計画	146
第7項	道路啓開	153
第8項	交通の確保計画	155
第9項	消火活動に関する計画	156
第10項	危険物施設等の応急対策計画	158
第11項	緊急輸送計画	161
第12項	物資等の受入れ，集積，搬送，配分計画	163
第13項	ボランティアの受入，調整計画	166
第3節	民生安定活動	168
第1項	要配慮者支援計画	168
第2項	被災者に対する情報伝達広報計画	170
第3項	風評・パニック防止対策計画	173
第4項	食品供給，炊出し計画	174
第5項	飲料水の供給計画	175
第6項	生活必需品等調達供給計画	176
第7項	遺体の捜索・処理・埋火葬計画	177
第8項	災害廃棄物処理計画	179
第9項	防疫及び保健衛生計画	182
第10項	文教対策計画	183
第4節	機能確保活動	185
第1項	ライフライン（電気，ガス，水道等）施設応急対策計画	185
第2項	住宅応急対策計画	191
第3項	公共施設等応急対策計画	196
第4章	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1節	総則	199
第1項	南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	199
第2節	関係者との連携協力の確保	200
第1項	資機材，人員等の配備手配	200
第2項	他機関に関する応援要請	201
第3項	帰宅困難者への対応	202
第3節	時間差発生時における円滑な避難の確保等	203
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	209
第5節	防災訓練計画	210
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	211
第5章	地震災害復旧・復興計画	
第1節	復旧・復興計画	213
第1項	地域の復旧・復興の基本方向の決定	213

第2項	被災者等の生活再建等の支援	214
第3項	公共施設等の復旧・復興計画	216
第4項	激甚災害の指定に関する計画	218
第2節	財政援助等	220
第1項	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	220
第2項	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	222
第3項	低所得者及び生活困窮者に対する住居対策	224
第4項	義援金品等の配分計画	226
第3節	復興本部の設置及び復興計画の策定	227
第4節	義援金品等の配分	228

第1章 総則

第1節 総則

第1項 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、矢掛町防災会議が作成する計画であり、矢掛町・関係機関・住民等が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を示している。これを効果的に活用することによって、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

第2項 計画の性格

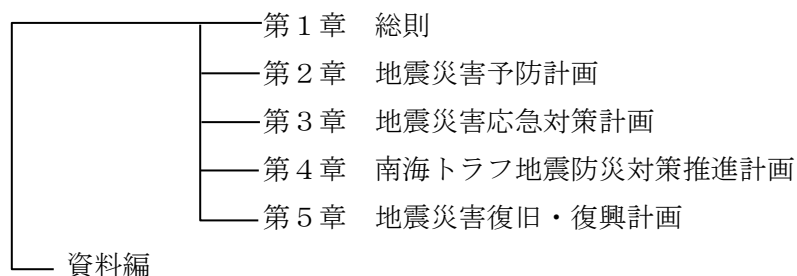
矢掛町地域防災計画は、「風水害等対策編」と「地震災害対策編」及びこれを補完するための「資料編」をもって構成するものとし、「岡山県地域防災計画」とも十分な調整を図る。

本計画は、「地震災害対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち地震災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

第3項 計画の構成

本計画は、「総則」、「地震災害予防計画」、「地震災害応急対策計画」、「南海トラフ地震防災対策推進計画」、「地震災害復旧・復興計画」の5本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

矢掛町地域防災計画（地震災害対策編）



第4項 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 矢掛町関係

- (1) 町本部・・・・・・・・・・矢掛町災害対策本部をいう。
- (2) 町現地本部・・・・・・・・・・矢掛町災害対策現地連絡調整本部をいう。
- (3) 防災計画・・・・・・・・・・矢掛町地域防災計画をいう。
- (4) 町本部長・・・・・・・・・・矢掛町災害対策本部長をいう。
- (5) 町現地本部長・・・・・・・・・・矢掛町災害対策現地連絡調整本部長をいう。
- (6) 防災関係機関・・・・・・・・・・矢掛町、岡山県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (7) 消防組合・・・・・・・・・・井原地区消防組合消防本部をいう。

2 岡山県関係

- (1) 県本部・・・・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
- (2) 県地方本部・・・・・・・・・・岡山県備中地方災害対策本部をいう。
- (3) 県防災計画・・・・・・・・・・岡山県地域防災計画をいう。
- (4) 県本部長・・・・・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
- (5) 県地方本部長・・・・・・・・・・岡山県地方災害対策本部長をいう。
- (6) 県警察・・・・・・・・・・岡山県警察をいう。

3 その他

(1) 指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市町村長が指定したもの。

(2) 一時避難所

集会所や公会堂等で、被災者等が地震や風水害等の被害から、身の安全を守るため、一時的に避難する施設。

(3) 避難所

公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設。(町に届出たものを含む。)

(4) 指定避難所

災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市町村長が指定したもの。

(5) 要配慮者

高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

第 1 章 総則
第 1 節 総則

(6) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

(7) 指定福祉避難所

高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を滞在させることができる老人福祉施設、障害者支援施設等の施設。

第2節 防災会議

第1項 矢掛町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、地域内の公共機関その他防災関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条及び矢掛町防災会議条例に基づき、矢掛町防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。防災会議は、町の地域に係る防災計画を作成し、及びその実施を推進し、また、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

第2項 矢掛町地域防災計画の作成及び修正

防災会議は、災害対策基本法に基づき防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県防災計画を参考とし、特に県防災計画において計画事項として示すものについては、町で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

町は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。

資料編 **資料2－1 矢掛町防災会議条例**

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 実施責任

第1 矢掛町

矢掛町（以下「町」という。）は、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、岡山県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

第2 岡山県

岡山県（以下「県」という。）は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 矢掛町

[町行政機関]

- (1) 防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令等を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- (9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (11) 被害の調査及び報告を行う。
- (12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (13) 水防活動及び消防活動を行う。
- (14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- (15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林業施設等に対する応急措置を行う。
- (17) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (19) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- (20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (21) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (22) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

[矢掛町消防団]

- (1) 消防活動を行う。
- (2) 火災予防及び水防活動を行う。
- (3) 住民の避難、誘導を行う。
- (4) 行方不明者の捜索を行う。
- (5) その他災害現場の応急対策を行う。

第2 岡山県

[県行政機関及びその出先機関]

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令、伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法，地すべり等防止法に基づく立退の指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示，調整を行う。
- (11) 被災児童生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物，家畜，林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い，標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 防災に関する施設，設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設，農地及び農林水産業施設等の新設改良，防災及び災害復旧を行う。
- (17) 救助物資，化学消火剤等必要資機材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導，助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導，助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関等に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (22) 市町村長に対し，災害応急対策の実施の要請，他の市町村長への応援の要求を行う。
- (23) 内閣総理大臣に対し，他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
- (24) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整，代行を行う。
- (25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
- (26) 市町村が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
- (27) 運送業者である指定公共機関，指定地方公共機関に対し，災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請，指示を行う。
- (28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (29) 有害性ガス，危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体，環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

[県警察]

- (1) 災害警備計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視，身元確認等を行う。
- (6) 交通規制，緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り，その他治安維持に関する業務を行う。

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

第3 井原地区消防組合消防本部

- (1) 消防施設の整備を行う。
- (2) 火災等の災害応急対策及び救急を行う。
- (3) 消防活動における統括指揮を行う。
- (4) 警報等の通報の連絡及び情報収集を行う。
- (5) 相互応援を行う。
- (6) 災害予防及び防災活動を行う。
- (7) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (8) 市町災害対策本部との連絡及び調整を行う。

第4 指定地方行政機関

[中国四国管区警察局]

- (1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関との協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払い戻し及び中途契約、手形交付又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払及び保険料の払込猶予について、緊急機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況等の把握を行う。

- (5) 農地，農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに，これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理地，又は工事中の農地，農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ，農林水産省の保有する農地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において，応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは，応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど，迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について，山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに，災害に際し，緊急復旧を必要とする施設については，国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し，火災が発生したときは，速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに，災害発生に当たっては，極力部外への危害を及ぼさないように処置する。
- (4) 応急復旧用として，国有林材の供給を促進するとともに，木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 知事，市町村長から災害応急対策に必要な機材器具等の貸付又は，使用の要請があったときは，これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気，ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物（生活必需品，災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導等を行う。
- (4) 中小企業の業務を確保するため，その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類，高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設，電気施設，ガス施設等の保安の確保に必要な監督，指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局，水島海事事務所）]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 鉄道，バス及びトラックの安全運航の確保に必要な指導監督を行う。
- (3) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため，自動車運送事業者に対し，自動車の調達あっせん，輸送の分担，迂回輸送，代替輸送等の指導を行う。

- (4) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

- (1) 航空機による輸送の確保に関し必要な措置を講じる。
- (2) 関係機関への必要な航空情報の提供を行う。
- (3) 管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
- (4) 空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
- (5) 必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

[大阪管区气象台（岡山地方气象台）]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するように努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、岡山地方气象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (7) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- (8) 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- (9) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- (3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- (4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
- (5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

- 害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
 - (3) 二次的災害を引き起こす恐れのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
 - (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
 - (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
 - (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
 - (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
 - (8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）]

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改修工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
- (6) 緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- (3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- (1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。
- (2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。
- (3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査を行う。

第5 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊）

災害派遣要請者（知事，管区海上保安本部長，空港事務所長）からの要請に基づき，防災活動を実施するとともに，災害の発生が突発的で，その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは，要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお，実施する救助活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備品等によって異なるが，通常，次のとおりである。

- （1）被害状況の把握を行う。
- （2）避難の援護救助を行う。
- （3）遭難者の捜索，救助を行う。
- （4）水防活動を行う。
- （5）消火活動を行う。
- （6）道路又は水路の応急啓開を行う。
- （7）応急医療・救護・防疫を行う。
- （8）人員及び物資の緊急輸送を行う。
- （9）炊飯及び給水の支援を行う。
- （10）救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- （11）交通整理の支援をする。
- （12）危険物の保安及び除去を行う。
- （13）その他，臨機の必要に対し，自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

第6 指定公共機関

〔日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）〕

- （1）被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- （2）被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- （3）被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- （4）被災者救助団体に対し，お年玉付郵便葉書等の寄附金の配布を行う。

〔西日本電信電話株式会社（岡山支店）〕

- （1）災害時における情報等の正確，迅速な収集，伝達を行う。
- （2）防災応急措置の実施に必要な通信に対して，通信施設を優先的に利用させる。
- （3）防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- （4）発災後に備えた災害応急対策資機材，人員の配備を行う。
- （5）災害時における公衆電話の確保，被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- （6）地震情報を市町村へ連絡する。

〔株式会社NTT ドコモ（岡山支店），KDDI 株式会社（中国総支社），ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課），楽天モバイル株式会社〕

- （1）災害時における情報等の性格，迅速な収集，伝達を行う。

- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

〔日本銀行（岡山支店）〕

- (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

- (2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡を取った上、輸送、通信手段の活用を図る。

- (3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

- (4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。

- ① 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ② 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払い戻し又は預貯金を担保とする貸出し等の特別取扱を行うこと。
- ③ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ④ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

- (5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

- (6) (1) から (5) までの掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

〔日本赤十字社（岡山県支部）〕

- (1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救助を行う。
- (2) 緊急援護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集及び配分を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- (1) 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社]

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講ずる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

- (1) 災害時における知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[水道事業者（町内の水道工事事業者を含む）]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[西日本高速道路株式会社（中国支社）、本州四国連絡高速道路株式会社（岡山管理センター）]

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

[国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）]

- (1) 原子力災害の防止及び応急対策を行う。

第7 指定地方公共機関

[民間放送会社（山陽放送株式会社，岡山放送株式会社，テレビせとうち株式会社，岡山エフエム放送株式会社）]

- (1) 日本放送協会に準ずる。

[岡山ガス株式会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の要配慮者に対して、早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[公益社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT（ジェイマツ））。

[公益社団法人岡山県看護協会]

- (1) 公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

[一般社団法人岡山県トラック協会（岡山県トラック協会県西支所）]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のための各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

- (1) LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- (2) 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

[社会福祉法人岡山県社会福祉協議会]

- (1) 被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。
- (2) 岡山県災害派遣福祉チーム（岡山DWAT）の派遣を行う。
- (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、町その他防災関係機関の防災関係の防災活動に協力する。特に、本町に關係する当該機関を記載する。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマツ））

災害の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事

第1章 総則

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

者で編成されたチーム。現場活動，病院支援，地域医療搬送，広域医療搬送等を主な活動とする。

[災害時精神科医療中核病院]

- (1) 災害時にひっ迫する精神科医療について，診療機能を提供する。
- (2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について，転院の調整を行う。
- (3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し，医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
- (4) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入れ・派遣を行う。

※ 災害派遣精神医療チーム（D P A T（ディーパット））

災害の急性期（おおむね72時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する，精神科医師，看護師，その他医療従事者で構成される，専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

[水防管理団体]

- (1) 水防施設，資機材等の整備と管理を行う。
- (2) 水防計画の作成とその実施を推進する。

[一般社団法人岡山県建設業協会（矢掛支部）]

- (1) 災害応急活動に係る建設機械による人命救助及び障害物除去に協力する。
- (2) 災害応急活動に係る資機材の提供に関すること。

[農林業・経済団体（晴れの国岡山農業協同組合，備中南森林組合，備中西商工会矢掛支所，矢掛町土地改良協会）]

所管事項に係る被災調査を行い，対策指導並びに必要な機材及び融資の斡旋についての協力をする。

[文化，厚生，社会団体（矢掛町社会福祉協議会，矢掛町ボランティアのぞみ会，やかげ女性連絡協議会）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募金等について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[自治協議会及び自治会]

地域防災のための自発的な防災組織として，災害に際し危険箇所の監視，災害予防及び応急活動に協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し，防災管理上必要な措置を行うとともに，近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[医療機関（笠岡医師会）]

- （１）救護班，医療班の編成及び医療救護を行う。
- （２）開設又は管理する医療施設の救護所，委託医療機関としての活用を行う。

[井原鉄道株式会社]

- （１）旅客鉄道事業に係る車両・施設・設備等の災害予防，災害応急対策，災害復旧等を行う。
- （２）災害から人命及び施設等を守るため，必要な機器，用具等を整備するとともに，救助，救護等に必要な措置を講ずる。
- （３）災害時における鉄道輸送の確保を行うとともに，万一不通になった場合は，自動車等による代替輸送，振替輸送等を行う。
- （４）県，市町村の防災活動が円滑に行われるよう，災害時における緊急輸送のための交通の確保に協力する。

[矢掛放送株式会社]

- （１）日本放送協会に準ずる。

第4節 矢掛町の防災環境

第1項 災害履歴

岡山県内に被害を及ぼす地震としては、主に陸域の浅いところで発生して震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）とがある。

過去の地震履歴は、以下の表のとおりである。

1 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年 代	震 源 地	マグニチュード	備 考
684	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震（白鳳の地震）
868	兵庫県南部	7程度	
880	出雲	7程度	
1099	四国－紀伊半島沖	8余り	南海地震・大津波
1361	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震・広域に大津波
1408	紀伊半島沖	7～8	南海地震
1520	紀伊半島沖	7～7.7	南海地震
1596	畿内	7.5程度	岡山平野で震度5
1707	駿河湾－四国沖	8.6	宝永地震岡山，津山等で震度5 日本史上最大級の大津波
1710	伯耆・美作	6.5程度	津山で震度4～5
1711	伯耆	6.2程度	県北で被害
1711	讃岐	不明	
1734	御津郡	不明	御津郡で震度5
1789	阿波	7程度	岡山で震度4
1812	土佐	6程度	
1854	三重県西部	7.2程度	岡山で震度5
1854	四国－紀伊半島沖	8.4	安政南海地震県南で震度4～6 大津波

参考文献

- ・地震・火山の事典〔勝又護 著〕
- ・日本被害地震総覧 599-2012〔東京大学出版〕
- ・日本地震資料

注）地震地の名称はこの3つの資料を参考にした。

2 岡山県で震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

発生年 月 日	震 度	被 害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
1905 (明治38) 6/ 2	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909 (明治42) 8/14	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909 (明治42) 11/10	岡山 5	県南部，特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人，建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
1927 (昭和2) 3/ 7	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根 瓦の墜落20数件 煉瓦煙突の上部破損（上道郡 平井村）	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1930 (昭和5) 12/21	岡山 3 津山 5	県内被害なし	広島県北部	5.9
1934 (昭和9) 1/ 9	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備 郡庭瀬町では壁に亀裂を生じ 土壁が倒壊した程度で県下全 般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
* 1938（昭和 13）1/ 2	岡山 3	伯備線神代駅近傍で岩石40～ 50個落下 貨車・家屋破損，下 熊谷の小貯水池堤防決壊	広島県北部	5.5
1943 (昭和18) 9/10	岡山 5 津山 4	北東部県境付近で小規模な山 崩れ，がけ崩れ，地割れ，落石 等あり（被害については，どち らの地震によるか判別できな い）	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943 (昭和18) 9/10	岡山 4 津山 2		鳥取県中部 (鳥取地震余 震)	6.0

1946 (昭和 21) 12/21	岡山 4 津山 3	県南部，特に児島湾北岸，高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった 死者 52 人，負傷者 157 人 建物全壊 1,200 戸，建物半壊 2,346 戸 その他堤防・道路の損壊多し 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほとんど破壊された	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
1952 (昭和 27) 7/18	岡山 4 津山 3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
1968 (昭和 43) 8/ 6	岡山 4 津山 3 玉野 4	県内被害なし	豊後水道	6.6
1995 (平成 7) 1/17	岡山 4 津山 4	負傷者 1 人	大阪湾 【平成 7 年 (1995 年) 兵庫 県南部地震】	7.3
2000 (平成 12) 10/ 6	新見・哲多・大 佐・落合・美甘 5 強 1 9 市町村 5 弱 3 9 市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった 重傷 5 人，軽傷 13 人，住家全壊 7 棟，住家半壊 31 棟，住家一部破損 943 棟，その他水道被害，道路破損多し	鳥取県西部 【平成 12 年 (2000 年) 鳥取 県西部地震】	7.3
2001 (平成 13) 3/24	2 6 市町村 4	軽傷 1 人 住家一部破損 18 棟	安芸灘 【平成 13 年 (2001 年) 芸予 地震】	6.7
2002 (平成 14) 9/16	6 市町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
2006 (平成 18) 6/12	岡山市 4 倉敷市 4 玉野市 4 浅口市 4	県内被害なし	大分県西部	6.2

2007 (平成19) 4/26	玉野市 4	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
2013 (平成25) 4/13	5市町 4	県内被害なし	淡路島付近	6.3
2014 (平成26) 3/14	16市町 4	重傷1人，軽傷4人	伊予灘	6.2
2016 (平成28) 10/21	鏡野，真庭 5強 12市町村 4 鏡野 4	重傷1人，軽傷2人，住家一部 破損17棟，非住家全壊1棟，非住 家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
2018 (平成30) 4/9	倉敷 4	県内被害なし	島根県西部	6.1

※表の説明

*印の地震は，岡山県内震度3であるが被害発生地震のため特に記載した。

1995年（平成7年）までは気象官署の震度である。

【 】は気象庁が名称を定めた地震である。

第2項 自然的条件

第1 位置及び地勢

本町は岡山県の西南部に位置し，北西は井原市，南は笠岡市及び浅口市と隣接し，東は倉敷市及び総社市とそれぞれに接して，高梁川の支流小田川の流域に開けた町である。

小田川とその支流美山川の流域に開けた矢掛町は，周囲を比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしており，東西の長さは12km，南北は15km，周囲は55kmで，総面積は90.62km²である。

総面積に対し，山林，原野65.9%，耕地15.8%，宅地4.6%，その他13.7%の比率となっている。

地質は，ほとんどが上部古生層に属し，花崗岩地帯が大半を占めている。

第2 気候

矢掛町の気象は，瀬戸内海気候に属しており，気温が温暖で降雨量が少なく，日本の最寡雨地帯に属しており，年間平均気温は15℃位で，年間降雨量は1,155.2mm程度である。

- ・ 四季の特徴点 四季の変化が著しく，夏は南東季節風が卓越し比較的雨が長く，冬は北西の季節風の影響により乾燥したものとなる。
- ・ その他の特徴点 台風に伴う集中豪雨，季節風による火災，春から夏にかけて梅雨前線の

停滞による豪雨が多く、これらに起因する災害がしばしばあり、被害も甚大である。

第3項 社会的条件

第1 人口

矢掛町の人口は、令和2年国勢調査による令和2年10月1日現在の人口は13,414人となり、前回調査（平成27年）より、787人減少している。岡山県人口に占める割合は0.7%である。

一方、同時点での人口密度は1㎢当たり148.0人で、岡山県全体の265.4人に及ばない。

第2 歴史的変遷

矢掛町には多くの遺跡があり、代表的な遺跡として、弥生時代の清水谷遺跡、古墳時代の橋本荒神塚、小迫大塚古墳などがあげられる。奈良時代から平安時代の初めに道が整備されたとき、古代山陽道（大路）が小田川流域を通り、備中国小田駅（毎戸遺跡）が置かれた。そして、江戸時代には矢掛に本格的な宿場が整備されるとともに、小田川を利用した高瀬舟の川湊により陸運・水運の要衝として産業・文化の両面で賑わいをみせた。現在でも本陣・脇本陣をはじめ、本瓦葺・漆喰塗の町家がその名残をとどめている。

矢掛町の町政の変遷は、明治22年（1889年）、町村制の施行に伴う合併で矢掛村をはじめとする7村が誕生したことによる。昭和29年（1954年）に、矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村が合併し、さらに昭和36年（1961年）に小田町を編入合併し、現在の矢掛町となった。

近年では、道路や下水道などの生活基盤の整備、観光拠点として商工・観光の活性拠点づくり、企業誘致や宅地分譲、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の提供、営農組合等の支援などの農業振興やほ場整備等による農業基盤の充実、やかげ文化センターを拠点とする文化振興事業などの事業を行っている。

第5節 断層型地震の被害想定

第1項 断層を震源とする地震

第1 地震等の被害想定調査について（平成7年度・13年度・14年度）

震災対策の大綱である地域防災計画を構成している予防対策、応急対策、復旧対策の個別の計画の内容は、地震の想定、被害の想定の如何により大きく左右されることから、科学的かつ合理的な実証が必要である。

そのためには、町の地域における地盤条件の把握のためのボーリング調査や地質学的な綿密な調査を実施し、地震動の想定をするとともに、構造物の被害を想定するために各地盤上の建築物や構造物の把握が必要であるばかりでなく、長期間の調査を必要とする。

そこで、当面の防災計画（地震災害対策編）の策定に当たっては、平成25年度に岡山県が実施した断層型地震被害想定概容調査に基づく被害想定を準用することとし、本町に最も被害を及ぼす地震を中央構造線による地震又は南海トラフの地震と定め、震度6弱で被害想定する。

資料編 資料1-16 気象庁震度階級関連解説表

第2項 岡山県による断層型地震の被害想定（平成26年度）

第1 県の地震等の被害想定調査について（平成26年度）

岡山県では国が定めている主要活断層の4地震に加え、近隣県が被害想定を行った地震のうち岡山県に被害の発生が懸念される8地震を対象とし、国や近隣県が推計した断層の長さや地震の規模を基に、南海トラフの巨大地震の被害想定を行う際に用いた地盤モデルを用いて、震度分布及び液状化危険度の解析を行った。

	断 層 名	規模 (M)	断層規模 (長さ, 幅)	発生確率 (%)	震度6弱以上の市町村
ア	山崎断層帯	8.0	L=80km W=18km	ほぼ0~1	津山 美作 鏡野 勝央 奈義 西栗倉
イ	那岐山断層帯	7.3	L=32km W=26km	0.06~0.1	津山 真庭 美作 鏡野 勝央 奈義 美咲

第1章 総則

第5節 断層型地震の被害想定

ウ	中央構造線断層帯	8.0	L=132km W=24km	ほぼ 0～0.3	岡山 倉敷 笠岡
エ	長者ヶ原－芳井断層	7.4	L=36km W=18km	0.09	岡山 倉敷 笠岡 井原 浅口 早島 里庄
オ	倉吉南方の推定断層	7.2	L=30km W=13km	推計してい ない	真庭 鏡野
カ	大立断層・田代峠－布江断層	7.2	L=30km W=13km		津山 真庭 新庄 鏡野 奈義
キ	鳥取県西部地震	7.3	L=26km W=14km		新見 真庭 新庄
ク	鹿野・吉岡断層	7.2	L=33km W=13km		県内最大震度 から、それほ ど大きな被害 は見込まれな いことから、 被害想定は行 っていない。
ケ	長尾断層	7.1	L=26km W=18km	ほぼ 0	
コ	宍道湖南方の地震	7.3	L=27km W=14km	推計してい ない	
サ	松江南方の地震	7.3	L=27km W=14km		
シ	宍道断層	7.4	L=22km W=13km	0.1	

※地震の規模欄のMはマグニチュード

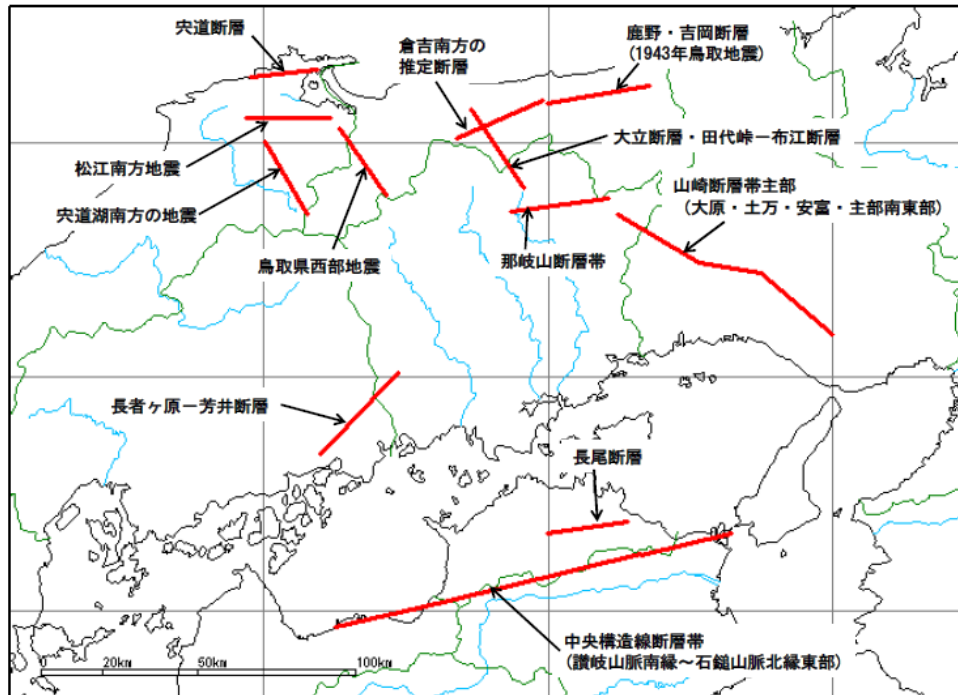


図 想定地震 12 地震の断層面

岡山県ホームページ 断層型地震の被害想定について（平成26年5月発表）より抜粋
<http://www.pref.okayama.jp/page/386396.html>

第2 想定条件

岡山県は、解析の結果、県内で震度6弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害が生じるおそれのある次7つの地震について被害想定を行った。

1	山崎断層帯の地震
2	那岐山断層帯の地震
3	中央構造線断層帯の地震
4	長者ヶ原―芳井断層の地震
5	倉吉南方の推定断層の地震
6	大立断層・田代峠―布江断層の地震
7	鳥取県西部地震

第1章 総則

第5節 断層型地震の被害想定

第3 前提条件

南海トラフの巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる3種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途中の人も多い時間帯として想定した。

ケース区分	季節	時間帯
ケースA	冬	深夜
ケースB	夏	12時
ケースC	冬	18時

第4 震度分布及び液状化の概況

7つの活断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは、「長者ヶ原－芳井断層の地震」であり、倉敷市、笠岡市、を中心に建物全壊が約850棟、死者数40人という甚大な被害が想定される。（県全体としては南海トラフの巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

また、県北部では「山崎断層帯の地震」が最大で、建物全壊が約600棟となるなど、甚大な被害が想定される。

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

1 山崎断層帯の地震

美作市、奈義町で最大震度6強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度6強以上の揺れに見舞われる。その他の市町村では、震度4から震度5強の揺れに見舞われることが予想される。また、揺れが強い美作市・勝央町・奈義町・津山市を中心に、川沿いで液状化の危険性が高まる。

避難者数は1週間後に美作市で約3,500人、全県で約5,700人と想定される。集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

2 那岐山断層帯の地震

津山市、鏡野町、奈義町で震度6強の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。その他の市町村では、震度4から震度5強の揺れに見舞われることが予想される。また、津山市、鏡野町、真庭市を中心に川沿いで液状化の危険性が高まる。

避難者数は1週間後に鏡野町で約1,200人、全県で約2,100人と想定される。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

3 中央構造線断層帯の地震

倉敷市、岡山市、笠岡市で震度6弱の揺れに見舞われるが、南海トラフの巨大地震を上回るものではない。その他の市町村では、震度3以下から震度4の揺れに見舞われることが予想される。

また、中央構造線断層帯の地震では、倉敷市を中心に低地部で液状化が生じるため、約3,000棟が大規模半壊以上となるなど液状化による被害が揺れによる被害を大きく上回ると想定される。

通勤時間帯に発生すると野外で建物倒壊や屋外落下物などにより死者が出る可能性があるため、死者数は冬18時が最大となる。避難者数は、1週間後に倉敷で約8,700人、全県で約11,000人と想定される。山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約125,0

00 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

4 長者ヶ原－芳井断層の地震

笠岡市で震度 6 強の強い揺れに見舞われ、津波被害を除くと、この地域の被害としては南海トラフの巨大地震を上まわる。その他の市町村では、震度 4 から震度 6 弱の揺れが予想され、矢掛町で震度 5 強以上の揺れに見舞われる。また、倉敷市・笠岡市を中心に、低地部で液状化が生じる可能性が高く、全県で 800 棟を超える建物が揺れや液状化等により全壊となり、甚大な人的被害が想定される。

避難者数は 1 週間後に倉敷市で約 17,000 人、全県で 22,000 人と想定される。山陽本線等の被害により、岡山市、倉敷市などで最大約 67,000 人の帰宅困難者が発生する可能性がある。

5 倉吉南方の推定断層の地震

真庭市で震度 6 強の揺れに見舞われる。岡山県北部以外の市町村では、震度 3 以下から震度 4 の揺れに見舞われることが予想される。被害は真庭市北部に限定されるが、100 棟以上の建物が揺れにより全壊となり、人的被害も発生し、避難者数は 1 週間後に約 1,400 人と想定される。小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

6 大立断層・田代峠－布江断層の地震

真庭市、鏡野町で震度 6 強の大きな揺れに見舞われ、特に真庭市北部で甚大な建物、人的被害が想定される。岡山県北部以外の市町村では、震度 4 から震度 5 強の揺れに見舞われることが予想される。また、揺れが強い真庭市・鏡野町を中心に川沿いで液状化の危険性が高まる。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

7 鳥取県西部地震

新見市の北部で震度 6 強の大きな揺れに見舞われるが、被害は新見市・真庭市の北部で限定的である。それ以外の市町村では、震度 3 以下から震度 4 程度の揺れに見舞われることが予想される。

小集落が散在する山間部が強い揺れに見舞われるため、孤立集落が発生する可能性がある。

第6節 南海トラフの巨大地震による被害想定

第1項 南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いといわれている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の3連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震についての被害想定が公表された。

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいうべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

第1 南海トラフの巨大地震の被害想定調査について（平成24年度・平成25年度）

この南海トラフを震源とする大規模な地震は、約100～150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946年）がこれに当たり、岡山県においても大きな被害が生じている。すでに、昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部では、地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価を行っており、南海トラフ全体で今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの規模の地震が発生する確率は、70%～80%とされており、その発生が危惧される場所である。

岡山県において今回算定した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、県独自により詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

しかし、この想定地震の発生頻度は極めて低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

第2 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（M_w）9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

第3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高

第1章 総則
第6節 南海トラフの巨大地震による被害想定

いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬 深夜	・ 自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・ 商店街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 * 屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
② 夏 昼 12 時	・ 事業所、商店街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・ 木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 * 木造建物内滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定
③ 冬 夕 18 時	・ 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・ 事業所や商店街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・ 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第4 想定地震の震源域位置図

南海トラフの巨大地震の想定震源断層域



南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

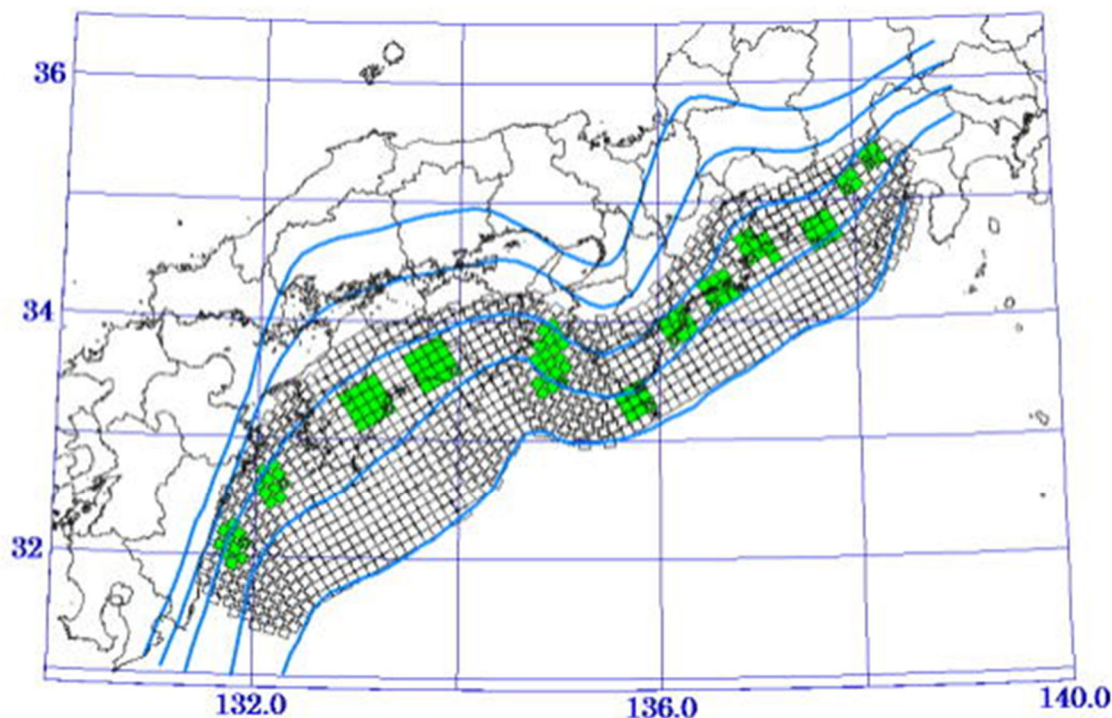
※国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

第2項 南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、平成24年8月末に国が公表した「南海トラフ巨大地震による震度分布、津波浸水域等」を受け、国が検討したケースのうち、岡山県では「陸側ケース」での揺れが最大となるため、これを対象とし、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

国が想定した「陸側ケース 地表震度全域図」



南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）（平成24年8月29日発表）より抜粋

国の公表内容は「内閣府ホームページ」を参照のこと。

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankaitrough_info.html

＜参考＞国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、その軸が東西にずれた場合と陸側の深い場所にある場合を考慮した4ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250mメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。国の震度分布は、これらの震度の最大値の分布図としている。

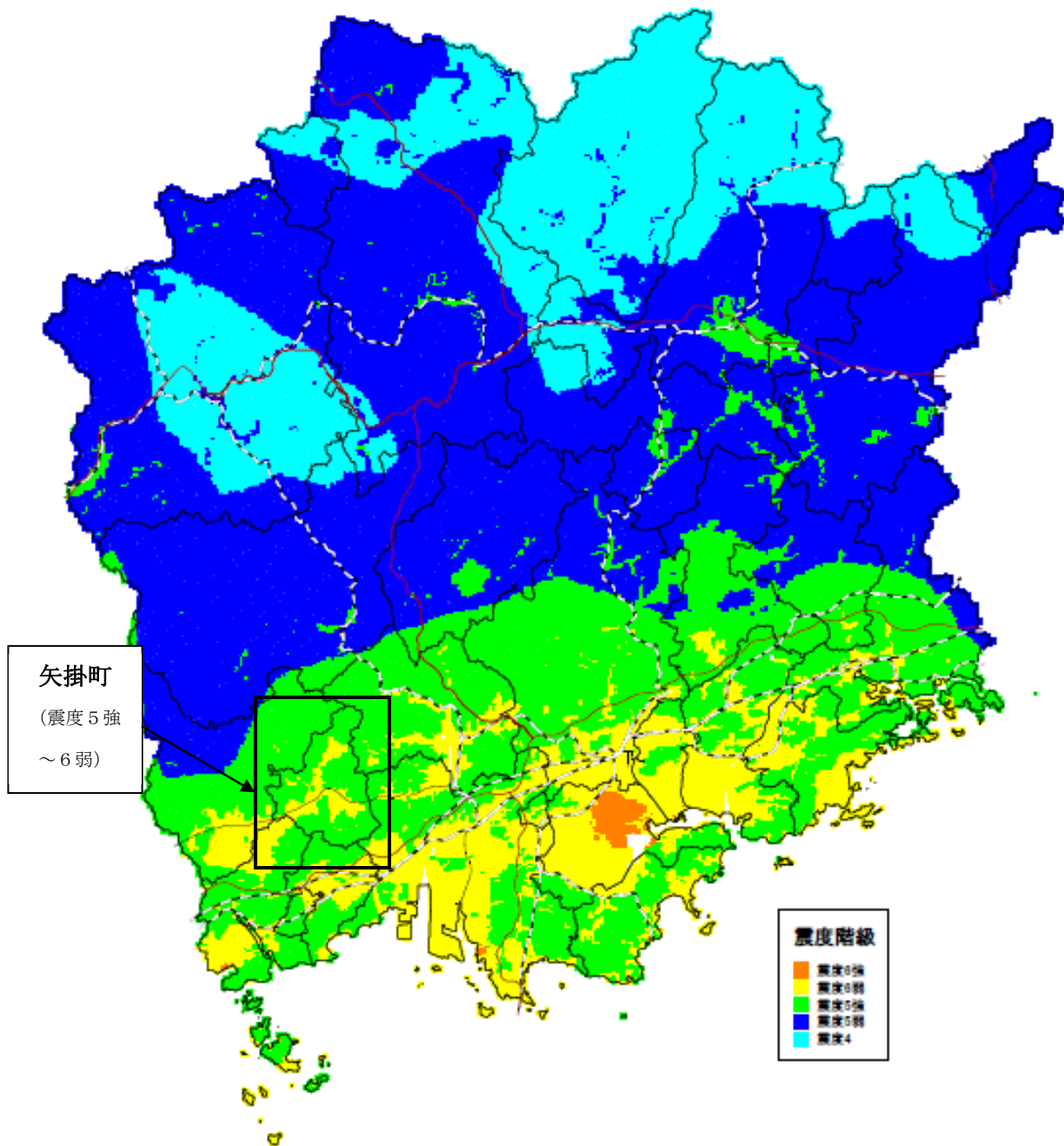
第3項 矢掛町の震度分布図

◎ 岡山県（矢掛町）の震度分布図

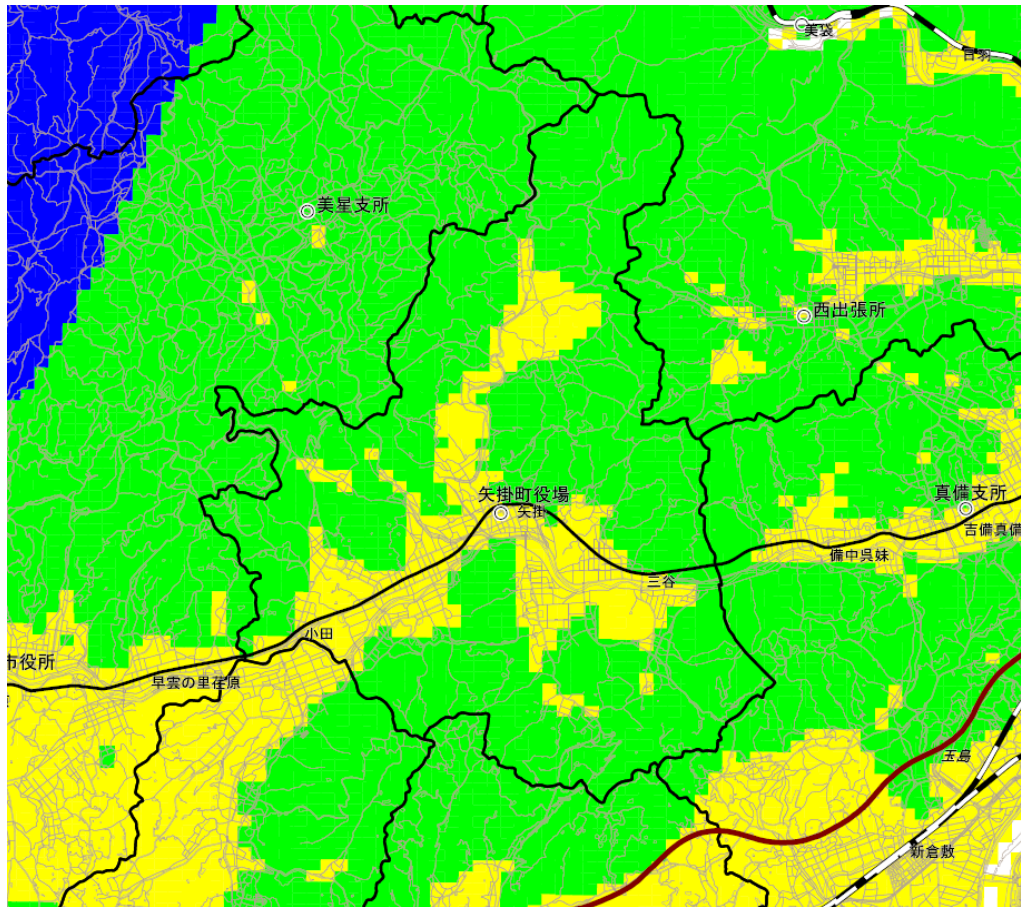
国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データや県内の公共工事等で取得したボーリングデータを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は250mメッシュ（格子）単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図 【県想定】（平成25年2月）



南海トラフ巨大地震による震度分布図 【県想定】矢掛町（平成25年2月）



※詳細は、岡山県ホームページ/危機管理課を参照のこと。

危機管理課HP <http://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>

第1章 総則

第6節 南海トラフの巨大地震による被害想定

第1 地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は6強となっており、各市町村の最大震度は、最小でも5弱が想定される。矢掛町の最大震度は6弱である。

南海トラフの巨大地震による各市町村の最大震度一覧

市町村	震度	市町村	震度	市町村	震度
岡山市北区	6弱	高梁市	5強	里庄町	6弱
岡山市中区	6強	新見市	5強	矢掛町	6弱
岡山市東区	6強	備前市	6弱	新庄村	5弱
岡山市南区	6強	瀬戸内市	6弱	鏡野町	5弱
倉敷市	6強	赤磐市	6弱	勝央町	5強
津山市	5強	真庭市	5強	奈義町	5弱
玉野市	6弱	美作市	5強	西粟倉村	5弱
笠岡市	6強	浅口市	6弱	久米南町	5強
井原市	6弱	和気町	6弱	美咲町	5強
総社市	6弱	早島町	6弱	吉備中央町	5強

震度6強	岡山市(北区を除く)、倉敷市、笠岡市	3市
震度6弱	岡山市(北区)、玉野市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町	8市4町
震度5強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	5市4町
震度5弱	新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村	2町2村

岡山県では、過去数十年間、震度6弱以上となるような強い地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性が、昭和56年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率は高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

第2 地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実に行之、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、町民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組を着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第4項 矢掛町の液状化危険度分布

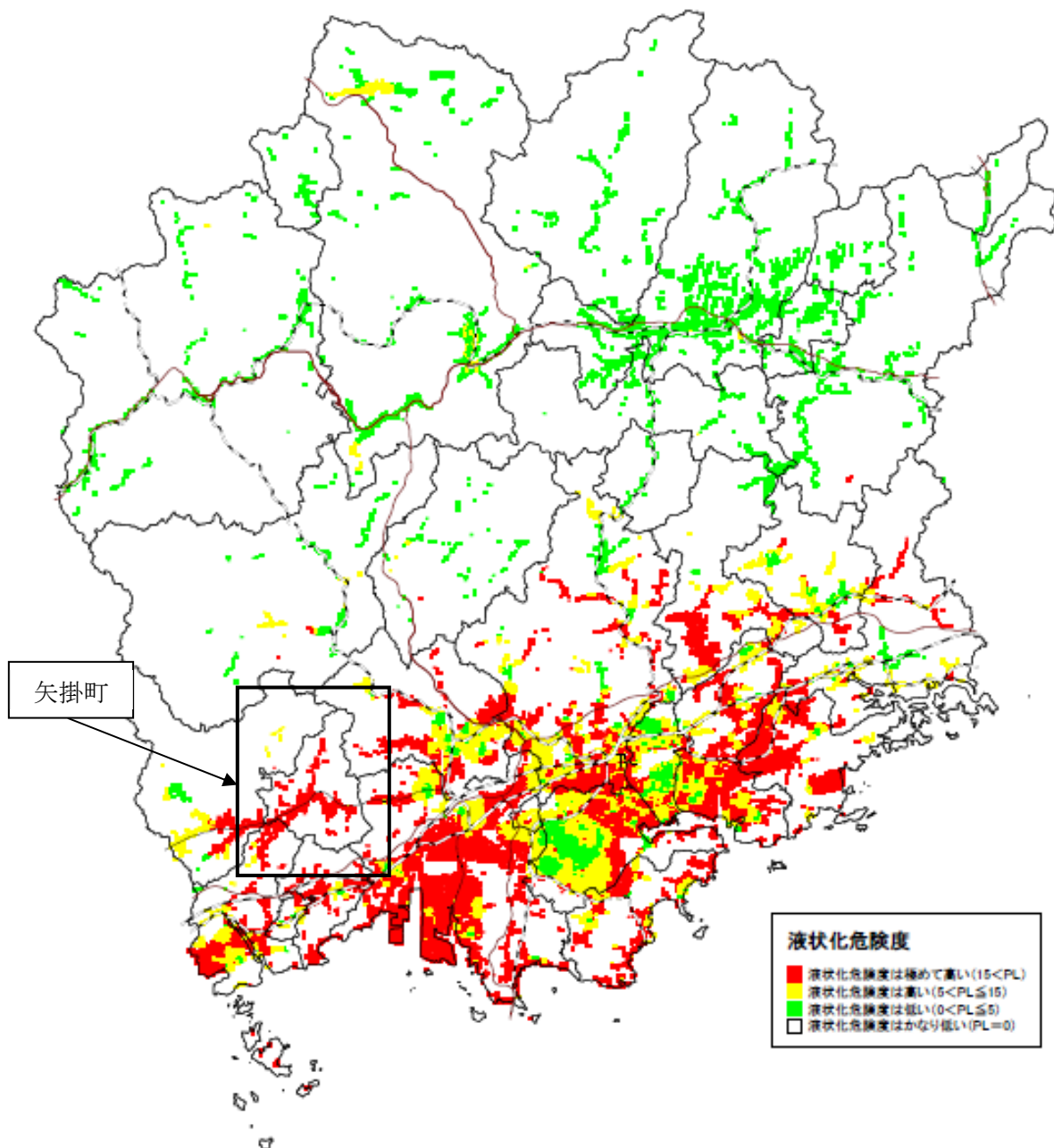
◎ 岡山県（矢掛町）の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

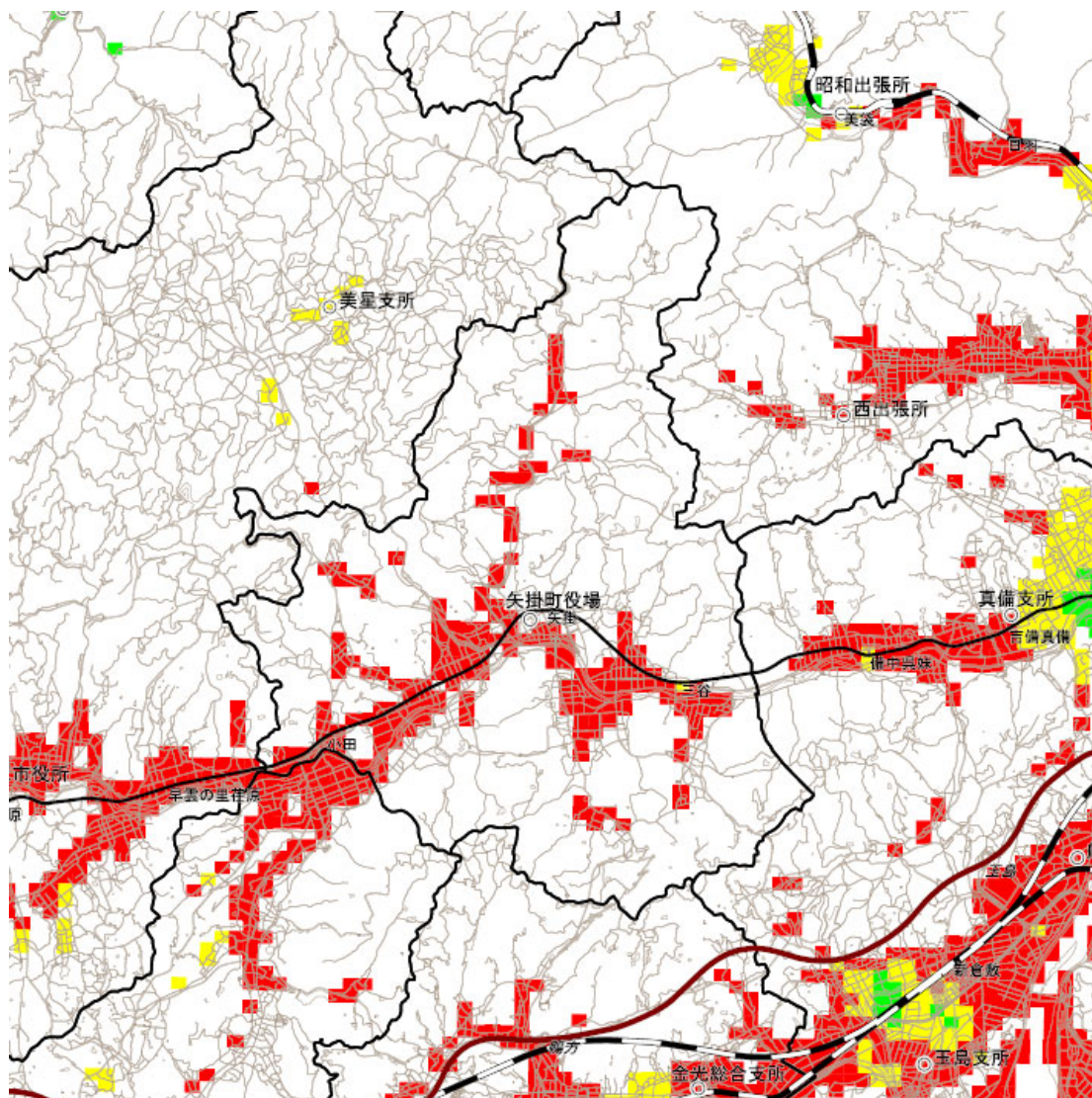
矢掛町では、河川付近の砂質地盤で液状化危険度の高い地域が多く見られる。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、 PL 値を用いている。 PL 値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく250mメッシュ単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 【県想定】（平成25年2月）



南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図 【県想定】矢掛町（平成25年2月）



※液状化危険度分布図を参照する際の注意事項

液状化危険度分布図は、250mメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。

※使用したボーリングデータ等について

震度分布図及び液状化危険度分布図は、平成24年3月末までに公開されている地盤データや市町村等から提供されたボーリングデータを使用して作成したものであり、本県で収集した過去一定時点のデータ等により判断したものである。したがって、推計に用いたデータは限られており、それ以降に行われた調査のデータは反映していない。

第1 液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口やため池であったような場所又は埋立地など、水に係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や古くから埋立事業が履行されてきた地域で高く分布しており、河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

町民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を活かし、地域の特性を正確に掴み、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

第2 液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要がある、空地に比し高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

＜参考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。

- ◎締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤を作る。
- ◎脱 水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
- ◎固 結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
- ◎地 中 壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
- ◎杭 打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第5項 矢掛町の人的・物的被害想定結果

1 建物被害（被害が最大となるもの：③冬・18時）

項 目	県	町
揺れによる全壊	4,690	29
液状化による全壊	1,036	9
急傾斜地崩壊による全壊	221	4
地震火災による消失	3,901	1
合 計（棟）	9,848	43

2 人的被害

（1）死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）

項 目	県	町
建物倒壊による死者	305	2
急傾斜地崩壊による死者	20	0
地震火災による死者	0	0
屋外落下物等による死者	0	0
合 計（人）	325	2

（2）負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜）

項 目	県	町
建物倒壊による負傷者	7,534	69
急傾斜地崩壊による負傷者	25	0
地震火災による負傷者	2	0
屋外落下物等による負傷者	0	0
合 計（人）	7,561	69

3 ライフライン被害

町想定

	区 分	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
上水道 （人）	給水人口	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率	断水人口	率
	15,092	11,859	78.6	7,199	47.7	4,316	28.6	513	3.4
下水道 （人）	支障人口	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率	支障人口	率
	7,589	7,589	100	307	4.0	0	0	0	0
電力 （軒）	電灯軒数	停電件数	率	停電件数	率	停電件数	率	停電件数	率
	9,696	9,696	100	143	1.5	0	0	0	0

※電力の停電軒数は機器点検による停電を含む。

※復旧状況は物資等の調達状況により変動する。

第1章 総則

第6節 南海トラフの巨大地震による被害想定

4 生活支障等

(1) 避難者

		地震直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
県	避難者数（人）	342,000	342,000	170,000	116,000
	避難所避難	225,000	225,000	116,000	35,000
	避難所外避難	117,000	117,000	54,000	81,000
町	避難者数（人）	300	300	1,400	1,200
	避難所避難	200	200	700	500
	避難所外避難	100	100	700	700

※避難所外避難とは、指定避難所以外の文化ホールなどの公共施設や自動車、親戚・知人宅などへ避難することをいう。

(2) 帰宅困難者

区 分	帰宅困難者	コメント
帰宅困難者（人）	1,200	ほとんどが町外からの通勤通学者である。

第6項 減災効果

第1 建物の耐震化の促進

町内の新耐震基準の1981年以降の建物比率は、木造が27%（1,211棟）非木造が54%（753棟）と建築年の古い建物が多い。

旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を100%にした場合には、建物の全壊棟数は8割以上軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約8割以上軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。

さらに、建物倒壊によって、火気器具・電熱器具などからの出火や避難路の閉塞も考えられるが、建物が倒壊しないように耐震化を実施することによって、延焼拡大時の避難路の確保も可能となり、火災による死者数も軽減できる。

加えて、建物被害が減ることにより、地震後も自宅に留まることが可能となり、避難者数も軽減できる。

第2 家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、平成24年9月の「防災対策に関するアンケート調査」によると、約15.4%の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を100%にすることで、死傷者数は約30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、町においても、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。

資料編

資料2-5 矢掛町建築物耐震診断等事業費補助金交付要綱

資料2-6 矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱

第7項 被害想定を活かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、町民一人一人が、今回の被害想定を自らのこととして捉え、

1	強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。
2	強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。
3	初期消火に全力をあげること。

などの取組を行うことで、尊い命を守ることが出来る。

平常時から自らができることを確実に言い（自助）、地域の安全を地域みんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を町民一人一人が持ち、料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

町は、県から示された被害想定を基にハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について、広く住民に認識させ、迅速な対応が図られるようその周知を図る必要がある。特に本町では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にして実施するよう努める。

第1 実施主体

1 町の役割

- (1) 町は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。
- (2) 最新の知見に基づく地震の被害想定を基に、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。
- (3) 避難に適切な場所、避難路を指定し、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておく。
- (4) 防災知識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (5) 町は、災害発生時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災

者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(6) 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(7) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組を支援する。

2 町及び商工会

町、備中西商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

3 地域住民の役割

住民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加等、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。さらに、住民は自ら災害教訓の伝承に努める。

4 企業の役割

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組を継続的に実施するようなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。その際、企業内のみにとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

なお、県、町及び各業界の民間団体は、必要な情報提供等、企業への効果的な支援に努め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国、県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

資料編 資料1-14 要配慮者利用施設一覧

5 住民及び事業者の役割

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として矢掛町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定める。

第2 家庭・地域における普及対策

- 1 防災知識の啓発は家族単位から始め、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。
- 2 県及び町は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。
 - ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による「自助」を基本とする家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での適正な飼養のための準備（動物避難用品の確保、しつけ、健康管理等）、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル、旅館等の避難場所・避難経路等の確認
 - ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動
 - ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など
 - ・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

資する行動

- 3 町及び県等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。
- 4 電気通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

第3 事業所・職場における普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

1	経営者（責任者）に防災知識を啓発すること。
2	従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
3	災害時の行動マニュアルを作成すること。
4	災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

第4 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

1	それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
2	利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。
3	防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

第5 緊急地震速報の普及・啓発

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第2項 防災教育の推進計画

主な実施機関	教育課
--------	-----

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を町民一人一人が持ち、平素から災害に対する備えを心掛けることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人一人が主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

そのため、災害から児童・生徒等及び教職員の生命、身体を安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

第1 対策

1 町の役割

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

町及び、国、公共機関、県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

2 学校管理者

国公立各学校管理者は、市町村の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、災害に備え、自らの命は自ら守り、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るため、平素から必要な教育を行う。

第2 防災上必要な組織の整備

学校やその他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

第3 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守り、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

1 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

2 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

3 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

町は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

4 防災知識の普及

町は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

第4 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

1 児童・生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であり、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要である。

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災用資機材等の整備
- ⑤ 避難行動要支援者の把握

(2) 災害時の活動

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 初期消火等の実施
- ③ 救助・救急の実施及び協力
- ④ 避難誘導の実施
- ⑤ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- ⑥ 避難行動要支援者の支援
- ⑦ 避難所運営

自主防災組織がない場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組む。

第1 実施主体

1 町の役割

町は、平常時から声掛け、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々が繋がりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

また、自主防災組織が未設置の地域の組織化を進めるとともに、既存組織の育成強化を図る。

また、矢掛町自主防災組織連絡協議会の設立など、地区内のほかの防災組織の連携強化を図る。

2 地域の自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織は、地域の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

(2) 自主防災組織は、自治会や町内会単位の組織を目指し、消防団と関連づけ、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

(3) 県・町等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

3 事業所等の自主防災組織

事業所等は、平常時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

事業所等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

4 消防団の充実・活性化

町は、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組むとともに、県の開催する研修会や出前講座などに積極的に参加するなど、その活動を支援する。

第4項 防災ボランティア養成等計画

主な実施機関	福祉介護課
--------	-------

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想される場所である。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当を始めとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティア活動への期待が高まってくる。

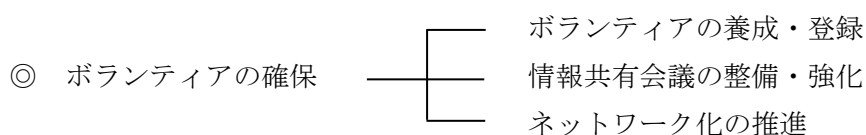
災害発生時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また一般ボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動できるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

そのため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を行い、災害時におけるボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

第1 ボランティアの確保



1 ボランティアの養成・登録

災害発生時に矢掛町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より矢掛町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討するとともに、矢掛町社会福祉協議会との役割分担等について、防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

2 情報共有会議の整備・強化

県及び町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

強化を，研修や訓練を通じて推進する。

3 ネットワーク化の推進

町は，災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため，災害中間支援組織，被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や，ボランティア活動に必要な行政情報，被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また，矢掛町社会福祉協議会，災害中間支援組織，NPO等関係機関との間で，被災家屋からの災害廃棄物，がれき，土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，ボランティア活動の環境整備に努める。

さらに，矢掛町社会福祉協議会は，災害発生時において迅速な対応ができるよう，近隣の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図るものとする。

第5項 住民、地域、事業所等の防災訓練計画及び参加

主な実施機関	総務防災課・教育課
--------	-----------

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。

そのため、災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

また、町は県と連携し、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、学校、公民館、自主防災組織、非常通信協議会、民間事業所、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

また、防災訓練を実施する際には、女性、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。

第1 訓練計画の策定

町は、自主防災組織の訓練計画の指導、助言に努める。

住民、地域、企業等はそれぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

第2 自主防災組織の防災訓練

1 防災訓練項目

(1) 情報連絡訓練

情報収集……………地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達……………防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(2) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(3) 避難訓練

各個人……………避難時の携行品等チェック

組織単位……………組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

(4) 給食給水訓練

炊出し、ろ過水器等により食糧や水を確保する方法、技術を習得する。

(5) 救出救護訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備え付けの資機材やAED（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等について習得する。

2 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

(1) 町又は消防組合が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

(2) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

第3 教育機関の訓練

教育機関は、就学期に防災意識を高めるために、教育現場での防災訓練を行うものとする。

- 1 学校は、小・中・高校に応じた訓練計画を策定し訓練を実施する。
- 2 教職員は、学校が避難場所等になることを想定した訓練に努める。

第4 NPO・ボランティア等との連携

町は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図るものとする。

第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

地震災害における自主防災組織の役割は重要であり、各地域の実情（集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮し整備を進める。

第1 活動施設の整備

町は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難場所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

①	自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。
②	地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要な資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。
③	地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の改善を図る。

第7項 要配慮者等の安全確保計画

主な実施機関	総務防災課・町民課・福祉介護課
--------	-----------------

近年の高齢化、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化等社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活では、独り暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のためには介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もいるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた対策が適切に講じられる必要がある。

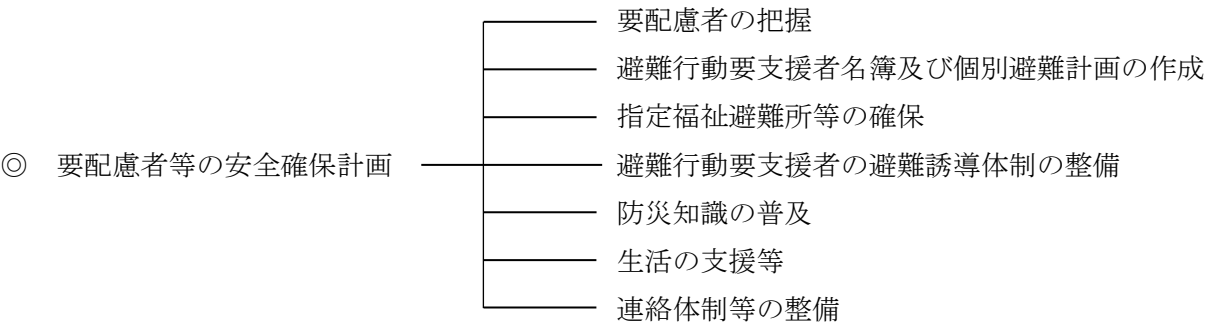
さらに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者のための指定福祉避難所の確保が求められている。

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下で要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、指定福祉避難所等の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

第1 要配慮者等の安全確保計画



1 要配慮者の把握

町は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

- (1) 居住地、自宅の電話番号
- (2) 家族構成

- (3) 保健福祉サービスの提供状況
- (4) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性
- (5) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法
(迅速確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。)

また、要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、町役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力する。さらに、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り、要配慮者に関する情報を把握しておくよう努める。

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害発生時に効果的な利用により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認が適切に行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

町は、防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等へのデジタル技術の活用を推進する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。

町は、防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

第2章 地震災害予防計画
第1節 自立型の防災活動の促進

町は、地区防災計画が定められている地域において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的運用が図られるよう努める。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関する事項を以下に定める。

(1) 避難行動要支援者名簿

① 避難支援等関係者となる者

- ・消防機関
- ・警察
- ・社会福祉協議会
- ・自治会、町内会
- ・民生委員、児童委員

② 名簿に登載する者の範囲

- ・65歳以上の一人暮らしの者又は65歳以上のみの世帯
- ・要介護3以上で、寝たきりや認知症の状態にある者
- ・身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・その他上記に準ずる状態であると認められる者

③ 名簿作成に必要な個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町が必要と認める事項

④ 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

- ・矢掛町避難行動要支援者登録調査書による

⑤ 名簿の更新に関する事項

町は、整備した避難行動要支援者名簿について、災害対策基本法第49条の10に基づき更新する。

⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことが出来るための通知又は警告の配慮

町は、音声告知放送・ケーブルテレビジョン等により、分かりやすく、早めの広報等により要配慮者へ避難を促すものとする。

⑦ 避難支援関係者の安全確保

町は、日頃から避難支援者に対して研修等により避難支援者の安全確保についての啓発等に努める。

⑧ その他、避難行動要配慮者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

(2) 個別避難計画

- ① 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
- ② 避難支援等関係者となる者
- ③ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ④ 個別避難計画の更新に関する事項
- ⑤ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
- ⑥ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ⑦ 避難支援等関係者の安全確保
- ⑧ その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

3 指定福祉避難所等の確保

町は、平常時から指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者等の要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、指定福祉避難所として利用可能な施設の把握及び指定福祉避難所の指定を行う。

その際、町は、老人福祉施設などと連携し、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な指定福祉避難所の指定を行う。

さらに、町は、指定福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、指定福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。

(指定福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(指定福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

資料編 資料1-13 避難所、主要避難路等一覧

4 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、個別避難計画の整備に努める。

また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

5 防災知識の普及

- (1) 町は県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等

の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

- (2) 町は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

- (3) 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

- (4) 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

6 生活の支援等

町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

①	要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
②	ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
③	要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
④	外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
⑤	柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
⑥	避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
⑦	避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
⑧	避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

住民は、自治会、町内会、民生委員等の活動を通じて、要配慮者を支援できる体制の構築に努める。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

7 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8項 食料、飲料水、生活必需品の確保計画

主な実施機関	総務防災課・町民課・福祉介護課・上下水道課
--------	-----------------------

第1 物資の備蓄・調達

町は、県と連携し、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第2 体制の整備

町は、県と連携し、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所・指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。また、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3 被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になるなど、被災地支援に関する知識を整理するとともにその知識の普及に努める。

第4 食料の確保

米穀については、災害時には、基本的には町が地元米穀小売業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、国と県の協定により、政府米の引渡しを受けることができる。ただし、政府倉庫等に在庫の米穀は玄米であり、精米にした後、供給する必要がある。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

円滑な食糧の確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、南海トラフ地震の被害想定に基づく計画的な公的備蓄の拡充や、流通在庫備蓄、他市町村との相互応援協定等や、食

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

品加工業者・外食産業等との協力体制を整備するよう努める。

1 対策

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食品を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

(1) 町内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

(2) 援助食料の集積場所の選定

(3) 住民、事業所の食料備蓄の啓発

住民・事業所等は、最低3日間から1週間分の食品を備蓄するように努める。なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとする。

災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第5 飲料水の確保

町は、以下のことについて実施するものとする。

1 水道復旧資材の調達計画を策定する。

2 他の市町村からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。マニュアルについては、以下のことを内容とする。

①	臨時給水所設置場所の事前指定
②	臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法
③	臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）
④	各臨時給水所と本部の通信連絡方法
⑤	必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過器等）
⑥	地図等応援活動に際し必要な資料の準備

3 給水タンク、トラック、ろ過器等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽の設置し、緊急時連絡管の設置等の検討を行う。

4 住民・事業所等に対し貯水や応急給水について指導を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。

5 水道工事業者等との協力体制を確立する。

住民・事業所等は、備蓄として1人1日当たり3ℓを基準とし、関係人数の最低3日間から1週間分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第6 生活必需品の確保

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

①	町が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・数量の把握
②	特定物資に係る流通在庫の定期的調査
③	特定物資の調達体制
④	援助物資の集積場所
⑤	町が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
⑥	住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時より食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておくよう努める。また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

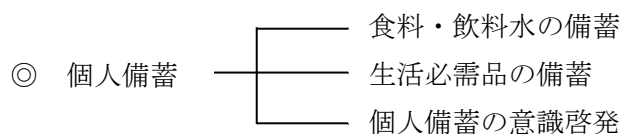
資料編 資料2-7 災害時協定一覧表

第7 個人備蓄

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、町等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

住民・事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災用品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

町は、広く住民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。特に、被災時に避難が困難となる孤立地区住民に対しては、個人備蓄を推進するよう普及啓発を図る。



1 食料・飲料水の備蓄

住民、事業所等は、最低3日間から1週間の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。なお、飲料水にあっては、1人1日当たり3ℓを基準とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成並びに食物アレルギーについても十分配慮するものとする。

2 生活必需品の備蓄

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確

第2章 地震災害予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

認等，災害発生への対策をとっておくものとする。

3 個人備蓄の意識啓発

個人備蓄の意義・必要性，方法等について，パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により，住民はもとより，社会福祉施設，事業所等に意識啓発する。

住民，事業者等は，自主防災組織活動等を通じて，自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保が困難となることが予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。なお、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。その際、職員の安全の確保に十分配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

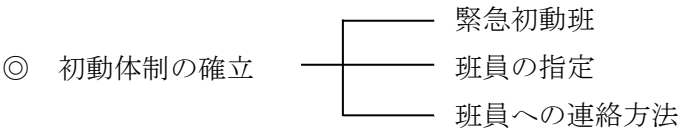
さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

町、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

町は、土木・建築職などの技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差をおいて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、二度にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

第1 初動体制の確立



第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

1 緊急初動班

- (1) 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。
- (2) 緊急初動班については、総務防災課が総括する。
- (3) 緊急初動班は、風水害における警戒体制に準じて組織する。
- (4) 緊急初動班は、震度4以上を観測する地震が発生した場合に自主参集する。
- (5) 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

①	情報の収集並びに幹部等への報告
②	県への報告
③	各配置体制への移行準備

2 班員の指定

- (1) 班員は、以下の表に示す職員の中から町内在住者をあらかじめ指定する。

配置体制	配置	対策部	人数
警戒体制	第1次配置 (災害警戒会議)	総務防災部	3
		企画財政部	1
		健康推進部	1
		こどもみらい部	1
		福祉介護部	1
		建設部	4
		上下水道部	1
		産業観光部	1
		教育部	1
警戒本部体制	第2次配置 (災害警戒本部)	総務防災部	3
		企画財政部	1
		税務町民部	4
		健康推進部	1
		こどもみらい部	1
		福祉介護部	1
		建設部	5
		上下水道部	1
		産業観光部	1
		教育部	1
		医務部	1
非常体制	第3次配置 (災害対策本部)	全対策部	

- (2) 班員は、震度4以上を観測する地震情報（テレビ、ラジオ等）により、勤務場所に自主参集する。

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

（3）班員の担当業務等についてはあらかじめ作成したマニュアルによる。

3 班員への連絡方法

班員への連絡については、当直員があらかじめ指定された非常連絡要員に通報する。

第2 非常時の処理権限の委譲

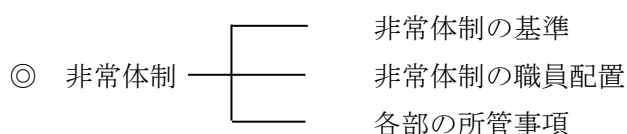
1 町長不在の措置

災害初期において、町長が不在の場合の町本部設置の判断や自衛隊の県要請などの処理権限の順位については、次のとおり定める。

第1位 副町長 第2位 危機管理監 第3位 総務防災課長

※総務防災課長が危機管理監を兼務している場合は、代行順位第3位は建設課長

第3 非常体制



1 非常体制の基準

（1）震度5強以上を観測する地震が発生した場合は、非常体制（町本部の体制）を設置する。

（2）町本部の組織は、矢掛町災害対策本部条例及び矢掛町災害対策本部規程の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地にあつて町本部の事務の一部を行うために、災害対策現地連絡調整本部を設置する。

2 非常体制の職員配置

（1）町本部各部に属する全職員が配置する。

（2）職員は、勤務時間外において震度5強以上を観測する地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったときは自主判断により、直ちに勤務場所に出勤するものとする。

（3）勤務場所に出勤できない職員は、所属長に報告、その指示を受ける。

（4）各所属長は、職員の配置状況を把握し、その状況を総務防災課長に報告する。

3 各部の所管事項

（1）矢掛町災害対策本部規程第4条第4項の規定の他に、震災対策に関する各部の所管事項を定める。

（2）各部の所管事項は、次のような点を踏まえ定めるものとする。

①	地震対策に関する法令の改正に対応する事項
②	国の各省庁の事業に対応する事項
③	県防災計画の震災対策編による新規・改正に対応する事項
④	広域応援体制の実行に対応する事項

第4 災害対策本部室の確保

1 地震により庁舎が損壊等の被害を受け、町本部機能に支障が生じたときは代替の町本部室を確保するものとする。

2 代替の町本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

①	町本部要員の収容能力があり，長期使用が可能な施設であること。
②	通信手段の確保が図れること。
③	幹線道路網に近接し，交通の便がよいこと。

3 町及び防災関係機関の体制整備

（1）町及び防災関係機関は，大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。

（2）町は，躊躇なく避難指示等を発令できるよう，平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに，当該業務を迫行するための役割を分担するなど，全庁を挙げた体制の構築に努める。

① 警戒体制

町内に震度4の地震が観測されたときは，警戒体制とする。

なお，配置体制及び配置基準等の詳細は「第3章 第1節 応急体制」を参照。

② 警戒本部体制

町内に震度5弱の地震が観測されたときは，警戒体制とし，警戒本部を設置する。

③ 非常体制（災害対策本部）

町内に震度5以上の地震が発生した場合，非常体制とし，災害対策本部を設置する。

（3）町は，所有者不明土地を活用した，備蓄倉庫等の整備，災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等，所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

4 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は，大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図るものとする。

（1）町は，訓練等を通じて，応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて，活用方法の習熟，発災時における円滑な活用の促進に努める。災害時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であり，平常時から国，地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど，連携強化を進めることにより，災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし，協定締結などの連携強化に当たっては，訓練等を通じて，発災時の連絡先，要請手続き等の確認を行うなど，実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理，支援物資の管理・輸送，避難者の運送等）については，あらかじめ，民間事業者との間で協定を締結しておく，輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど，協力体制を構築し，民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について，地域内の備蓄量，供給事業者の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連絡に努める。なお，燃料については，あらかじめ，石油販売業者と，燃料の優先供給について，協定の締結を推進するとともに，平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町は，随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう，建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また，災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

（2）町は，県への応援要求が迅速に行えるよう，あらかじめ県と要請の手順，連絡調整窓口，

連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることが出来るよう、必要な準備を整えておく。

- (3) 町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被害を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (5) 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- (6) 町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設のリスト化に努める。
- (7) 町は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。
- (8) 町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実を努める。
- (9) 町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。
- (10) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。
- (11) 町は、県が実施する住家被害調査の担当者のための研修機会に積極的に参加し、災害時の家屋被害認定の住宅被害調査の迅速化を図る。
- (12) 県及び町、中国電力株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。
- (13) 町は、男女共同参画の視点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。
- (14) 死者及び行方不明者についても、氏名等の公表に備え、県と連携の上、あらかじめ一

連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努める。

（15）町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

5 訓練の実施及び対応計画の作成

町は、防災機関と連携して災害時の応急活動に関するマニュアルの作成に努め、要員に周知するとともに、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施を行い、非常参集体制の充実に努める。

また、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くの要員、資機材等を投入し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

6 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応ため、必要に応じ関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

第2項 情報の収集連絡体制整備計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

町、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報をWebサイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じて県民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の充実を図る。

第1 災害時の通信手段の確保

- ◎ 災害時の通信手段の確保
- 防災関係機関の通信手段
 - 非常通信協議会との連携

1 防災関係機関の通信手段

（1）防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化や多重化、衛星電話の活用による通信手段の整備、拡充を図るとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。

町は、地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

（2）町は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はその恐れが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

（3）非常災害時に、町（町本部）が中心となり、消防組合、警察などの防災関係機関や病院、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。

（4）町は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の

確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練を通じて、実効性の確保に留意する。

- (5) その他住民への情報の伝達手段として有効な Web サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星携帯電話や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

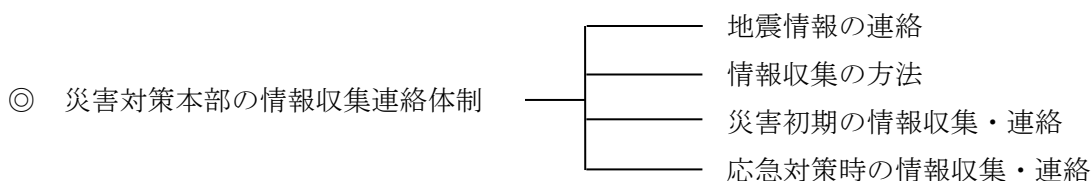
また、矢掛放送(株)が町内に設置する河川監視カメラの情報について、協定に基づき活用する。

2 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

これらのルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。

第2 災害対策本部の情報収集連絡体制



1 地震情報の連絡

町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と防災行政無線等を自動連動させることなどにより、J-ALERTにより受信した緊急地震速報を住民等に迅速に伝達する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

津波警報等、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

2 情報収集の方法

- (1) 町は、消防団員及び住民等から被害情報を収集する。
- (2) 町は、被害情報の連絡を行う際、原則として備中県民局を通して行う。ただし、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及びその他の防災関係機関に連絡する。
- (3) 防災関係機関は、本部に情報連絡員を派遣し、情報交換の緊密化を図る。

3 災害初期の情報収集・連絡

- (1) 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

（2）初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

①	人命にかかる被害，医療機関等の状況
②	道路の状況
③	生活関連（電気，水道，ガス）の状況
④	被害規模状況の把握のための情報

4 応急対策時の情報収集・連絡

（1）災害対応が応急対策の業務に移った時点以降においては、県、町及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

（2）被害情報については、各班からの報告を本部が取りまとめ、県に連絡する。

第3項 救助，救急，医療体制整備計画

主な実施機関	総務防災課・消防団・健康推進課・矢掛病院
--------	----------------------

第1 救助

震災時には、広域的あるいは局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救出を必要とする多数の傷病者が発生するため、消防機関，警察，自衛隊等の救助隊が，迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

また，救助隊の到着までには，ある程度の時間を要することから，それまでの間を住民等による救出に期待せざるを得ず，そのための条件整備を図る必要がある。

消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携のもとに，災害時における救助の体制の確立に努めることとする。

また，住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から，住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

- ◎ 救助
 - 組織体制の整備
 - 住民等による救助活動のための条件整備

1 組織体制の整備

町は，職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため，防災，医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに，職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図る。また，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努める。

さらに，災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう，組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお，県の指針に沿ってサイレントタイム（救出活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制することをいう。以下同じ。）設定マニュアルを作成する。

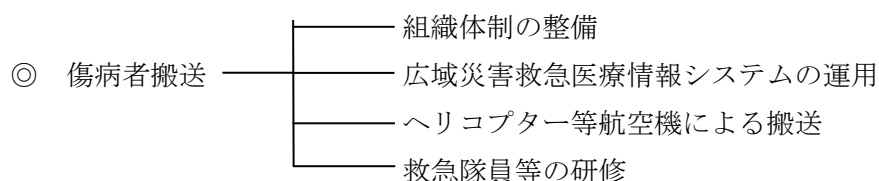
2 住民等による救助活動のための条件整備

町は，一般住民，自主防災組織，事業所等に対し，救助・救急の意識啓発並びに知識の普及及び訓練等を行う。

第2 傷病者搬送

大規模災害時には，広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが，現状の傷病者搬送体制は原則として消防機関のみであり，また，道路の損壊や医療機関そのものも被災し，医療行為を実施できなくなる等の要因により，傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに，医療機関の被災により患者の転送が必要となることが考えられる。そのため，消防機関，医療機関，保健所等との連携を図り，傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

傷病者の搬送については，県において設置する県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部が，消防機関，医療機関，保健所等との総合調整を行い，ヘリコプター等航空機の確保を含め，体制の確立に努めることになるため，町は県の調整に協力するものとする。



1 組織体制の整備

消防組合は、管内市町、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

2 広域災害救急医療情報システムの運用

町は、県、消防組合消防本部、医師会及び各医療機関と連携し、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に活用することとする。

3 ヘリコプター等航空機による搬送

町は、町域にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図る。

4 救急隊員等の研修

消防組合は、災害時における応急手当の方法やトリアージ（治療の優先順位による患者の選別をいう。以下同じ。）知識の取得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

資料編 資料1-4 ヘリポート適地

第3 医療体制

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これら体制の整備を図る必要がある。

また、災害時の病床数の不足に対応するため、県外への患者搬送訓練を今後も継続的に実施していくとともに、BCPの策定・実践により医療機関の被害を最小限にとどめ、その機能を低下させないよう努力をしていく必要がある。

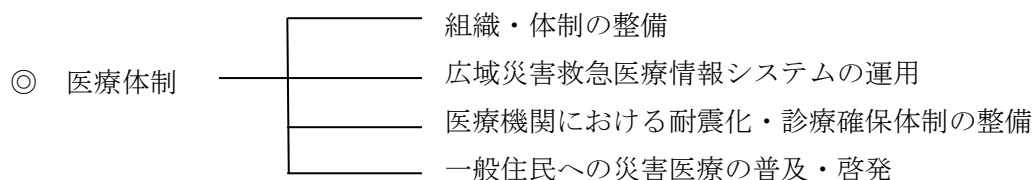
なお、南海トラフ地震の場合、太平洋沿岸各県の被害が甚大で、本県の傷病者を県外に搬送できない可能性もあるため、こうした事態への対処法の検討も行う必要がある。

さらに、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、町民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平常時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）



1 組織・体制の整備

町は、災害時に各医療機関における適切な医療活動の実施、救護所の設置、医療救護班の編成ができるよう、町内の医療機関、消防組合、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、町内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

2 広域災害救急医療情報システムの運用

町は、町内の医療機関、消防組合、医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、町内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

医療機関は、広域災害救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平常時から最新の医療情報を入力する。

3 医療機関における耐震化・診療確保体制の整備

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努めるものとする。

①	施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
②	貯水槽、非常用発電等の整備
③	医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
④	災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
⑤	業務継続計画の策定
⑥	人工呼吸器等の医療機器を使用している患者等の搬送先に関する計画の策定
⑦	携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

名称	配置	病院	機能	整備
基幹災害拠点病院	県下で1病院	岡山赤十字病院	・ 高度の診療機能 ・ 広域搬送の対応機能 ・ DMAT等の受入れ機能	・ 耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置 ・ 受水槽・衛星電話・ヘリポート
地域災害拠点病院	二次医療圏で1病院以上	県内9病院	・ DMAT派遣機能 ・ 応急用資機材貸出し機能 ・ 研修機能(基幹災害拠点病院のみ)	・ DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両 ・ 研修スペース(基幹災害拠点病院のみ)

4 一般住民への災害医療の普及・啓発

町は、県、消防組合及び日本赤十字社岡山県支部と連携し、一次救命措置(BLS)、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及・啓発を行う。

また、併せて駅・スーパー等の不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

第4 医薬品等の確保

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

救急医薬品、輸血用血液製剤等の供給については、災害時の体制を整え、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保にも困難を来したことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については流通段階における備蓄及び災害医療拠点病院の備蓄により確保するものとする。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なための確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備するものとする。

1 医薬品等の確保

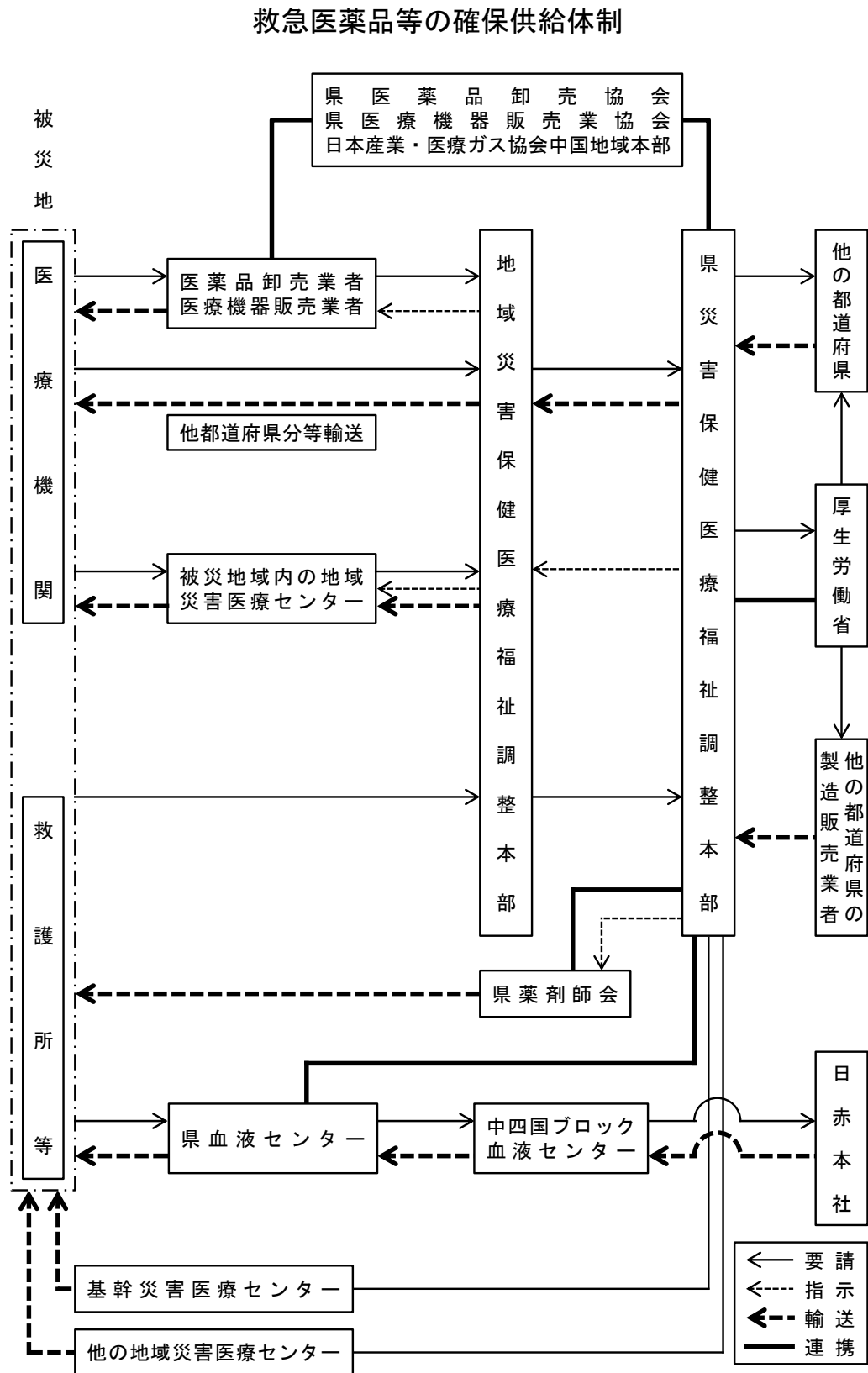
医薬品等の確保については、県、医薬品等備蓄施設及び県赤十字血液センターが行う。

町は、災害時を想定した医薬品の備蓄を進めるとともに、医療機関及び医師会、薬局等に対し、医薬品等の備蓄等に努めるよう要請する。

〈必要な医薬品等の種類〉

- ・災害後1～2日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・災害後3日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

＜救急医療品等の確保供給体制＞



第4項 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等整備計画

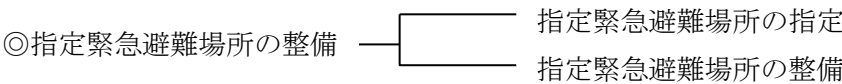
主な実施機関	総務防災課
--------	-------

町は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、国、県及び町は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第1 指定緊急避難場所の整備

町は、地域の実情に即した指定緊急避難場所の指定、整備を推進するものとする。



1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 町は、避難路、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所の指定に関しては、国・県等の被害想定等の見直しに合わせて、随時見直す。

- (3) 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- (4) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

2 指定緊急避難場所の整備

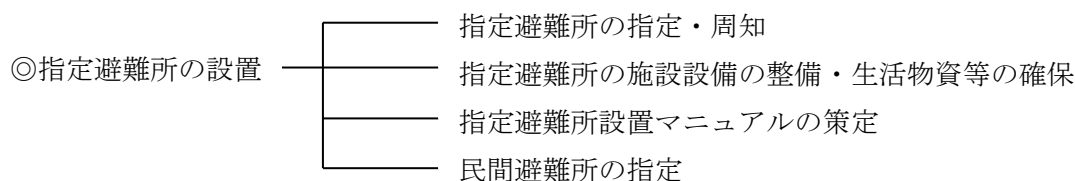
- (1) 市街地における緑とオープンスペースは、指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に

植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

（２）町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを住民にわかりやすく明示するよう努める。

（３）県及び町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第2 指定避難所の設置



1 指定避難所の指定・周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。指定避難所は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者等の要配慮者のため、指定避難所開設にあわせて、指定福祉避難所を開設する。なお、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

町は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。町は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接

避難することができるよう努める。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するための設備の整備に努める。

町は、感染症対策のため、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と感染症担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

町内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、または、近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借り上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

2 指定避難所の施設設備の整備・生活物資等の確保

町は、指定避難所において貯水槽、災害時給水栓、給水タンク、仮設トイレ、バリアフリー対応型マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

特に、小中学校の体育館については、矢掛放送(株)と連携し、避難者に対し災害情報等の入手のため、テレビ等の設置を進める。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

3 指定避難所設置マニュアルの策定

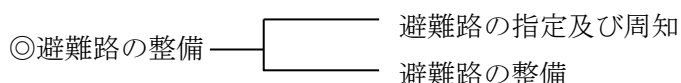
町は、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- （1）指定避難所の開設・管理責任者、体制
- （2）開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）
- （3）町本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- （4）防災関係機関への通報連絡体制の確立
- （5）シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
- （6）感染症対策を踏まえた運営方法
- （7）その他開設責任者の業務

4 民間避難所の指定

公共施設以外の避難所として民間施設を利用した避難所を検討する。

第3 避難路の整備



1 避難路の指定及び周知

想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て避難路を指定する。指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

2 避難路の整備

道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能をもつ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し，落下物発生のある建築物については改修を指導する。

避難路には避難路であることや指定緊急避難場所等の方向の標示を各所に行い，避難地への速やかな誘導ができるようにする。さらに，夜間の避難に備え，照明の確保にも努める。

資料編

資料1－13 避難所，主要避難路等一覧

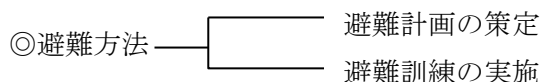
第5項 避難及び指定避難所の設置・運営計画

主な実施機関	総務防災課・消防団・福祉介護課・教育課・こどもみらい課
--------	-----------------------------

災害発生時には、浸水や火災、崖崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、あらかじめ避難経路について複数ルートの確保に努め、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練の実施推進に努める。

第1 避難方法

町は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。



1 避難計画の策定

町は、指定緊急避難所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

さらに、避難指示等の発令区域・タイミング、指定避難所、避難経路等の住民の避難誘導等避難体制をあらかじめ計画するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

さらに、避難誘導・支援の訓練の実施により、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制

の構築に努める。

町内会等においては、平常時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に検討するとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握及び避難支援方法を具体化する取組に努める。

小売店、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。なお、避難誘導マニュアル等の策定に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

また、社会福祉施設等の要配慮者利用施設においては、別途、避難確保計画の策定を促進する。

資料編 資料1－14 要配慮者利用施設一覧

2 避難訓練の実施

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で地域住民の参加を得て、避難訓練を実施するものとする。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

地域住民は、町等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施するものとする。

小売店、駅、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練の実施に努める。

資料編 資料1－13 避難所、主要避難路等一覧

第6項 指定避難所の運営体制の整備

主な実施機関	総務防災課・消防団・健康推進課・こどもみらい課・教育課
--------	-----------------------------

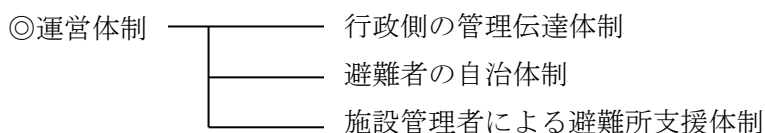
指定避難所の運営に当たっては、平常時から町の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

そのため、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。

また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定し始め、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて適切な対応を行う。町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借り上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

第1 運営体制



1 行政側の管理伝達体制

町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法、避難者に対する正確な情報の伝達、円滑な食料・飲料水等の配布などについてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

また、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

2 避難者の自治体制

町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や各地区、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について事前に「避難

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

所運営マニュアル」の作成に努めるとともに、健康管理，防犯，衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに，要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお，指定避難所の運営に当たっては，意思決定の場への女性の参画を推進するとともに，在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努めることに加え，家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1	避難者の自治組織（立上げ，代表者，意思決定手続き等）に係る事項
2	避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分，トイレ・ゴミ処理等日常生活上のルール，プライバシーの保護等）
3	避難所のレイアウトに係る事項
4	避難者名簿の作成等，避難状況の確認方法に係る事項
5	避難者に対する情報伝達，要望等の集約等に係る事項
6	その他避難所生活に必要な事項
7	平常体制復帰のための対策 ・ 事前周知，自治組織との連携 ・ 避難者の生活と授業環境の確保のための対策 ・ 避難所の統合・廃止の基準・手続き

また，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに，必要に応じ，他の地方公共団体に対して協力を求める。

3 施設管理者による避難所支援体制

指定避難所設置施設の管理者は，指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため，町や関係自主防災組織等とともに避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また，関係職員にあらかじめ研修を行い，必要な知識の習得に努める。

第7項 災害救助用資機材の確保計画

主な実施機関	総務防災課・消防団・建設課
--------	---------------

震災時には、警察、消防、自衛隊あるいは地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救出が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。

町は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

第1 町、消防機関による災害救助用資機材の確保

町は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、（一社）岡山県建設業協会矢掛支部等と重機類等の借上げに関する協定の締結に努めるものとする。

消防組合は、ファイバースコープ、エアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図るものとする。

資料編

資料2-7 災害時協定一覧表

第8項 建設用資機材の備蓄計画

主な実施機関	総務防災課・建設課
--------	-----------

複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等について一層の充実が必要である。

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保などの点から、（一社）岡山県建設業協会矢掛支部など関係団体の協力を最大限に活用することとし、町においては初期活動に必要となる最小限の資機材の備蓄に努める。

第1 備蓄

町においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要と思われる資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

第2 調達

町においては、町内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握したうえで、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画とあわせた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第9項 地域防災活動拠点整備計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

町は、防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第1 町による地域防災活動拠点の整備

町は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

①	物資等の集積基地
②	救急，救援の活動基地
③	災害ボランティア等の受入施設
④	ヘリポート施設

第10項 緊急輸送活動計画

主な実施機関	総務防災課・建設課
--------	-----------

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定等に基づく支援物資や大量の生活必需品や食料等の搬出が予想される。

また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それを繋ぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

町は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図り、関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努める。

各種資機材・救援物資等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

第1 拠点施設の耐震化

町は、資機材や救援物資の受援拠点となる施設の耐震化に努める。

第2 道路啓開の迅速化

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

第3 陸路以外の緊急輸送手段の確保

陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討する。

- 1 施設の管理者と連携をとりつつ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。
- 2 これらの場所を災害時に有効に利用しうよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。
- 3 臨時ヘリポートの災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。
- 4 町が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

- 5 町は、県と連携し、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第11項 消防等防災業務施設整備計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救出、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる消防における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

第1 消防

町及び消防組合は、地震防災緊急事業等の活用により、次の防災業務施設整備を図るものとする。

- 1 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。
 - （1）防火水槽，耐震性貯水槽の整備
 - （2）池，河川等の自然水利の活用を図る措置
 - （3）プール，上水道等の既存の人工水利の活用を図る措置
 - （4）道路横断用のホース保護具等の整備
- 2 消防ポンプ自動車，救急自動車等の車両の整備を図る。
- 3 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。
- 4 ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

第12項 広域的応援体制整備計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

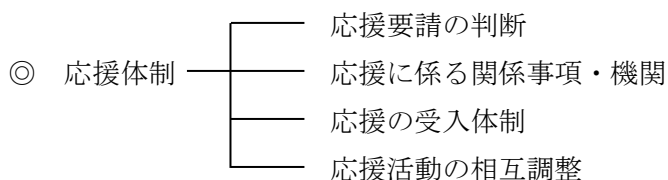
大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になる。

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか被災地の受入れ体制等についても検討を加えておかなければならない。

大規模災害を想定し、広域の応援体制を措置しておく必要がある。

また、町内における被災で応援が必要になる場合を前提に、応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、受援マニュアルを作成する。

第1 応援体制



1 応援に係る全般事項

（1）応援要請の判断

- ① 応援要請は、町長が判断をすることを原則とする。
- ② 地震被害は市町村域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができるものとする。

（2）応援に係る関係事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請するものとする。

① 県内相互応援

- ア 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。
- イ 町は、特に必要があると認めるとき、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に消防防災ヘリコプターを要請する。
- ウ 知事は、特に必要があると認めるときは、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を指示する。
- エ 岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。
- オ 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

② 県外からの応援

ア 自治体の応援

災害時の相互応援に関する協定に基づき、隣県やブロック単位の応援を受ける。

イ 警察の応援

警察災害派遣隊等の応援を受ける。

ウ 消防の応援

緊急消防援助隊の応援を受ける。

エ 自衛隊の派遣要請

町長は、自衛隊への派遣要請を知事に要請する。

（3）応援の受入体制

① 自治体応援の受入れは、町が行う。

町は、災害時の相互応援に関する協定に伴い、応援を受ける場合及び他市町村を支援する場合を考慮して、矢掛町災害対策本部規程の各部の所管事項を整備する。

② 警察（警察災害派遣隊等）・消防の応援隊（緊急消防援助隊等）は、それぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

③ 自衛隊の受入れは、基本的には町とするが、状況によって、県が応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

（4）応援活動の相互調整

① 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡を取り合い災害情報等の共有に努めるものとする。

② 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。

◎ 広域相互応援体制の確立

町は、災害の発生により町独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他の市町村と広域の相互応援に関する協定の促進を図るものとする。また、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

資料編

資料2-7 災害時協定一覧表

第13項 行政機関防災訓練計画

主な実施機関	全課
--------	----

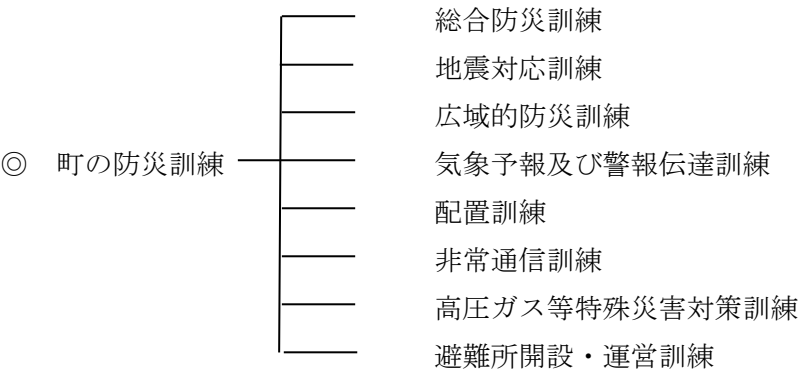
防災計画や防災活動マニュアルに加え，平素から各種訓練を実施し緊急事態に即応できる体制，機動力の維持に努める必要がある。

地震災害においては，被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから，町は，防災関係機関，地域住民，自主防災組織及びNPO・ボランティア等の参加を得て，緊密な連携の基に各種訓練を実施し，防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上，町民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては，被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し，参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど，より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また，訓練実施後には参加機関が集まり，訓練内容の評価を行うことにより，課題等を明らかにし，防災体制等の改善を行う。

第1 町の防災訓練



1 総合防災訓練

大規模地震を想定し，防災関係機関並びに地域住民が参加して，総合的，実践的な訓練を実施する。

(1) 訓練参加機関

①	県・警察・町・消防組合消防本部・消防団
②	医療・看護等の関係団体
③	自治会・町内会・婦人防火クラブ・自主防災組織・事業所等の防災関係団体

(2) 訓練項目

①	防災意識の高揚
②	住民，地域，企業における自主防災組織の訓練
③	防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
④	防災関係機関による応急対策訓練
⑤	緊急輸送路確保，救援物資輸送等の訓練
⑥	ライフライン等の確保訓練

第2章 地震災害予防計画

第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

⑦	避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
⑧	町本部訓練
⑨	広域応援要請訓練

（3）訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画の見直し、防災体制の改善に反映させる。

2 地震対応訓練

災害が発生した場合を想定し、図上にて、対処方針や具体的措置の検討等を行い、災害対応能力の向上を図る。

①	災害情報収集及び伝達訓練
②	災害ボランティア対応訓練

3 広域的防災訓練

県に協力し、災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウントーパート県等と、又は広域的に、次の防災訓練を実施する。

①	応援要請訓練
②	情報連絡訓練
③	応援隊等の応援・受援訓練
④	広域支援本部設置・運営訓練
⑤	支援における必要な物資、資機材の確保訓練

4 気象予報及び警報伝達訓練

気象予報及び警報等に関する情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

5 配置訓練

緊急初動班員の配置及び情報収集・伝達等の訓練を行う。

6 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会やアマチュア無線従事者等の協力を得て、有・無線の非常通信訓練を実施する。

7 高圧ガス等特殊災害対策訓練

町は、消防組合及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

8 避難所開設・運営訓練

町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第14項 業務継続体制の確保

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

- 1 町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- 2 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎・施設の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第3節 地震に強いまちづくり

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

主な実施機関	総務防災課・建設課・教育課
--------	---------------

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅・建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、町内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、市街地では木造家屋が密集し、火災の拡大が懸念されるが、道路や公園が火災の延焼防止に効果があることから、これらの整備も重要である。

さらに、被災時において住民が安全に避難できる避難路の確保の重要性についても認識を新たにしたところであり、適切な整備を図る必要がある。

このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいふべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備が重要であり、総じて地震・津波に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

現在、建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって、設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されているといえる。

しかし、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性をも損ねるため、社会通念上容認されにくく、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定レベルに食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要である。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかわり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、町民への耐震診断制度の利用促進の周知等、今後より促進していく必要がある。

また、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ばないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。さらに、避難地の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図りさらに安全なまちとする必要がある。

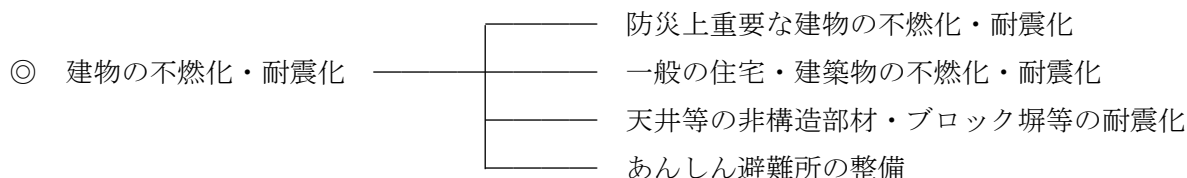
公園、緑地等公共空地は、避難地として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり、その整備に努めるものとする。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくりの方針を町都市計画マスタープランに位置付けることが望ましい。

また、町は地震防災緊急事業五カ年計画に基づき各種施設の緊急的な整備を図り、安全性向上に努

める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。さらに、一時避難において多くの町民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえだれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備を、耐震化と併せて進める。

第1 建物の不燃化・耐震化



1 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

町は、国、県及び施設管理者と連携し、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる診療所、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎、その他不特定多数の者が利用する施設など防災拠点建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

2 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進は、矢掛町耐震改修促進計画に基づくものとし、町は耐震診断・耐震改修について普及・啓発に努める。

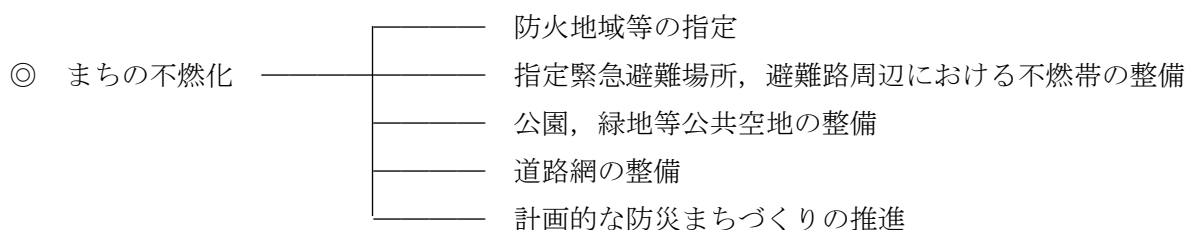
3 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

4 あんしん避難所の整備

町は、だれもが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供と併せて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

第2 まちの不燃化



1 防火地域等の指定

町は、必要に応じて、防火地域、準防火地域を指定・拡大するとともに、指定後については、

各種事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

2 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要である。

町は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

3 公園、緑地等公共空地の整備

町は、公園事業等により公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図ることとする。

4 道路網の整備

町は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯を積極的に設置するよう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

5 計画的な防災まちづくりの推進

町は、災害に強いまちづくりを計画的に推進するため、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の中に防災まちづくりに関する方針等を盛り込むよう努める。町民に対しては、一般建築物の不燃化・耐震化、落下物・ブロック塀等倒壊対策について取り組むよう啓発する。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、都市計画マスタープランに当面の整備目標として位置づけるとともに、その整備に努める。整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

道路…………… 避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。

また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

公園、緑地… 避難地、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

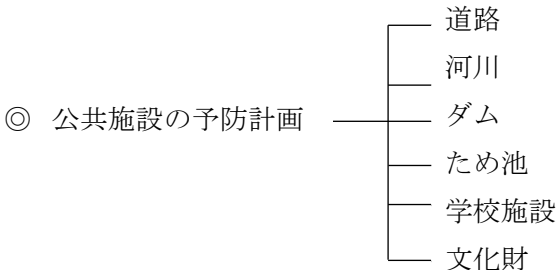
延焼遮断帯… 道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2項 公共施設等災害予防計画

主な実施機関	建設課・教育課
--------	---------

道路、鉄道等の交通施設、河川、砂防施設、学校施設等、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震対策を総合的、計画的に実施、推進する。これらの公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動についても重要な役割を果たすものである。従って、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により事前に予防措置を講じ、その適切な維持管理に努める。なお事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても、被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

第1 公共施設の予防計画



1 道路

道路は、日常の社会経済活動だけでなく地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。

県の被害想定における最大震度6強の地震が発生した場合においても、災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について点検を実施し、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の抜本的解消を図るよう関係機関と協力して進めるものとする。

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

2 河川

河川堤防は、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とすることとしており、特別な場合を除き地震を考慮していない。しかし、地震により堤防の被災が生じた際大きな浸水被害をもたらす恐れがある場合、特に堤防の耐震性を考慮する必要がある。

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。

堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

3 ダム

ダムは、国が示した構造令等の設計基準に基づき設計し、ダム位置の選定についても入念な地形・地質調査を実施し対応しており、安全性は高いとされている。

現在の安全性が維持できるよう適切な維持管理を行うとともに、南海トラフの巨大地震が発生した場合の対応については、今後の国の動向を踏まえた上で、必要に応じて検討する。

4 ため池

ため池については、阪神淡路大震災の際、ほとんど被害は発生していないが、町内には165のため池があり、このうち老朽化しているものは計画的な改修が必要である。

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、耐震性が不足しているものについて、下流への影響度や緊急性を考慮するなど、優先度を定めた上で必要な耐震対策を行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池についてハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、町や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

(1) 対策

防災の観点から重要なため池を対象として危険度等の基礎的調査を実施する。調査結果に基づき、土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、決壊した場合に下流に甚大な被害を及ぼすおそれのあるため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度4以上の地震を観測した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

5 学校施設

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められる。

児童・生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備する。また、災害時の指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

(1) 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(2) 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(3) 危険物等の災害予防

学校等にあつては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講じる。

6 文化財

地震による被害としては、建造物の倒壊、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

(1) 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 県が作成している「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

(3) 適時適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

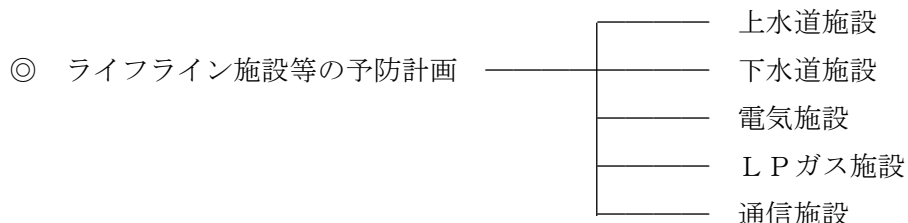
① 重要文化財建造物等にあつては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

② 建造物以外の有形文化財にあつては、移動・転倒・落下等による被害や文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

(4) 文化財及び周辺環境整備を実施する。

第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を及ぼすとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、町及びライフライン事業者は、県と連携し、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。



第1 上水道施設

主な実施機関	総務防災課・上下水道課
--------	-------------

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行うとともに、施設の老朽度合い、震度分布図、液状化危険度分布図など、地形・地質の状況を勘案して、必要な耐震診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進することが必要である。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

1 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするために、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水道橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

2 老朽管の更新

石綿セメント管については、耐震性の確保の点からは不適當な水道用管材であるため、ダクタイル鋳鉄管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

3 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンするような緊急時においても、他の水道施設によって能力をカバーするなど機能を維持できるようにし、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

4 水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

5 訓練・研修等の実施

訓練・研修等の実施を通じて、災害時の応急給水や応急復旧など、緊急時の広域支援体制の確立を図るとともに、民間事業者と連携した支援体制の確保を推進する。

第2 下水道施設

主な実施機関	総務防災課・上下水道課
--------	-------------

下水道施設の耐震化を計画的に進めるとともに、施設が被災した場合でも最低限の下水道機能等が確保できるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

1 下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

2 下水道BCPの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、流域下水道及び市町村下水道に係る事業継続計画（下水道BCP）を策定するとともに、訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

3 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

処理施設が損傷を受けた場合でも、被災の程度に応じて処理レベルを変更できるよう、処理施設間を結ぶバイパス水路の設置や処理場内管路への可とう継手の設置、機械電気施設の構造物との一体化といった耐震対策の実施を検討する。また、処理施設での下水処理が不能となった場合でも、修景池などを沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設の活用による必要最小限度の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画の再検討を行う。

4 重要幹線等の複数系列化

重要幹線等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二重化について検討する。

5 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管路等のネットワーク化について検討する。

6 下水道施設の防災施設としての活用

下水処理場は、広範囲な空間を有しており、施設も耐震性能を有している。これらを地域防災と連携した防災拠点位置づけを位置づけて活用することを検討する。

また、防災拠点施設における仮設トイレの汚水受入施設の設置や関係部局と連携した公共下水道接続型マンホールトイレの設置を検討する。

第3 電気施設

主な実施機関	中国電力株式会社岡山支社，中国電力ネットワーク株式会社
--------	-----------------------------

電力施設の災害を防止し，また，発生した被害の最小化を図り，早期の復旧を実現するため，防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

1 配電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

2 送電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

3 変電設備

機器の耐震は，変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した，「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また，建物については，建築基準法による耐震設計を行う。

4 通信設備

屋内装置の設置方法については，建物の構造(柔構造または剛構造)と装置の設置階及び装置の固定方法を考慮し設計する。

第4 L P ガス施設

主な実施機関	一般社団法人岡山県 L P ガス協会
--------	--------------------

L P ガスは，家庭用（県下の約70％世帯）や業務用の燃料として消費されており，安全の確保はL P ガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため，業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに，万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

1 L P ガス製造（充填）施設関係実施責任者と主要業務

(1) L P ガス製造事業者

L P ガス製造事業者は，関係法令等を遵守し，設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに，次の事項について検討・整備する。

① 製造施設の耐震性の強化等

特に，配管・ポンプ廻りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

② 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については，感震器を設置するとともに，作動したと

きの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

③ 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等との合同で実施し、防災力の強化に努める。

④ 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

⑤ 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

2 LPガス設備関係実施責任者と主要業務

(1) LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

① LPガスの安全についての知識の修得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を修得し実践する。

② 消防等公共機関や協会・支部等が実施する防災訓練等に参加する。

(2) LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

① LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

ア 容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重掛けの推進）

イ 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

ウ 配管は可とう性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入

エ 埋設配管はPE管等可とう性及び耐食性のある材料を使用

オ 安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24時間集中監視システムの設置促進

カ 容器の転倒、流出した場合に備えて、ガス流出防止機能を有した高圧ホースの設置促進

② 防災体制の強化

ア 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。

イ 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講じる。

・震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度

ウ 岡山県LPガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

(3) 協会、支部及び協議会等

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について県、市町村及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

① 広域防災体制の確立

県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。

② 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。

③ LPガス消費者への保安啓発活動の実施

消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。

④ 公共施設等へのLPガス設備等の設置促進

町、県等の公共機関に対して、地震災害発生時に避難所となる公共施設等に、LPガス災害用バルクシステム、LPガス発電機、GHP、ガスコージェネレーション等災害対策用機器の設置を促進し、災害時の緊急対応能力の強化を推進する。

⑤ その他必要な事項

資料編 資料1-11 危険物・高圧ガス大量保有事業所

第5 通信施設

過去の大震災等の教訓から、平常時においては、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

1 アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

2 通信電源の確保

広域停電に対処するため交換所への予備発電装置の設置、蓄電池の容量増及び非常用移動電源車の配備の見直しを行う。

3 緊急通信確保のための衛星通信の利用

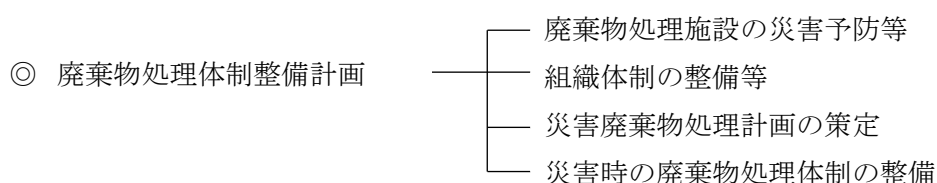
地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星（JCSAT-5A）による衛星回線システムを構築する。

第4項 廃棄物処理体制整備計画

主な実施機関	総務防災課・町民課
--------	-----------

町は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化等などの災害対策を講じるとともに、設備の整備に際しては、災害時に廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。



第1 廃棄物処理施設の災害予防等

1 災害予防及び資機材等の備蓄

(1) 仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

第2 組織体制の整備等

町は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

第3 災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画の策定に努め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的な検討を行う。

第4 災害時の廃棄物処理体制の整備

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場、最終処分場の確保に努めるとともに、同じ施設で処理を行う自治体間で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

1 仮設トイレ等し尿処理

町は、避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

2 避難所ごみ等

町は、避難所ごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

3 災害廃棄物

(1) 発生量・処理可能量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。町は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び処理予定施設の処理可能量、同じ施設を利用する井原市、笠岡市、浅口市、里庄町の発生量を推計・把握しておく。

(2) 処理スケジュール・処理フロー

町は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計をもとに、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

(3) 収集運搬

町は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

(4) 仮置場、仮設焼却炉

町は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、併せて利用方法や仮置場での破碎・選別方法等についても検討しておく。また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し稼働する方策を検討しておく。

(5) 損壊家屋の解体・撤去

町は、道路担当部署等と調整し通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の市町村への協力要請を行う体制を整備しておく。

(6) 最終処分

町は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

(7) 広域的な処理処分

町は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

第2章 地震災害予防計画

第3節 地震に強いまちづくり

(8) 各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、町は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

第5項 危険物施設等災害予防計画

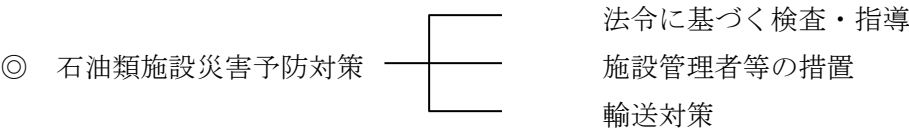
主な実施機関	総務防災課
--------	-------

危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

消防組合等は、高圧ガス及び放射性物質の予防対策について、施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

第1 石油類施設災害予防対策



1 法令に基づく検査・指導

消防組合は、消防法並びに危険物の規制に関する政令に基づき次の事項を実施する。

- (1) 危険物製造所等に対する立ち入り・保安検査をする。
- (2) 各種の講習会，研修会を通じての法令の周知，取扱いの徹底を図る。

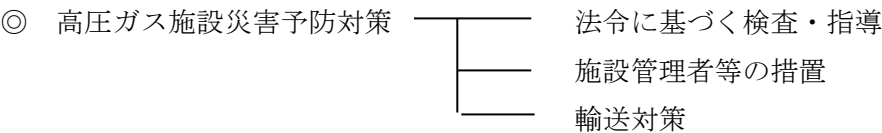
2 施設管理者等の措置

- (1) それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。
- (2) 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。
- (3) 自衛消防隊の組織化を促進し，自主的な災害予防体制を確立する。

3 輸送対策

消防組合は、警察の協力を得て輸送中のタンクローリー，携行缶運搬車両を立入検査し指導・取締の強化に努める。また、石油類の輸送に係る事故対策を強化するため、石油類輸送車両合同取締等を実施する。

第2 高圧ガス施設災害予防対策



1 法令に基づく検査・指導

消防組合は、中国四国産業保安監督部，県と連携し，高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき，次の事項を実施する。

- (1) 高圧ガス設備等の保安検査，立入検査を実施する。
- (2) 各種の講習会，研修会を通じて法令の周知，取扱いの徹底を図る。

2 施設管理者等の措置

- (1) 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

(2) 定期自主検査を実施する。

3 輸送対策

消防組合は、県、県警察と連携し、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

(1) 高圧ガス移動防災訓練

(2) 高圧ガス輸送車両合同取締

資料編 資料1-11 危険物・高圧ガス大量保有事業所

第3 火薬類施設災害予防対策

◎ 火薬類施設災害予防対策

	施設管理者等の措置
	輸送対策

1 施設管理者等の措置

(1) 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

(2) 定期自主検査を実施する。

2 輸送対策

県、県警察及び消防組合は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬物輸送車両合同取締等を実施する。

◎ 放射性施設災害予防対策

消防組合は、医療用、工業用等の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため次の措置を実施し、関係機関と連携して災害予防対策を推進する。

(1) 防災体制の整備

(2) 通信連絡体制の整備

(3) 環境監視体制の整備

(4) 救助体制の整備

(5) 防護用資機材の整備

第6項 地盤災害予防計画

主な実施機関	建設課
--------	-----

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じるよう指導する。

第1 地盤災害の予防計画

- ◎ 地盤災害の予防計画
- 地すべり，急傾斜地等崩壊危険地区の予防計画
 - 液状化危険地域の予防計画
 - 大規模盛土造成地マップの周知等
 - 土地利用の適正化

1 地すべり，急傾斜地等崩壊危険地区の予防計画

- (1) 町は、県等の実施する地すべり防止地区及び危険箇所に対する制限に協力し、地すべりによる災害の未然防止を図るものとする。
- (2) 町その他関係機関は、指定された急傾斜地等崩壊危険地区について、平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、崖崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。

資料編

資料1-5 急傾斜地崩壊危険区域

資料1-6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

2 液状化危険地域の予防計画

町は、地域住民に対して地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、過去に液状化が起こった地域で住宅を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりとした基礎工の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。

併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

3 大規模盛土造成地マップの周知等

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを周知するほか、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

4 土地利用の適正化

(1) 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は危険箇所マップの作成等により、災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般町民に対して公開することにより町民の意識を啓発し、町民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

(2) 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画，土地利用基本計画，さらに、都市計画法，宅地造成等規制法等の法令等により，適正かつ安全な土地利用への誘導・規制を図る。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

第1項 応急活動体制

主な実施機関 全課

地震が発生した場合における初動体制として緊急初動班の配置、業務を定め、さらには必要に応じ、町本部の設置へ円滑に移行できる措置を図る。

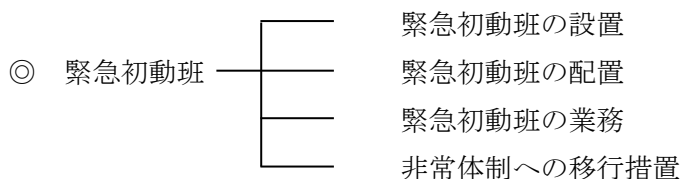
また、被害状況の把握に努め、町民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

第1 防災体制

地震に関する防災体制及び職員の配置は、次のとおりとする。

配置基準	配置体制の区分	参集職員	参集場所
町内で震度4を観測する地震が発生した場合	警戒体制 災害警戒会議 (第1次配置)	勤務時間内	
		災害警戒会議	町役場2階 第2会議室
		勤務時間外	
		緊急初動班	町役場2階 第2会議室
町内で震度5弱を観測する地震が発生した場合	警戒本部体制 災害警戒本部 (第2次配置)	勤務時間内	
		災害警戒本部会議	町役場2階 第2会議室
		各対策部	各所属課
		勤務時間外	
		緊急初動班	町役場2階 第2会議室
		各対策部	各所属課
町内で震度5強以上を観測する地震が発生した場合	非常体制 災害対策本部 (第3次配置)	勤務時間内	
		災害対策本部会議	町役場2階 第1会議室
		各対策部(部員)	各所属課
		勤務時間外	
		緊急初動班	町役場2階 第1会議室
		各対策部(部員)	各所属課

1 緊急初動班



(1) 緊急初動班の設置

大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

① 緊急初動班の指名

ア 本部長は町内在住の職員の中から緊急初動業務を行う職員（以下、「緊急初動班」という。）を指名し、班員の中から班長及びその代位者の指名をあらかじめ行う。

イ 緊急初動班員の指名は、毎年度当初（定期人事異動の後）に行う。

ウ 緊急初動班員の居住地等に変更があったときは、本人の届け出により緊急初動班員の解任又は変更を行うことができる。

② 緊急初動班については総務防災課長またはその代位者が統括する。

③ 班員への連絡については、あらかじめ整備した通信サービス等により行う。

(2) 緊急初動班の配置

緊急初動班員は、勤務時間外に次のいずれかにより震度4以上を観測する地震発生情報を知った場合には、勤務箇所に自主参集する。

① 震度4以上の地震の放送・伝達（テレビ、ラジオ、緊急速報メール等）があったとき。

② 震度情報ネットワークシステムの情報により、宿日直者からの通報があったとき。

(3) 緊急初動班の業務

緊急初動班の班長（総務防災課長又はその代位者）は、班員を指揮し次の業務を行う。

① 被災状況等の情報収集

② 町幹部への情報連絡並びに県への報告

③ 非常体制へ移行する措置

(4) 非常体制への移行措置

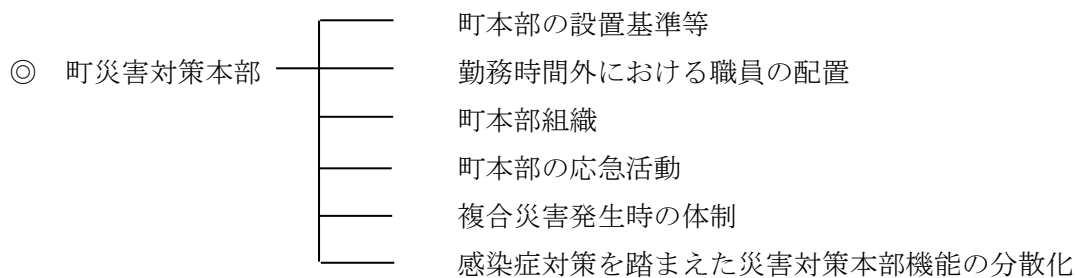
① 緊急初動班長は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め、町本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第1位 町長、第2位 副町長、第3位 危機管理監、第4位 総務防災課長

※総務防災課長が危機管理監を兼務している場合は、第4位は建設課長

② 被害状況により町本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

第2 矢掛町災害対策本部



1 町本部の設置基準等

(1) 町本部は、次の場合に設置する。

①	震度5強以上を観測する地震が発生した場合
②	その他町長が必要と認める場合
③	町本部を設置したとき及び廃止したときには、備中県民局に報告する。

2 勤務時間外における職員の配置

(1) 本庁及び出先機関の全職員は、勤務時間外において震度5強以上を観測する地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったときは自主判断により、勤務部署に出勤するものとする。

(2) 勤務部署に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの部署等へ仮配置し、所属長に報告、その指示を受ける。

(3) 各所属長は、職員の配置状況を把握するとともに、速やかに総務防災課長に報告する。

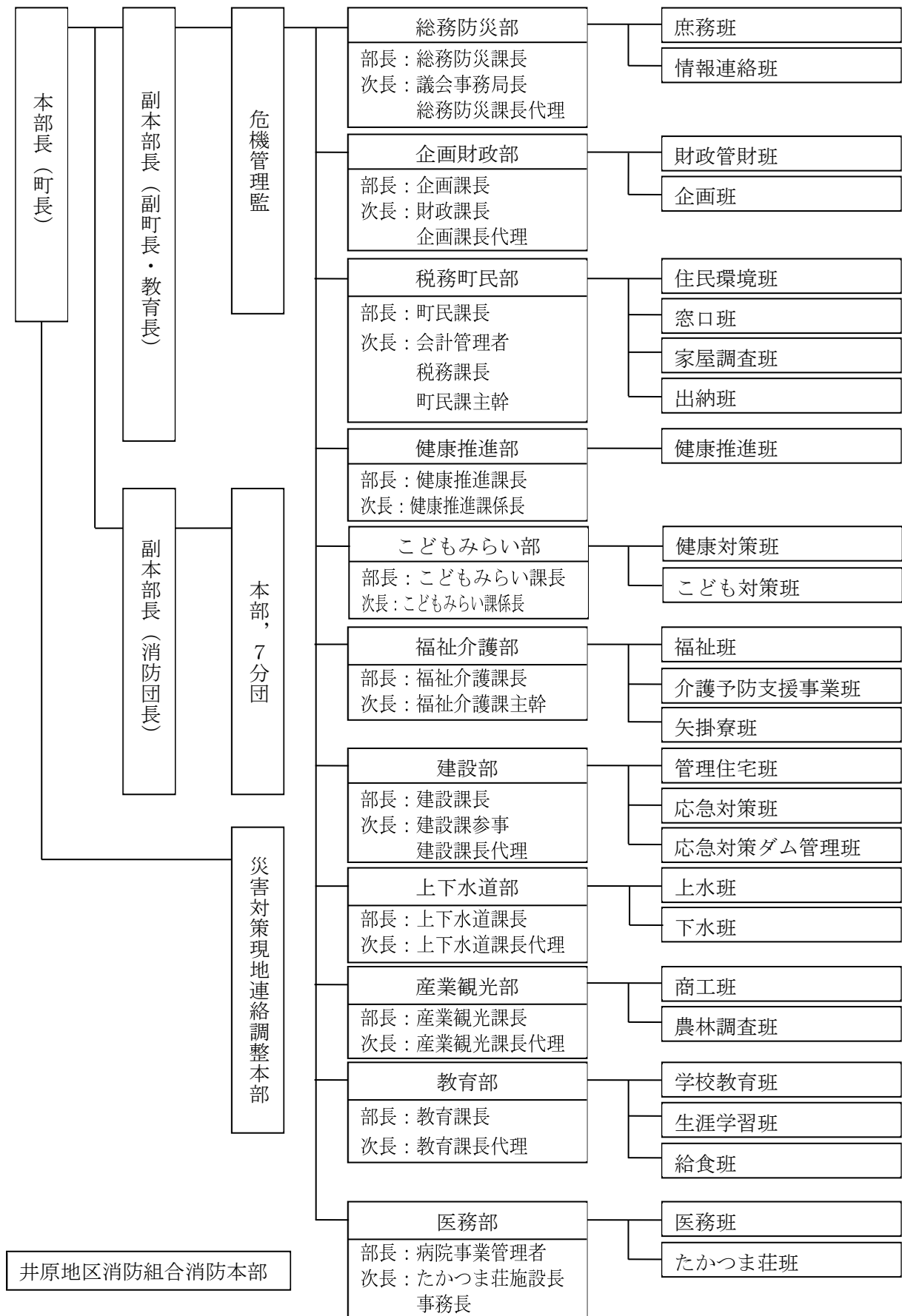
3 町本部組織

(1) 町本部組織は、矢掛町災害対策本部条例及び矢掛町災害対策本部規程の定めるところによる。なお、必要に応じて、災害地にあつて町本部の事務の一部を行うため、災害対策現地連絡調整本部を設置する。

(2) 町本部には、次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。

警察、消防組合、自衛隊、医療機関（指令機関）、電気、水道、ガス、その他必要な機関

矢掛町本部組織表



第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

4 町本部の応急活動

(1) 町本部が設置されたときは、各部・各班はあらかじめ定められた所管事項（矢掛町災害対策本部規程の別表）を所掌する。

(2) 町本部は、県の災害対策本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

矢 掛 町 本 部 一 覧 表

部名 (部長、次長)	班 名	発生時	災害時	復旧時	所 掌 事 務
各 部 共 通					1 所管に属する防災計画の作成及び修正に関すること。
					2 所管に属する災害応急対策に必要な資機材の整備及び点検に関すること。
		●	●	●	3 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
		●	●		4 災害時における所管事項の執行記録に関すること。
		●	●	●	5 所管に属する関係機関等の連絡調整に関すること。
		●	●	●	6 他班の応援に関すること。
総務防災部 部長 総務防災課長 次長 議会事務局長 総務防災課長代理	庶務班	●	●		1 町本部会議の設置、庶務に関すること。
		●	●		2 町本部事務の総合調整に関すること。
		●	●		3 町本部の設置及び廃止に関すること。
		●	●		4 災害対策体制及び職員配置の決定に関すること。
		●	●		5 職員の配置、動員連絡及び出動人員の把握に関すること。
		●	●		6 職員の活動状況記録及び報告に関すること。
				●	7 職員の罹災給付に関すること。
		●	●		8 被害状況等の取りまとめに関すること。
		●	●		9 災害応急対応の取りまとめに関すること。
		●	●	●	10 県等への災害報告に関すること。
		●	●		11 消防団等防災関係機関との連絡調整に関すること。
		●	●	●	12 自衛隊への派遣要請及び後方支援に関すること。
		●	●	●	13 警察等との連携による警備に関すること。
		●	●	●	14 派遣・応援・支援要請の動員計画に関すること。
		●	●	●	15 県及び他市町への応援要請及び後方支援に関すること。
		●	●	●	16 国、県に対する要望に関すること。
		●	●		17 町民からの連絡対応に関すること。
		●	●		18 職員への防災情報の周知に関すること。
		●	●		19 情報機器の確保に関すること。

第3章 地震災害応急対策計画
第1節 応急体制

部名 (部長，次長)	班 名	発生時	災害時	復旧時	所 掌 事 務
		●	●		20 庁内電算システムの被害調査及び復旧に関すること
		●	●		21 職員の参集に関すること。
		●	●		22 自主防災組織との連絡調整に関すること。
		●	●		23 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達に関すること。
		●	●		24 気象予報・警報及び河川情報等の収集・伝達に関すること。
		●	●		25 県，気象台，消防及び警察等の防災関係機関との連絡調整に関すること。
		●	●		26 避難情報に関する事務に関すること。
		●	●	●	27 人の安否確認，捜索，報告に関すること。
		●	●		28 警戒区域の設定に関すること。
		●	●	●	29 本庁と出先機関との連絡調整。
				●	30 災害救助法の適用申請事務に関すること。
				●	31 国，県に対する要望事項，被害関係資料等の取りまとめ及び報告に関すること。
				●	32 町議会への報告，連絡調整並びに提出資料の取りまとめに関すること。
				●	33 災害対応の検証に関すること。
		●	●	●	34 その他の庶務に関すること。
		●	●		35 要配慮者及び避難支援者の情報伝達に関すること。
		●	●	●	36 受援に関すること（個々の業務は関係班で対応）。
	情報連絡班		●		1 町長の災害視察に関すること。
				●	2 国，地方公共団体等からの視察対応に関すること。
		●	●		3 防災関係機関等の広報内容の把握に関すること。
		●	●		4 報道機関への災害情報等の発信に関すること。
		●	●		5 報道機関との連絡調整，情報交換，放送要請に関すること。
			●	●	6 生活情報等の災害広報に関すること。
			●	●	7 応急・復旧対策の実施状況及び写真記録等のとりまとめに関すること。
		●	●	●	8 災害の撮影記録に関すること。
				●	9 記録誌の作成に関すること。
		●	●	●	10 防災行政無線，町ホームページの管理運営及び有線放送，矢掛放送の活用に関すること。
		●	●		11 矢掛町防災メール及びエリアメールの活用に関すること。
		●	●		12 矢掛放送文字放送及び有線放送の活用に関すること。

第3章 地震災害応急対策計画
第1節 応急体制

部名 (部長、次長)	班 名	発生時	災害時	復旧時	所 掌 事 務
企画財政部 部長 企画課長 次長 財政課長 企画課長代理	財政管 財班		●	●	1 町有財産の被害調査及び復旧計画に関する事。
		●	●	●	2 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整
		●			3 防災資機材の調達に関する事。
			●	●	4 車両の撤去・確保に関する事。
			●	●	5 災害対策の予算及び財政計画に関する事。
			●	●	6 国、県等の補助金に関する事。
				●	7 災害応急工事の契約等に関する事。
				●	8 高速道路免除申請証明書の発行に関する事。
				●	9 災害救助法に係る繰替支弁に関する事。
	企画班			●	1 被災者生活再建支援金に関する事。
				●	2 一時転居者支援に関する事。
				●	3 住宅災害復興融資利子補給に関する事。
				●	4 災害復興計画に関する事。
				●	5 被災者生活復興資金貸付制度に関する事。
			●	●	6 罹災証明書, 被災証明書の発行の応援に関する事。
税務町民部 部長 町民課長 次長 会計管理者 税務課長 町民課主幹	住民環 境班		●	●	1 ごみの緊急収集に関する事。
			●	●	2 し尿の緊急汲取に関する事。
			●	●	3 仮設トイレの確保、輸送に関する事。
			●	●	4 災害ごみ仮置場の設置・運営・処分に関する事。
			●	●	5 消毒に関する事。
	窓口班		●	●	1 自治会との連絡調整に関する事。
		●	●		2 災害に関する町民相談窓口の設置に関する事。
			●	●	3 遺体の安置及び火葬等に関する事。
	家屋調 査班	●	●	●	1 被害家屋の調査及び取りまとめに関する事。
			●	●	2 税務関係の被害調査に関する事。
			●	●	3 罹災証明書, 被災証明書の発行に関する事。
				●	4 被災者の税・保険料に関する事。
	出納班	●	●		1 災害対策物資及びその他資材の調達・管理に関する事。
				●	2 義援金・援護金の取り扱いに関する事。
健康推進部 部長 健康推進課	健康推 進班	●	●	●	1 避難者の体調管理に関する事。
			●	●	2 食品衛生対策に関する事。

第3章 地震災害応急対策計画
第1節 応急体制

部名 (部長、次長)	班 名	発 生 時	災 害 時	復 旧 時	所 掌 事 務
長 健康推進課 係長					
			●	●	3 感染症対策に關すること。
			●	●	4 精神医療に關すること。
		●	●	●	5 被害状況，応急・復旧対応等の情報収集及び報告に關すること。
		●	●		6 来庁者及び職員の安全確保，負傷者の救護。
こどもみらい部	健康対策班	●	●	●	1 健康対策に關すること（妊産婦・乳児・職員含む）。
部長 こどもみらい課長	こども対策班	●	●		1 園児の安全確保に關すること。
次長 こどもみらい課係長		●	●		2 園児の避難及び報告に關すること。
		●	●	●	3 被害状況，応急・復旧対応等の情報収集及び報告に關すること。
			●	●	4 被災園児の応急対応に關すること。
福祉介護部	福祉班	●	●	●	1 社会福祉施設（介護保険施設等）との連絡調整に關すること。
部長 福祉介護課長			●	●	2 ボランティアニーズの把握及び社会福祉協議会との連絡調整に關すること。
次長 福祉介護課主幹			●	●	3 ボランティアセンターの応援に關すること。
		●	●		4 要配慮者避難支援体制の確立に關すること。
		●	●		5 要配慮者の安否確認及び避難誘導に關すること。
		●	●		6 要配慮者等の移送手段に關すること。
			●	●	7 物資の供給に關すること。
				●	8 義援金の募集・配分及び広報活動に關すること。
				●	9 生活救済対策（災害援護資金等）に關すること。
		●	●	●	10 被害状況，応急・復旧対応等の情報収集及び報告に關すること。
		●	●	●	11 福祉避難所の開設・運営に關すること。
	介護予防支援事業班	●	●	●	1 介護予防支援事業所業務継続計画に沿った対応に關すること。
		●	●	●	2 福祉班の応援に關すること。
	矢掛寮班	●	●		1 矢掛寮入所者の安全確保（避難誘導，安否確認等）に關すること。

第3章 地震災害応急対策計画
第1節 応急体制

部名 (部長，次長)	班 名	発生時	災害時	復旧時	所 掌 事 務
		●	●	●	2 被害状況，応急・復旧対応等の情報収集及び報告に 関すること。
建設部 部長 建設課長 次長 建設課参事 建設課長 代理	管理住宅班	●	●	●	1 土木関係施設の被害状況，応急・復旧対応等の情報 収集及び報告に關すること。
		●	●	●	2 町営住宅災害対策に關すること。
			●	●	3 応急住宅対策に關すること。 ・被災住宅・被災宅地の危険度判定に關すること。 ・被災住宅の応急対策に關すること。 ・応急仮設住宅に關すること。
		●			4 排水機施設との連絡調整に關すること。
		●			5 排水対策に關すること（雨水ポンプ場の操作）。
	応急対策班	●			1 災害応急対応に關すること。 ・通行止め等の応急対応。 ・通行止めによる迂回路の設定。 ・応援業者等の連絡調整。 ・応急工事 など。
		●			2 巡回活動に關すること。
		●			3 通行止め箇所での避難誘導に關すること。
		●	●		4 危険区域の警戒及び情報連絡に關すること。
		●	●		5 道路，橋りょう，河川その他土木関係の被害調査に 關すること。
			●	●	6 応急対策物資の輸送に關すること。
		●	●	●	7 応急応援業者等の建設資機材の調達・配分及び報告に 關すること。
				●	8 公共土木施設及び農地農業用施設等の災害調査及び査 定の実施に關すること。
	応急対策ダム 管理班	●	●		1 災害地の応急対策に關すること。
		●	●		2 危険区域の警戒及び情報連絡に關すること。
		●	●		3 ダムの警戒，情報連絡及び関係地域への広報に關する こと。
		●	●		4 農林道，水路，ため池，その他農林業施設の被害調査 に關すること。
		●	●		5 湛水防除施設との連絡調整に關すること。
		●	●		6 水害及び土砂災害危険箇所の警戒に關すること。
上下水道部	上水班	●	●	●	1 被害状況，応急・復旧対応等の情報収集及び報告に 關すること。

第3章 地震災害応急対策計画
第1節 応急体制

部名 (部長、次長)	班 名	発生時	災害時	復旧時	所 掌 事 務
部長 上下水道課長 次長 上下水道課長代理		●	●		2 水道施設の応急対策に関すること。
			●	●	3 給水対策に関すること。 ・断水エリアの特定。 ・応急給水計画の作成、実施。 ・飲料水の確保及び供給。 ・水質検査及び安全宣言。
			●	●	4 上下水道にかかる住民・自治会等との連絡対応に関すること。
	下水班	●	●	●	1 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。
		●	●		2 下水道施設の応急対策に関すること。
			●	●	3 下水道施設等を活用したし尿処理協力に関すること。
産業観光部 部長 産業観光課長 次長 産業観光課長代理	商工班		●	●	1 商工、観光関係の被害調査に関すること。
		●	●		2 観光客への情報提供に関すること。
			●	●	3 罹災証明書、被災証明書の発行の応援に関すること。
	農林調査班	●	●		1 危険区域の警戒及び情報連絡に関すること。
		●	●		2 農林産物の災害防除に関すること。
			●	●	3 作物、家畜の伝染病予防・防疫、写真記録及び報告に関すること。
				●	4 被害農林業者等に対する資金の融資及び農業共済金支払いに関すること。
				●	5 農林対策にかかる自治会、町内会等との連絡対応に関すること。
教育部 部長 教育課長 次長 教育課長代理	学校教育班	●	●		1 文教施設の災害応急対策に関すること。
		●	●		2 被害状況、応急・復旧対応等の情報収集及び報告に関すること。
				●	3 被災児童の学用品の給与に関すること。
				●	4 被災児童生徒等の生活救済対策に関すること。
		●	●	●	5 小中学校等との連絡調整に関すること。
		●	●	●	6 避難所の開設・運営に関すること。
		●	●	●	7 避難所等の避難者の確認と報告に関すること。
			●	●	8 児童、生徒の応急教育に関すること。
		●	●		9 児童、生徒等の安全確保に関すること。
		●	●		10 児童、生徒の避難及び報告に関すること。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

部名 (部長、次長)	班 名	発 生 時	災 害 時	復 旧 時	所 掌 事 務
		●	●	●	11 被災児童・生徒の応急対応に関すること。
	生涯学 習班	●	●		1 社会教育施設の災害応急対策に関すること。
				●	2 社会教育施設・文化財等の被害調査及び報告に関する こと。
	給食班		●	●	1 食糧の供給に関すること（炊出し、輸送等）。
			●	●	2 食糧供給の応援に関すること。
医務部 部長 次長	医務班	●	●		1 救急医療活動に関すること。
			●	●	2 災害医療支援の受入及び調整に関すること。
	たかつ ま荘班	●	●	●	1 福祉避難所の開設・運営に関すること。

5 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

6 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を確保するなど、感染症対策を踏まえた対応を行う。

資料編

資料2-2 矢掛町災害対策本部条例

資料2-3 矢掛町災害対策本部規程

第2項 地震情報の種別と伝達計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 地震・津波に関する警報等の種別

1 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の揺れが予想される場合のものを、特別警報に位置付けている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 地震情報

地震が発生した場合、気象庁は、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

（参考）

- ・ 津波警報等（大津波警報、津波警報、津波注意報）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

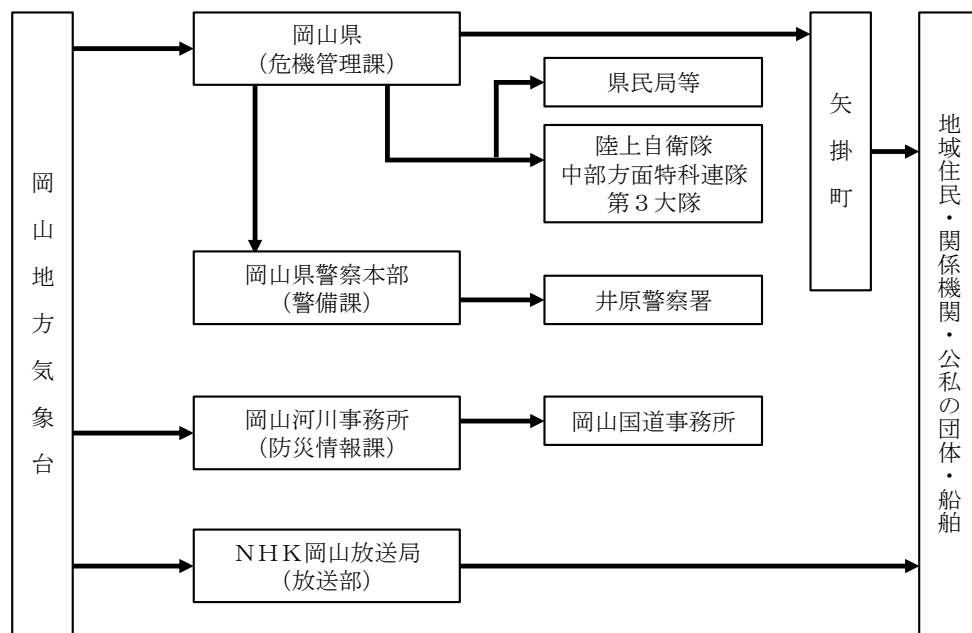
なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

- ・ 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

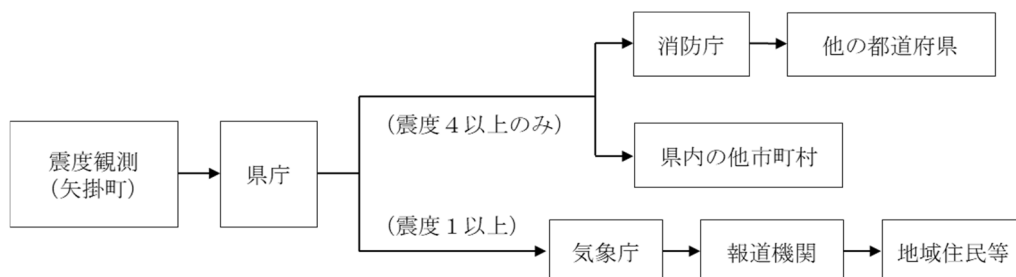
第3章 地震災害応急対策計画
第1節 応急体制

(1) 岡山地方気象台からの伝達



(注) 県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(2) 震度情報ネットワーク



第3項 被害情報の収集伝達計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

災害時には通信回線の被災状況を把握のうえ、適切な通信手段を確保し情報の収集を図る。

被害情報は災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を県の関係機関に伝達する。

第1 災害時の通信手段

- ◎ 災害時の通信手段
- 通信設備の状況
 - 通信手段の確保

1 通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、通信施設一覧（資料編 資料1－2）のとおりである。

2 通信手段の確保

（1）災害発生直後は直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

①	防災行政無線による地上系移動局
②	携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線
③	民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第57条、第79条）
④	アマチュア無線等の非常通信の活用
⑤	防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

（2）通信手段の確保に合わせ、その機能維持等の要員を配置する。

①	通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員
②	通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

第2 災害初期の被害情報の収集・連絡

- ◎ 災害初期の被害情報の収集・連絡
- 町の情報収集
 - 県・国への報告

1 町の情報収集

（1）町は、自らも概括的な情報収集をするほか、県、警察、消防組合、医療機関、道路管理者、ライフライン事業者から被害情報を収集する。

（2）災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

①	人命に係る被害、社会福祉施設、医療機関等の被害状況
②	道路の被害状況
③	生活関連（電気、水道、ガス）の被害状況

（3）町本部が設置されていない時点の情報収集は、総務防災課又は緊急初動班が行う。

2 県・国への報告

（1）町は、被害について把握できた範囲で直ちに県へ連絡する。

（2）町は、地震により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防組合への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

（3）町は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告する。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

(4) 町は、町内において「震度5強」以上を観測する地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。)

第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

(5) 震度6弱以上の揺れを観測した場合については、発災後速やかに行政機能の確保状況(市町村行政機能チェックリスト)を県に報告する。

区 分		平日(9:30~18:15) ※消防庁 応急対策室	左記以外 ※消防庁 宿直室
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	F A X	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

※電話での第一報も可

第3 応急対策時の被害情報の収集・連絡

- ◎ 応急対策時の被害情報の収集・連絡
- 収集・連絡の内容
 - 収集・連絡体制

1 収集・連絡の内容

(1) 応急対策時においては、救急活動並びに防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を県本部に随時報告する。

(2) 活動状況については、次のような事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

[町→県]

町本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

[県→町]

県が実施する応急対策の活動状況

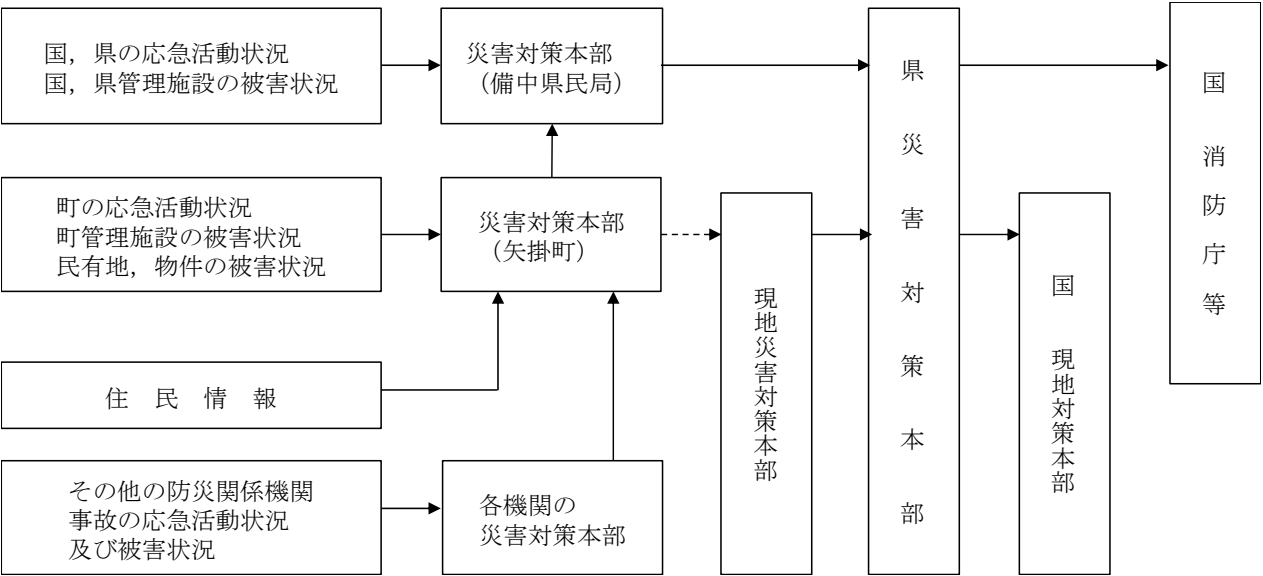
(3) 町本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

2 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災関係機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。

第3章 地震災害応急対策計画
第1節 応急体制

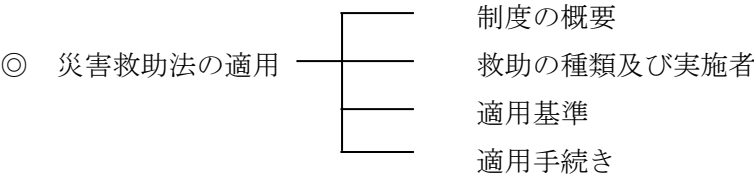


第4項 災害救助法の適用・運用

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

制度の概要並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

第1 災害救助法の適用



1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が行い（法定受託事務）、必要な場合は、救助の実施に関する事務を町長が行うことができる。

なお、知事が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が内閣総理大臣の定める基準に従って定めしており、町及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。

ただし、町は一時繰替支弁する必要があることがある。

2 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。町長は、知事が実施する、「応急仮設住宅の供与」「医療及び助産」「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」以外の救助について、救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、実施に関する事務を知事から委任を受け実施する。なお、町長は、委任を受けた救助であっても、知事へ要請又は知事が特に必要と認めたときは、その救助に対する応援を受ける、又は知事に実施を任せることができる。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	町長
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

3 適用基準

町は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続きをとる。

(1) 町の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市 町 村 の 人 口		住家が滅失した世帯数
	5,000 人未満	3 0
5,000 人以上	15,000 人未満	4 0
15,000 人以上	30,000 人未満	5 0
30,000 人以上	50,000 人未満	6 0
50,000 人以上	100,000 人未満	8 0
100,000 人以上	300,000 人未満	1 0 0
300,000 人以上		1 5 0

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

(2) 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が 20 世帯以上であるとき。

(3) 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

(6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内に町が含まれ、当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

4 適用手続き

町長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が3の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

資料編 資料 1-17 災害救助制度

第5項 広域応援

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

人命の救出・救助をはじめとする応急活動が緊急かつ的確に行えるように広域応援の要請措置について明確化する。

第1 応急活動の応援要請

1 知事に対する応援要請

町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条関係）

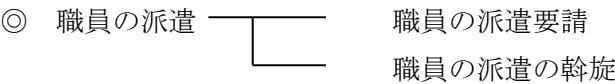
2 他の市町村長に対する応援要請

町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があるときは、他の市町村長に応援を求める。（災害対策基本法第67条関係）

3 消防活動については、矢掛町、笠岡市消防相互応援協定及び岡山県下消防相互応援協定により相互応援を行う。

4 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。なお、町長は、知事への要求ができない場合には、町域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知できる。（災害対策基本法第68条の2関係）

第2 職員の派遣



1 職員の派遣要請

町長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請するものとし、当該派遣要請事項は次のとおりとする。

①	派遣を要請する理由
②	派遣を要請する職員の職種別人員
③	派遣を必要とする期間
④	派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤	その他職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣の斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

①	派遣の斡旋を求める理由
②	派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
③	派遣を必要とする期間
④	派遣される職員の給与その他の勤務条件
⑤	その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

第1 自衛隊の災害派遣方法

1 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常、関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、給食及び給水を行う。

(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

2 災害派遣要請等手続き

(1) 町長は、自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 町長は、(1)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町内の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(3) 撤収要請依頼

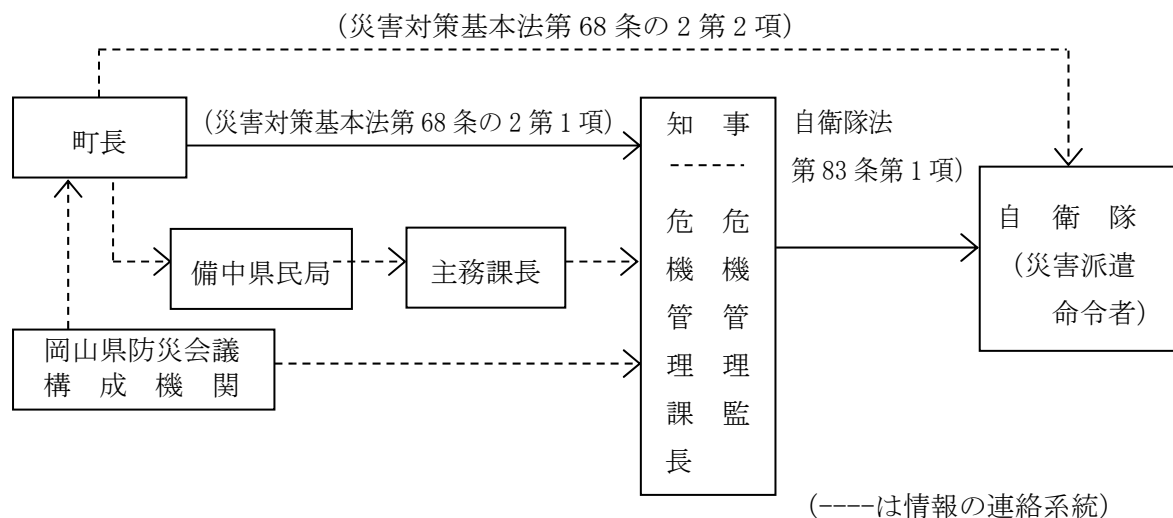
町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなった場合は、速やかに災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

資料編 資料3-1 災害派遣要請要求書

資料3-2 撤収要請依頼書

3 派遣要請の手続き

(1) 災害派遣要請等手続系統



(2) 連絡方法 NTT電話 0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)

FAX 0868-36-5151 (内線238)

防災行政無線 6440-031 (交換室)

6440-038 (宿直室)

6440-039 (3科・FAX併用)

(3) 自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

①	災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
②	災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
③	航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
④	その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

	措 置 権 限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償 第82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管 第64条第9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事した者に対する損害の補償第84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自衛隊法	ア 警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法第4条 及び第6条
	イ 警察官がその場にいない場合に救助等のための立入		

第3章 地震災害応急対策計画

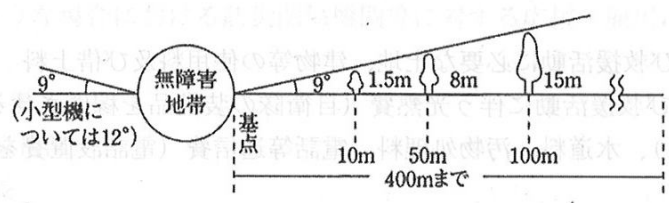
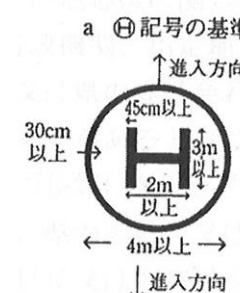
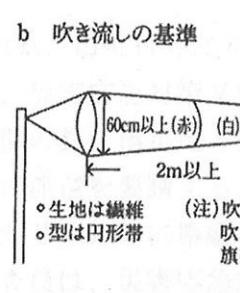
第1節 応急体制

第2 災害派遣に係る町の主な対応事項

1 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。
- (2) 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

①	派遣部隊との連絡職員を指名する。
②	応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
③	部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。
④	自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。 災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。 [自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準] 連隊規模： 約 15,000 m ² 師団等規模：約 140,000 m ²
⑤	ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の準備を行う。 ア 基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。 なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

	 (a) 小型機(OH-6：観測用)の場合 (b) 中型機(UH-1：多用途)の場合 (c) 大型機(V-107：輸送用)の場合 (d) 大型機(CH-47：輸送用)の場合
⑥	着陸地点には、基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。 a H記号の基準  b 吹き流しの基準 
⑦	ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
⑧	砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
⑨	ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
⑩	物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
⑪	離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

資料編 資料1-4 ヘリポート適地

2 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 応急体制

①	派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地，建物等の使用料及び借上料
②	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼動させるため通常必要とする燃料を除く。），水道料，汚物処理料，電話等通信費（電話設置費を含む。）
③	派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達，借上げ，その運搬，修理費
④	県等が管理する有料道路の通行料

（２）負担区分について，疑義が生じた場合，又はその他必要経費が生じた場合は，その都度協議して決める。

第2節 緊急活動

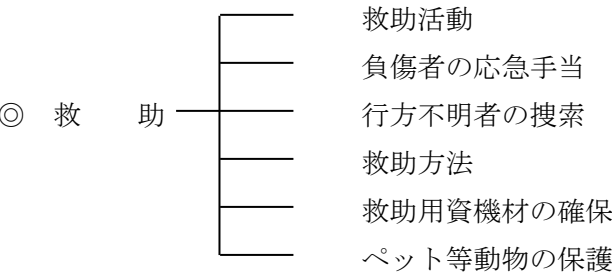
第1項 救助計画

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

防災関係機関は、緊密な連携のもとに、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容することとする。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。

第1 救助



1 救助活動

町は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、本町が被災を免れた場合は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

消防組合は、必要に応じて、県警察及び自衛隊の部隊と合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するとともに、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関等に応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

2 負傷者の応急手当

（1）消防機関等

消防機関（救急救命士、救急隊員を含む。）及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送することとする。

（2）医療救護班

町本部の医務部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防組合等に対する搬送の要請を行う。

(3) 住民

住民は、講習又は訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

3 行方不明者の搜索

(1) 町

町は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

(2) 住民、事業所等

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力する。

4 救助方法

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救助に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一齐に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。

5 救助用資機材の確保

(1) 町

町は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達する。

(2) 消防組合

消防組合は、必要な救助用資機材については、原則として当該消防組合で調達するが、救助関係機関で相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力する。

6 ペット等動物の保護

町は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。

第2項 資機材調達計画

主な実施機関	総務防災課・建設課
--------	-----------

町においては、地域の自然条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。さらに、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

第1 資機材の調達

町において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実にするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3項 救急・医療計画

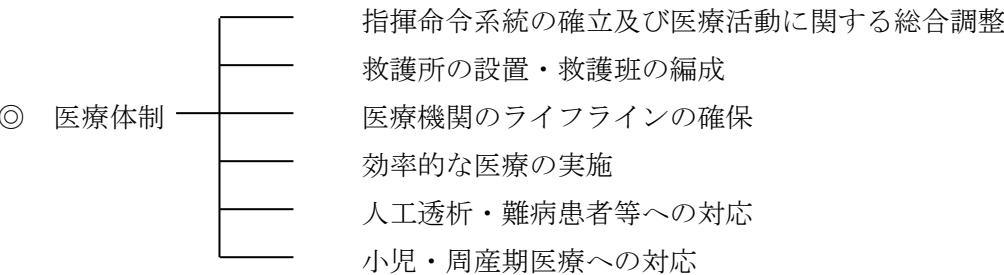
主な実施機関	健康推進課・矢掛病院・たかつま荘
--------	------------------

第1 医療体制

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、そういった医療機関の活動をバックアップするため、指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

1 医療体制



(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

町及び消防組合は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

①	広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供
②	避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供
③	救護所の設置と救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置・救護班の編成

① 町

町は、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置し、必要に応じて地域災害保健医療福祉調整本部に対して、救護班の派遣を要請する。

② 消防機関

井原地区消防組合等の消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMATの出動を要請する。

③ 医療機関

医療機関は、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

(3) 医療機関のライフラインの確保

① 町

町は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

② 医療機関

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設

への切替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(4) 効率的な医療の実施

医療機関は、あらかじめ策定したBCPやマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

- ① 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行う。（トリアージタグ（トリアージタグ：災害などで同時に多発した負傷者の、負傷程度による治療優先度を示す認識票。）の統一の検討）
- ② 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。
- ③ 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。
- ④ 医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療福祉調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

- ・ 救護所
 - ア 患者の応急処理
 - イ 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請
- ・ 病院・診療所
 - ア 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）
 - イ 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請
 - ウ 被災地への救護班の出動
 - エ 多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

(5) 人工透析・難病患者等への対応

町は、県の広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確な医療情報の提供を行うとともに、水、医療品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して医療機関への優先的な供給を要請する。

(6) 小児・周産期医療への対応

町は、県の広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

第4項 医薬品等の供給

主な実施機関	健康推進課・矢掛病院・たかつま荘
--------	------------------

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給する。
輸血用血液製剤については、現行の確保体制に基づいて円滑な供給に努める。

第1 医薬品の供給

- ◎ 医薬品の供給
- 救急医薬品等の供給
 - 輸血用血液製剤の供給

1 救急医薬品等の供給

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、災害医療拠点病院及び薬剤師会備蓄センター）に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

2 輸血用血液製剤の供給

（1）町

町は、的確な情報収集に努め、県及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な輸血用血液製剤の確保・供給に努める。

（2）医療機関

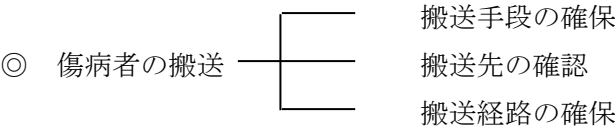
医療機関は、町及び岡山県赤十字血液センター等に連絡し、輸血用血液製剤の確保に努める。

第5項 傷病者搬送

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況あるいは道路の損壊状況等の情報を踏まえたうえで、迅速かつ的確に行うこととする。

第1 傷病者の搬送



1 搬送手段の確保

(1) 町

町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防組合から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）の規定により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受ける。

(2) 消防機関

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行う。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、町、県、隣接市及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請する。

(3) 医療機関

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。

2 搬送先の確認

消防組合は、県の広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

3 搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、町は所管する道路の啓開を迅速に行う。

国及び県が所管する道路については、各道路管理者にその啓開を迅速に行うよう要請する。

必要に応じて、主要な傷病者の搬送経路については緊急交通路として指定し、一般車両の交通規制を行うよう県警察に要請するものとする。

また、各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

第6項 避難及び指定避難所の設置・運営計画

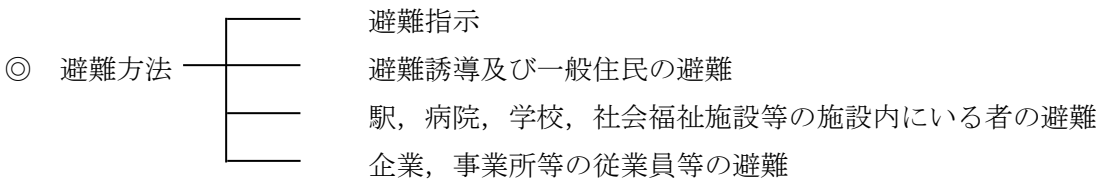
主な実施機関	全課
--------	----

第1 避難方法

避難は、地域住民が自主的に、又は指示に基づいて行うが、要配慮者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。また、指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

1 避難方法



(1) 避難指示

① 指示の基準

町長は、災害が発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

なお、町長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求める。

② 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難指示の理由
- イ 避難の指示が出された地域名
- ウ 避難経路及び避難先
- エ 避難行動における注意事項

③ 指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、町長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、戸別受信機、広報車等により、伝達するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

④ 避難指示の解除

町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

① 町

災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

町職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町は、住民に感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所での専用の避難スペースに避難誘導する。

② 地域住民

地域住民は、避難時においては、できる限り負傷者、要配慮者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、町職員、警察官、消防職（団）員等に連絡する等必要な措置を講ずる。

（３） 駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

施設管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成している避難誘導マニュアルに従って、避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出る恐れのある事故が発生した場合は、警察又は消防組合に連絡する。

（４） 企業、事業所等の従業員等の避難

企業、事業所等においては、事前に作成した災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努める。

また、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める必要がある。

また、大規模建造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩、地域に発生した災害の拡大防止活動等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める必要がある。

第2 指定避難所の設置

町は、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所の開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、町が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請することとする。

また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借上等により、指定避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、指定避難所及び地域全体の最適化に努める。

さらに、町は、被災市町村の区域外への広域避難又は広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受入などの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

1 指定避難所の設置



(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

町は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認のうえ、指定避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに備中県民局に報告する。

町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

また、指定避難所の開設と同時に指定福祉避難所を開設し、要配慮者が安心して避難生活ができるように支援する。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告する。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 広域応援協力

町は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は他県へ避難所の開設について応援を要請する。

(4) 指定避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。

(5) 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供するこ

とについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(6) 広域一時滞在

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第3 指定避難所の運営体制

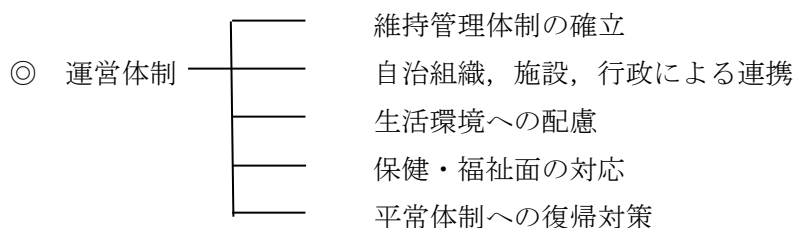
避難所生活では対応すべき事柄が多岐にわたることから、町は指定避難所の運営は、自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面において保健師等による巡回相談等も行う。

また、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難所自治組織の三者で協議していくものとする。

さらに、町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等、ホテル・旅館など利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

1 運営体制



(1) 維持管理体制の確立

町は、マニュアルに基づき避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(2) 自治組織，施設，行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため，避難者自治組織，維持管理責任者，施設管理者は，定期的な協議の場を設けるものとする。

(3) 生活環境への配慮

指定避難所の運営に当たっては，避難者の生活環境を確保するため，次のような措置を講じる。

① 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

② 食事供与の状況，トイレの設置状況等，入浴の機会の提供状況，避難者の生活状況を随時把握し，必要な対策を講じる。

③ 町は，それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また，民生委員・児童委員，介護保険事業者，障害福祉サービス事業者等は，避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め，把握した情報について町に提供する。

④ 避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，段ボールベッド，パーティション等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理状況など，避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め，栄養バランスのとれた適温の食事や，入浴，洗濯等の生活に必要な水の確保，福祉的な支援の実施など，必要な措置を講じるよう努める。

⑤ 町は，指定避難所における感染症対策のため，避難者の健康管理や避難所の衛生管理，十分な避難スペースの確保，適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

⑥ 町は，被災地において感染症の発生，拡大がみられる場合は，防災担当部局と感染症担当部局が連携して，感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また，自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し，感染症担当部局は，防災担当部局に対し，避難所の運営に必要な情報を共有する。

⑦ 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに，男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に，男女別の物干し場，更衣室，授乳室の設置や生理用品，女性用下着の女性による配布，男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など，性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営に努める。

⑧ 町は，指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため，女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する，トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する，照明を増設する，性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど，女性から子ども等の安全に配慮するよう努める。また，警察，病院，女性支援団体との連携の下，被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

⑨ 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため，避難所内又は避難所外に，子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

- ⑩やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
 - ⑪必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - ⑫町は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。
 - ⑬町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
 - ⑭町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
 - ⑮町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- (4) 保健・福祉面の対応
- 避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。
- (5) 平常体制への復帰対策
- 避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第7項 道路啓開

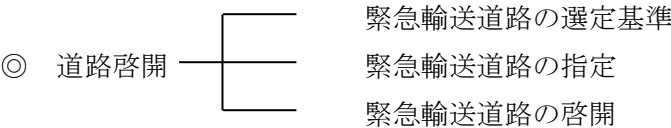
主な実施機関	建設課
--------	-----

本町に関わる道路網としては、一般国道486号を幹線として、主要地方道や一般県道をはじめ各種町道等がある。さらに広域高速交通網としての山陽自動車道、一般国道として2号、180号等がある。

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うためこれらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復する必要がある。

これらを制約された条件下で効果的に行うために、関係機関と協議のうえで、あらかじめ防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施できる体制整備を行う。

第1 道路啓開



1 緊急輸送道路の選定基準

(1) 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

①	救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。
②	町本部と県庁舎及び出先庁舎を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。
③	救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路であること。
④	主要公共施設（病院・血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。
⑤	道路幅員は、原則として2車線以上であること。

(2) 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の3つに区分する。

① 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し広域の緊急輸送を担う道路

② 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路

その他の道路

2 緊急輸送道路の指定

町は、あらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、県警察、隣接市等の関係機関と協議のうえ、それぞれが管理する幹線道路を中心として、1の(1)に規定する選定基準に基づき、防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更するものとする。

3 緊急輸送道路の啓開

(1) 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について、優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案したうえで、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合において、二車線復旧を原則とするが、やむをえない場合には一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(2) 道路管理者は、(一社)岡山県建設業協会矢掛支部など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(3) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

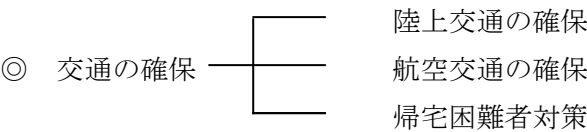
第8項 交通の確保計画

主な実施機関	建設課
--------	-----

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

第1 交通の確保



1 陸上交通の確保

(1) 町は、被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地に併設を含む）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。また、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。

(3) 消防職（団）員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

(4) 井原鉄道(株)は、線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の避難等を行うとともに応急復旧に努める。

独力での復旧が困難な場合は、町又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

(5) 住民は、被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

2 航空交通の確保

町は、県及び防災関係機関等と相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

3 帰宅困難者対策

県、町及び防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、徒歩帰宅者のための支援策を講じる。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導體制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し平常時から協力を要請しておく。

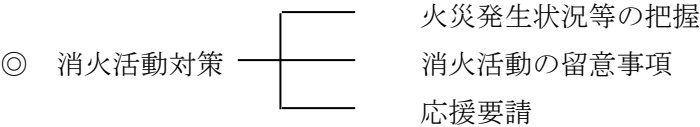
また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

第9項 消火活動に関する計画

主な実施機関	総務防災課・消防団
--------	-----------

地震の「揺れ」に伴う火災が広域的に同時多発した場合、消火活動が困難であるため、事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

第1 消火活動対策



1 火災発生状況等の把握

町長又は消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

①	延焼火災の状況
②	自主防災組織の活動状況
③	消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
④	消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

2 消火活動の留意事項

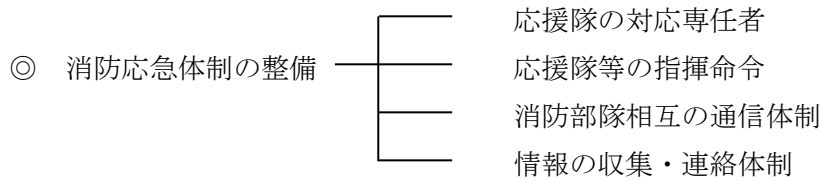
町長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

①	延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
②	木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。
③	多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
④	危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はその恐れのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
⑤	救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災の防御を優先して行う。
⑥	自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導を図る。
⑦	巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携のうえ、被災地区を警戒する。

3 応援要請

町長は、火災の状況又は災害の規模等により、町の消防力のみによっては防御が著しく困難な場合には、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、矢掛町、笠岡市消防相互応援協定及び岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

第2 消防応急体制の整備



1 応援隊の対応専任者

(1) 応援隊の受入れについて、町本部等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

(2) 専任者の任務についてはおおむね次のとおりとする。

①	緊急消防援助隊等の対応
②	応援ルートを選定及び集結場所を選定
③	応援隊に関する各種連絡

2 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、町長又はその町長から委任を受けた被災地の消防長がとる。

3 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

4 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第10項 危険物施設等の応急対策計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

地震により危険物施設が損壊あるいは火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、防災関係機関による石油類、高圧ガス、火薬類及び放射性物質の応急的保安措置を整備する。

第1 石油類施設の応急対策

- ◎ 石油類施設の応急対策
- | | |
|--|----------|
| | 施設管理者の措置 |
| | 関係機関の措置 |

1 施設管理者の措置

- (1) 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。
- (2) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
- (3) 県警察及び町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

2 関係機関の措置

- (1) 警察は、被災者等の救出をするとともに、施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。また、付近住民の避難誘導、広報を行う。
- (2) 町は、次の措置を行う。

①	施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
②	警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
③	消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第2 高圧ガス施設の応急対策

- ◎ 高圧ガス施設の応急対策
- | | |
|--|----------|
| | 施設管理者の措置 |
| | 関係機関の措置 |

1 施設管理者の措置

- (1) 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。
- (2) 県警察及び町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

2 関係機関の措置

- (1) 警察は、被災者等の救出をするとともに、施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。また、付近住民の避難誘導、広報を行う。
- (2) 町は、次の措置を行う。

①	施設管理者に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部の使用の一部停止を命令する。
②	施設管理者に対し、製造、移動等を一時禁止し制限する。
③	施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
④	警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

⑤	消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。
---	-------------------------

資料編 資料1-11 危険物・高圧ガス大量保有事業所

第3 火薬類施設の応急対策

- ◎ 火薬類施設の応急対策
- | | |
|--|----------|
| | 施設管理者の措置 |
| | 関係機関の措置 |

1 施設管理者の措置

- (1) 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ見張り人をつける。
- (2) 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講じる。
- (3) 県警察及び町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

2 関係機関の措置

- (1) 警察は、被災者等の救出をするとともに、施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。また、付近住民の避難誘導、広報を行う。
- (2) 町は、次の措置を行う。

①	施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
②	警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
③	消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

第4 毒物劇物施設の応急対策

- ◎ 毒物劇物施設の応急対策
- | | |
|--|----------|
| | 施設管理者の措置 |
| | 関係機関の措置 |

1 施設管理者の措置

- (1) 毒物劇物の流出及び飛散等の事故発生時には、直ちに作業を中止し、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。
- (2) 所轄の保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要に応じて付近住民に避難の周知を図る。
- (3) 県警察及び町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

2 関係機関の措置

町は、地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

第5 ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策

- ◎ ばい煙発生施設又は特定施設等の応急対策
- | | |
|--|-----------------------|
| | ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置 |
| | 関係機関の措置 |

1 ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

- (1) 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 緊急活動

(2) 県又は町に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

2 関係機関の措置

町は、地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。

第11項 緊急輸送計画

主な実施機関	総務防災課・建設課
--------	-----------

緊急輸送においては、被災地の状況のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮のうえ、必要な要員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

第1 輸送ルートの確保

- ◎ 輸送ルートの確保
- | | | |
|--|-------|------|
| | └───┐ | 陸上輸送 |
| | └───┘ | 空路輸送 |

1 陸上輸送

- (1) 町長は、町道等について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、道路機能の確保を図る。国道及び県道等については、その被害状況等を各道路管理者に通報し、相互に協力して障害物の除去、応急復旧等を行うものとする。
- (2) 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て早急に実施する。
- (3) 放置車両や立ち往生車両が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等が自ら車両の移動等を行う。
- (4) 県警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行うとともに、緊急通行車両（災害対策基本法施行令による緊急通行車両の標章を付けている車）の確認を行う。

2 空路輸送

町は、岡山県下消防相互応援協定に基づく航空隊及び自衛隊その他関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要があるため、ヘリコプター基地の確保を図る。

資料編	資料1-4 ヘリポート適地
-----	---------------

第2 町本部の輸送ルート調整

◎ 町本部の輸送ルート調整

- 1 町本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供または指示をする。
- 2 輸送ルートについては、町外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

第3章 地震災害応急対策計画
第2節 緊急活動

第3 人員、物資の輸送順位

- ◎ 人員、物資の輸送順位
-
- 輸送第1段階
輸送第2段階

1 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮する。

①	人命の救助等に要する人員、物資
②	応急対策に必要な人員、資材

2 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

①	救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
②	応急復旧等に必要な人員、物資

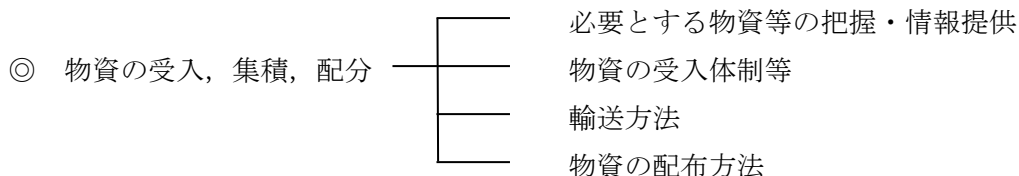
第12項 物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

主な実施機関	総務防災課・福祉介護課・町民課
--------	-----------------

被災地において不足する物資、過剰の物資について、全国に情報提供し、協力を求める。

搬送には、陸空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

第1 物資の受入, 集積, 配分



1 必要とする物資等の把握・情報提供

町は、指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資、あるいは自主調達できない物資の品目及び数量、並びに把握した時間を県に連絡する。また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握するとともに、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、町内で調整のうえ、県に報告し、物資の有効活用を図る。

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、町に連絡する。

なお、避難所以外の施設に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会・町内会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて町に連絡する。

2 物資の受入体制等

町は、県が緊急性を考慮して独自に行う物資の搬入（プッシュ型）支援も想定し、あらかじめ地域内輸送拠点を指定しておく。また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。

なお、管内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣の非被災市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。

指定された受入場所には町職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

指定避難所等の住民は、物資の仕分け・指定避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

3 輸送方法

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

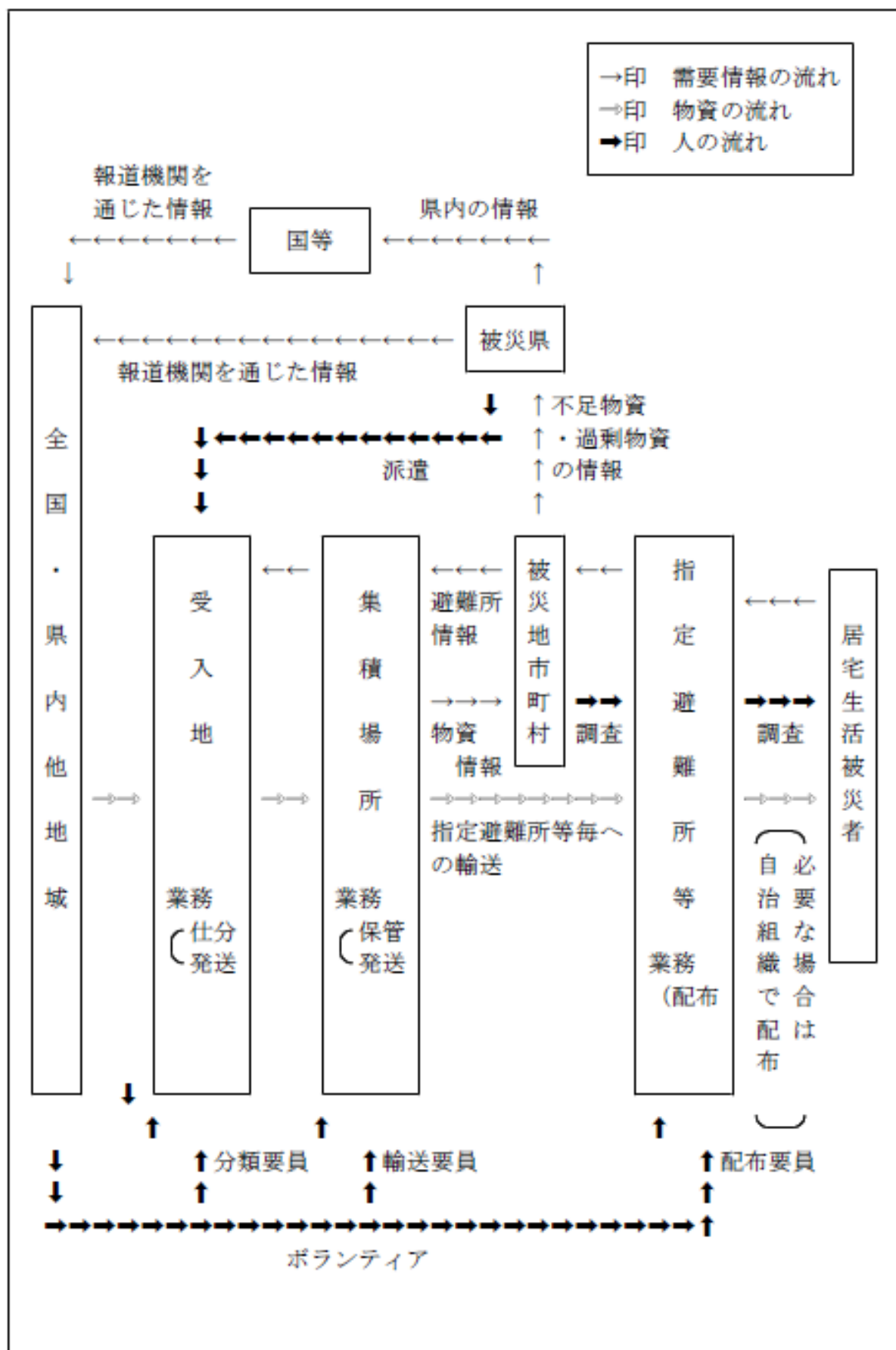
4 物資の配布方法

指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、物資を指定避難所に取りに来るように情報伝達し、配布するとともに、指定避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

指定避難所以外で生活する被災者に対して、物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とするものに対して、物資を届ける等の支援を行う。

<物資等のルート>



第13項 ボランティアの受入、調整計画

主な実施機関	福祉介護課
--------	-------

ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会と連携を保ちながらボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるように、県、町、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

第1 ボランティアの受入体制

◎ ボランティアの受入体制

町本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

町社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

①	被災地のボランティアニーズの把握
②	ボランティアの受付及び登録
③	ボランティアのコーディネート
④	ボランティアに対する具体的活動内容の指示
⑤	ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
⑥	ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
⑦	ボランティア活動の拠点等の提供
⑧	ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町災害ボランティアセンターへの派遣要請
⑨	その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

また、町が被災していない場合には、被災市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

県が登録する災害救援専門ボランティア以外のボランティア団体については、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

また、必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

町、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と感染症担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第3章 地震災害応急対策計画

第2節 緊急活動

第2 災害中間支援組織

災害中間支援組織は、県、町、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

第3 その他

県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3節 民生安定活動

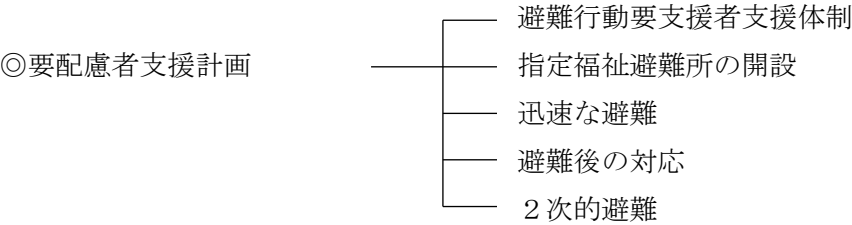
第1項 要配慮者支援計画

主な実施機関	福祉介護課
--------	-------

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

町は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携のもとでの速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中では、できる限り自立した生活を過ごすことのできるような支援をすることとする。

第1 要配慮者支援計画



1 避難行動要支援者支援体制

町は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織し、町で対応が困難な場合には、県又は他市町村へ応援を要請する。

2 指定福祉避難所の開設

町は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、指定福祉避難所の対象となる者がいる場合、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り要配慮者を受入れるものとする。

3 迅速な避難

町は、消防組合、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮するものとする。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時には本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等について、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう当該施設等の管理者を指導する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

地域住民は、地域の要配慮者の避難誘導について、地域ぐるみで協力支援するものとする。

4 避難後の対応

町は、要配慮者を支援するために、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

①	地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
②	ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
③	障害の状況等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。
④	特別な食糧（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
⑤	指定避難所・居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。
⑥	指定避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
⑦	指定避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、町、県に応援を要請する。

避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

5 2次的避難

町は、それぞれの要配慮者の状況に応じて、県内外の施設等への受入を要請すると共に町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 情報伝達体制

町は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得て迅速に行い、また、避難所への掲示、広報車、岡山情報ハイウェイを活用したWebサイトなどを活用し、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

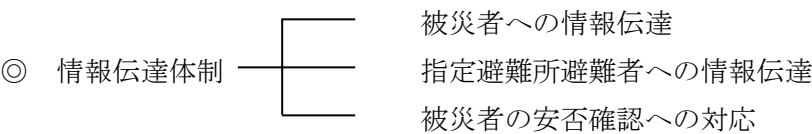
その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

1 対策

町は、要配慮者や災害で孤立した集落の避難者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。



(1) 被災者への情報伝達

町は、次の事項について広報車等により、又は自主防災組織等を通じて、適切かつ迅速な広報を行う。また、必要に応じて、県に広報の要請をすることとする。

①	災害の発生状況
②	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
③	地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
④	災害応急対策の状況、復旧見込み
⑤	道路情報、医療情報、水道、電気等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報
⑥	その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星携帯電話や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

水道、電気、ガス等ライフライン事業者は、その被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報するものとし、適宜、町にこれらの情報を提供する。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

さらに、県、町及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

また、障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずる。

（２）指定避難所避難者への情報伝達

町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

①	情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方
②	町本部との連絡方法の確保
③	町本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
④	収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
⑤	指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
⑥	その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と災害対策本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星携帯電話や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

（３）被災者の安否確認への対応

町は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、町本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障がでるのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2 報道機関等への対応

報道機関の協力を得て、被災者等に正確な情報を速やかに伝達する。

また、救助活動に伴いサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

1 対策

- ◎ 報道機関への対応
- | |
|--------------|
| 情報の提供及び報道の要請 |
| サイレントタイムの設定 |

(1) 情報の提供及び報道の要請

町本部は、次の情報一元的に報道機関へ提供し、また必要な場合は報道することを要請する。

①	地震被害、(余震等の)地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報
②	救助活動に関する情報
③	交通施設等の復旧状況、医療情報などの生活関連情報
④	被災者の安否確認に関する情報
⑤	その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

①	関係各部は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。
②	報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。
③	報道機関へ情報を提供する場合に、関係各部と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

ライフライン事業者は、町本部に準じて、ライフラインの復旧状況等について、適宜、情報提供・報道要請するものとする。なお、情報提供等に当たっては、町本部と調整を図るものとする。

(2) サイレントタイムの設定

町本部は、救助活動に当たり生存者の発見を効率的に行うため必要が生じた場合に、救出活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制するサイレントタイムの設定に関する県の指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

第3項 風評・パニック防止対策計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

町は、混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るため、風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

第1 対策

- ◎ 風評・パニック防止対策
- 発生防止対策

風評解消対策

1 発生防止対策

- (1) 町は、指定避難所等に定時的に張り紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。
- (2) 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

2 風評解消対策

町は、風評の事実又は歪曲した内容の情報を入手した場合には、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第4項 食品供給，炊出し計画

主な実施機関	町民課・教育課
--------	---------

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し，事前に定めたマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食品の迅速かつ的確な確保・供給を図るため，事前に定めた調達・配分計画及びその手続きに関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。

なお，その際には，積極的な被災者台帳の活用等により，要配慮者，孤立状態，在宅，応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに，被災地の実情や男女のニーズの差違，食物アレルギー対策にも十分配慮する。また，食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図るものとする。

第1 緊急食料等の調達

町は，事前に策定している計画及びマニュアルに基づき，被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

①	被災者に対して供給する食料，食材等の品目，量の決定と供給
②	備蓄，食品加工業者，外食産業等からの調達及び供給の実施
③	炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
④	炊き出しに必要な責任者，実施人員の決定・確保
⑤	必要に応じ，県への食料，食材，資材等の調達の要請
⑥	援助食料集積地を指定し，責任者等受入体制を確立
⑦	供給ルート，運送体制の確立
⑧	避難所ごとの被災者，自治組織等受入態勢の確立
⑨	被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
⑩	ボランティアによる炊き出しの調整

第5項 飲料水の供給計画

主な実施機関	上下水道課
--------	-------

町は、給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約30）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。

第1 対策

町及び水道事業者は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき、近隣市町及び水道事業者に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

①	給水を必要とする人員
②	給水を必要とする期間及び給水量
③	給水する場所
④	必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
⑤	給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。地震発生後、約8日を目標に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日当たり200程度を目標とする。

住民は、地震発生後3日以上は、貯えた水等を持ってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は、町及び水道事業者の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払うとともに、町及び水道事業者の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第6項 生活必需品等調達供給計画

主な実施機関	福祉介護課
--------	-------

町は、特定の生活必需品について確保し供与する。なお、その際には被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

第1 生活必需品の供与

町は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

1	町の備蓄品の放出
2	生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
3	県への応援要請

日本赤十字社岡山県支部は、被災者に対し毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を支給する。

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には、町に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

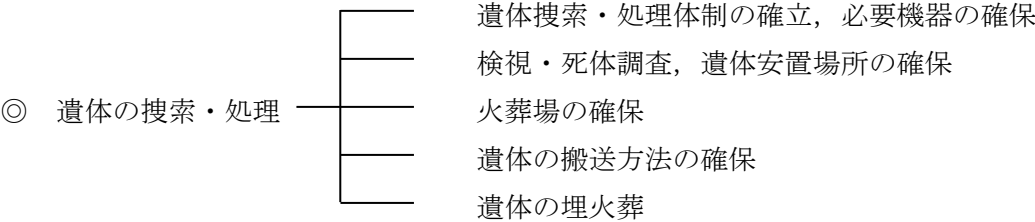
第7項 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

主な実施機関	町民課
--------	-----

井笠広域斎場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても処理量が能力を大幅に上回る場合の火葬処理体制について考慮し、町は、次の事項について対応マニュアルを策定する。

①	遺体搜索体制の確立，必要機器の確保
②	遺体安置場所の確保体制
③	他市町村等及び隣県の協力による埋葬（火葬）
④	柩，骨壺，ドライアイス等の確保体制

第1 遺体の搜索・処理



1 遺体搜索・処理体制の確立，必要機器の確保

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは、速やかに収容する。

遺体については、警察・医師に依頼して、検視・死体調査・身元確認及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

- (1) 遺体の身元識別のため遺体の洗浄，縫合，消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし，又は遺体が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては，遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用，又は寺院，学校等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、搜索・処理体制，資機材（柩，骨壺，ドライアイスを含む。）の確保方法について事前に計画を立てておく。

また、独力では対応できないときは、遺体搜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

- (1) 遺体搜索，遺体処理，埋火葬の別とそれぞれの対象人数
- (2) 搜索地域
- (3) 埋火葬に供する施設の使用の可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

2 検視・死体調査，遺体安置場所の確保

町は、指定避難所として使用する施設を除き、適当な場所に検視・死体調査，遺体安置場所を設ける。

3 火葬場の確保

町は、井笠広域斎場の処理能力を調査しておく。

第3章 地震災害応急対策計画

第3節 民生安定活動

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応策について、事前に計画を立てておくものとする。

4 遺体の搬送方法の確保

町は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

また、火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

5 遺体の埋火葬

町は、実際に埋火葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付する。

また、県警察の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては次の点に留意する。

- （1）身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。
- （2）被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いをする。
- （3）遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

第8項 災害廃棄物処理計画

主な実施機関	町民課
--------	-----

町は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確認する。仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携して、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

なお、処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

また、必要に応じて広域的な相互協力体制の整備し、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。

1 組織体制の整備等

(1) 情報の収集、連絡

町は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

(2) 組織体制の整備

町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後、直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設業協会、一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体などと協定に基づき協力・支援要請を行う。

2 災害廃棄物処理実行計画

町は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

3 一般廃棄物の処理等

(1) 仮設トイレ等し尿処理

町は、被災者の生活に支障が生じないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレ設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置においては要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は、計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

被災者及び被災企業は、地震発生から3日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

(2) 避難所ごみ等

町は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたゴミをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ

選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

(3) 一般廃棄物処理施設等の復旧等

町は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

4 災害廃棄物の処理

町は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。

また、町内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

(1) 損壊家屋の解体・撤去

町は、所有者の申請に応じ、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

(2) 収集運搬

町は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、災害廃棄物の適正処理及び再生利用と減量のための分別について住民に周知する。

(3) 仮置場

町は、被害状況を反映した発生推計量を基に必要な面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受け入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壤汚染状況を把握する。

(4) 分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、町は、復興計画や復興事業の進捗に併せて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

(5) 最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。町は、処分先が町内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

(6) 環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(7) 広域的な処理・処分

町は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間がかかると判断した場合は、

広域的な処理・処分の必要性について検討する。

(8) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

町は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。

5 住民等への啓発・広報，相談窓口の開設

町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

6 対策の連携

県、町及び廃棄物事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

第9項 防疫及び保健衛生計画

主な実施機関	健康推進課・こどもみらい課・町民課
--------	-------------------

第1 防疫

災害発生時における防疫措置は、岡山県が策定している「岡山県防疫対策マニュアル」を活用し、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、的確かつ迅速に実施することとする。また、このための必要な資機材、人員の確保に努める。特に、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして実施する。

町は、次により防疫活動を行う。

- 1 防疫用資機材を確保し、衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。
- 2 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
- 3 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。
- 4 被災地域において感染症患者が発生したときは、直ちに感染症指定医療機関等適当な場所への入院を勧告する等の措置をとる。
- 5 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- 6 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。
なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。
(1) 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者の連絡等をする必要がある場合
(2) 自ら防疫活動の実施が困難な場合で、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合
- 7 町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣について県と調整する。
- 8 指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
- 9 飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。

第2 健康管理

住民の健康管理については、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症蔓延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

町は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、町独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第10項 文教対策計画

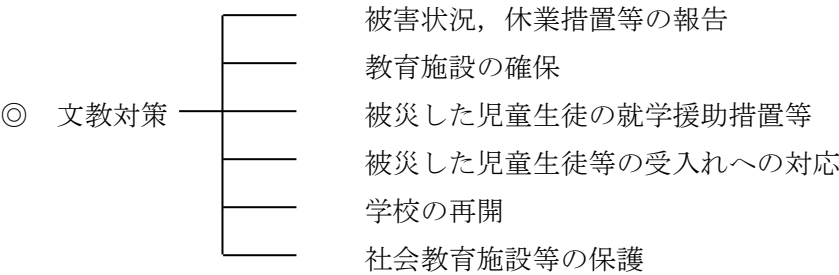
主な実施機関	教育課
--------	-----

地震災害により通常の実施を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設及び物資の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

また、他府県等への被災した児童・生徒等の受入れについては、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入を依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について、学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

第1 文教対策



1 被害状況、休業措置等の報告

校長等は、被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等により教育委員会又は、知事へ同様に報告する。

2 教育施設の確保

(1) 応急措置

校長等は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

- ・災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じて危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
- ・被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用するが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後に使用する。
- ・被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げるが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。
- ・教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

(2) 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- ・臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- ・校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- ・被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

3 被災した児童生徒の就学援助措置等

（1）教科書・学用品等の給与

- ・町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請する。
- ・災害救助法が適用された場合の教科書及びその他学用品については、県子ども・福祉部と連携を取り迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

（2）心のケアの実施

- ・被災児童・生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、町及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。また、学校（園）は、児童・生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

4 被災した児童生徒等の受入れ等への対応

校長は、指定避難所に告示板等を設けて、又は教職員を通じて直接保護者に他県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

5 学校の再開

町は、施設の診断及び他施設との調整を行うとともに、災害時における指定避難所等間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災域内の保護者へ連絡する。

また、被災により他府県の教育委員会に受入れられている児童・生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。また、職員や保護者との連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

6 社会教育施設等の保護

（1）社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて安全を確認したうえで使用する。

（2）文化財

国指定（選定含む）又は登録の文化財が滅失、き損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条、第120条及び第136条により町教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により町教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

なお、町は伝統的建造物群保存地区等の防災対策に努める。

第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン（電気，ガス，水道等）施設応急対策計画

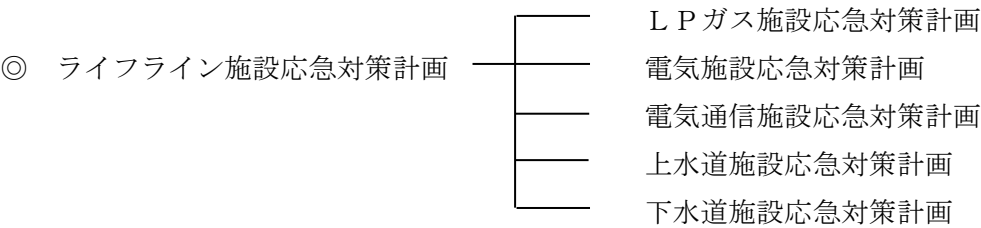
主な実施機関	総務防災課・上下水道課
--------	-------------

電気，ガス，上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合には，被災住民，避難者への対応等，生活に大きな混乱を生じるだけでなく，その後の復旧活動にも支障をきたすことにもなるため，あらゆる応急対策の前提として重要である。

各ライフライン事業者においては，早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努め，特に，広域的な支援体制の整備，復旧予定時期の明示，施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

また，町は，情報収集で得た航空写真・画像等については，ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため，ライフライン事業者等の要望に応じて，GISの活用等による情報提供に努める。

第1 ライフライン施設応急対策計画



1 L P ガス施設応急対策計画

(1) 応急対策

L P ガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は，災害対策要綱等に基づき，町と連携を密にし，総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

- ① L P ガス製造（充填）事業者は，被害の拡大と二次災害の防止のため，自社防災隊により緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い，早期にL P ガスの再供給体制の整備に努める。
 - ア 事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置
 - イ 施設の被害状況調査
 - ウ ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
 - エ 必要に応じ次の事項について地域住民への広報活動
 - ・火気制限
 - ・危険区域からの避難誘導
 - オ 県，町への被害状況等について通報
 - カ 応援隊派遣要請は原則として協会長に行う。
 - キ その他必要な措置。
- ② L P ガス消費者は，L P ガスの使用中等に地震が発生した場合，速やかに次の措置を行う。
 - ア ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し，火気の使用を停止する。
 - イ 販売店に被害状況を連絡する。

③ L Pガス販売事業者は、被害の拡大と二次災害の防止のため、総力をあげて緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、L Pガス消費設備が、早期に再使用可能な状態になるよう努める。

ア 顧客及び町から被害状況を調査し、支部長又は会長に報告する。

イ 被害状況の調査結果を踏まえ、調査・点検計画を作成する。

- ・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
- ・マイコンメータ，調整器等の機能点検
- ・点検・調査時に実施可能な応急修理等

ウ 二次災害防止のため、火気使用禁止，容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を顧客先等へ行う。

エ 調査・点検及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は，協会長又は支部長に行うとともに，応援活動の円滑を期すために，顧客先被害リスト，地図等の受入体制を整備する。

オ その他，必要な応急対策

④ 協会・支部の役員は，自社の消費者で被害が発生したときは，前記の緊急措置の実施と併せ，業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し，L Pガスの早期安定供給に努める。被災地以外の会員は積極的に協力する。

ア 震度5弱以上の地震が発生したときは，協会及び支部の職員は自主的に出動し，対策本部及び現地本部の設置準備をする。

イ 協会長は県又は支部から要請があったとき又は自ら必要を認めるときは，対策本部を設置し，次の職務を実施する。

- ・マスコミに対する広報活動
- ・L Pガス設備災害復旧応援要員の派遣調整
- ・L Pガス緊急支援物資等の応急調達
- ・関係官庁，関係団体及び協会支部等との連絡調整
- ・近県及び中央関係団体への応援隊の派遣要請
- ・その他必要な事項

ウ 支部長は，対策本部長から指示があったとき又は自ら必要と認めるときは，現地本部を設置し，次の職務を実施する。

- ・販売事業者からの被害情報の収集，現地調査を実施し，本部へ報告
- ・被害状況に応じた応急措置
- ・二次災害防止のための広報活動及び電話相談室窓口を開設し，地域住民の相談への対応
- ・被災地域支部との連絡調整
- ・L Pガス緊急支援物資等の支援要請
- ・他支部及び近県等から応援隊の派遣要請
- ・その他必要な事項

エ 被災地以外の支部長等は，対策本部及び現地本部と連絡を密にして，応援活動に備える。

(2) 復旧対策

L Pガス販売事業者は，復旧計画を作成し，復旧作業を実施する。早期に再供給体制を整備する必要がある。このため，協会・支部は，県，町と連携を密にし，復旧に総力をあげるとともに，近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

復旧作業に当たっては、特に、指定避難所となる公共施設、要配慮者を収容している施設を優先し、速やかに実施する。

また、指定避難所及び仮設住宅等にLPガスを供給する場合、被災前に都市ガスを使用していた者もいることから、LPガスの使用上の注意事項について周知徹底するとともに、民生安定と安全の確保を図るため、消費者に対して自治体、メディア等の協力を得て二次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。

なお、復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

2 電気施設応急対策計画

[中国電力(株)岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社]

(1) 災害における応急工事等

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

(2) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民生安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(3) 災害時における応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(4) 災害時における広報

① 感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し以下の事項を十分周知する。

ア 垂れ下がった電線には、絶対さわらない。

イ 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

② 震災時における住民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電気施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

③ 上記のア及びイについては、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、戸別受信機、広報車等により直接当該地域へ周知させる。

(5) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のために警察や消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(6) 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(7) 応援協力関係

電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

応急工事が実施困難な場合、資機材・要員の確保について、他の電気事業者の応援を要請する。

3 電気通信施設応急対策計画

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努めるものとし、特に庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

電気通信施設の応急対策については、町・県及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

（１）災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

（２）通信の確保と措置

① 通信の確保

ア 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置

イ 応急用町内・光ケーブル等による回線の応急措置

ウ 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

② 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル（１７１）」の提供により、輻輳の緩和を図る。

③ 非常電報の優先

非常、緊急電報は、電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の電報に優先して取り扱う。

④ 公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

（３）設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

（４）応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、NTTビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

（５）情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び町民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

（６）災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引続き、県、町、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

4 上水道施設応急対策計画

(1) 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンク、給水袋（水入り）による応急給水を実施する。

この場合において、地震発生後は指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握したうえで要配慮者に配慮した、きめ細やかな給水を実施する。

(2) 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

- ① 管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることに鑑み、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。
- ② 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。
- ③ 施設の復旧に当たっては、各地域ごとの復旧予定時期等を地域住民に周知するよう努める。
- ④ 日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定しており、県下市町村相互の支援体制を整備しているので、必要に応じて他市町村に支援を要請する。さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他県への協力支援を要請する。

(3) 水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知する。

(4) 復旧予定時期の明示

復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(5) 応援協力関係

町は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、日本水道協会岡山県支部、県、非被災市町村に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

5 下水道施設応急対策計画

町は、町が管理する下水道施設について、次の対策を講じるが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

(1) 管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。このため、日頃から下水道台帳の整備や資機材の調達に努め、発災

時における迅速な被害状況の把握に努める。

調査結果を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、漏水や漏水等による地表面の陥没などによる二次災害の発生を防止する。

(2) 下水処理場、ポンプ場施設

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講ずる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設沈殿池での処理などにより、応急的な機能確保を図る。

第2項 住宅応急対策計画

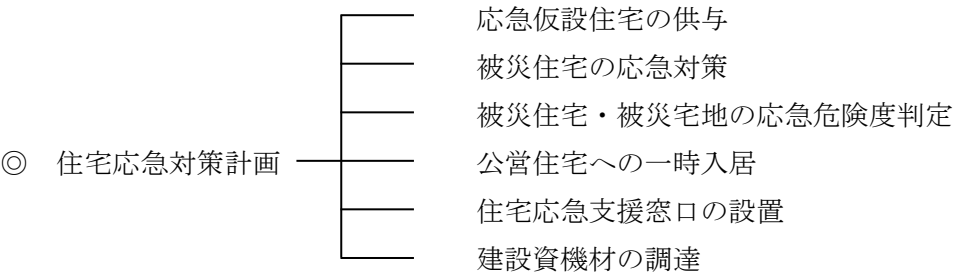
主な実施機関	建設課
--------	-----

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次被害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅等の危険度判定を行い、その結果を活用することにより、余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

第1 対策



1 応急仮設住宅の供与

(1) 実施責任者

① 応急仮設住宅の供与に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

② 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし、町長が知事から権限の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

(2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

① 建設による供与

建設基準

・建設予定場所

応急仮設住宅設置場所は、県又は町有地とするが、私有地の場合は所有者と町の間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、町長はあらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めることとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

・建設の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）に

よる。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

・建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

② 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

③ 応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として町が行う。

④ 管理

応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入に配慮する。

⑤ 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、町が行う場合も同様とする。

2 被災住宅の応急対策

（1）被災住宅の応急修理

① 被災住宅の応急修理については、原則として町が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。

② 応急修理の内容

- ・災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。
- ・災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から3カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。）

③ 協力要請

町は、県に協力し、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行う。被災住宅の応急修理に当たっては、（一社）岡山県建設業協会矢掛支部に対して協力を要請するものとする。

(2) 住宅等に流入した土石等障害物の除去

- ① 住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として町が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携の下に行う。
- ② 土石等障害物の除去の内容
 - ・障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了する。
 - ・障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができないものを対象とする。

3 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

町は、県と連携し、地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

(1) 被災建築物の応急危険度判定の実施

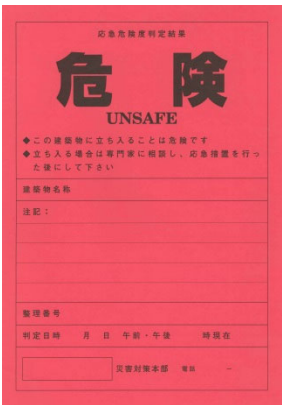
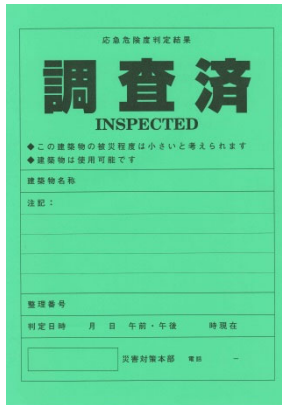
① 実施本部の設置

町は、「岡山県被災建築物応急危険度判定実施要綱」の定めるところにより、応急危険度判定の必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。

② 応急危険度判定の実施

町は、地震発生直後に被災建築物応急危険度判定を実施する。調査の実施に当たっては、県に登録された被災建築物応急危険度判定士等の建築士ボランティアに協力を要請する。

調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の3種類の判定ステッカーで、建物の出入り口等の見やすい場所に表示する。

区分	危険	要注意	調査済
表示方法 (参考)			

(2) 被災宅地の応急危険度判定の実施

① 実施本部の設置

町は、応急危険度判定の必要があると判断したときは、判定の実施を決定し、直ちに実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。

② 被災宅地危険度判定士の業務

応急危険度判定の調査内容は以下の通りである。

第3章 地震災害応急対策計画
第4節 機能確保活動

項 目	調 査 内 容
調査対象施設	①擁壁 ②宅地地盤，切土・盛土のり面及び自然のり面 ③排水施設 ④その他
調査期間	発災後速やかに実施し，中地震では2週間程度以内，大地震では1ヶ月程度以内に終了する。
調査対象区域	被災区域全域
調査方法	目視，簡便な計測
調査結果のまとめ方	調査票による現地踏査 イ．被害位置 ロ．被害項目 ・沈下・ハラミ・陥没・崩壊 ・隆起・倒壊・クラック・段差 ・ガリー浸食等 ハ．被害断面（簡易計測による寸法） 二．変形量（簡易計測による寸法） ・沈下量・クラック幅・深さ・長さ・本数等 ホ．危険度（大，中，小） ヘ．緊急度（大，中，小）

③ 被災宅地危険度判定の実施

町は，地震発生直後に被災宅地危険度判定を実施する。調査の実施に当たっては，県に登録された被災宅地危険度判定士に協力を要請する。

調査結果は，「危険宅地」・「要注意宅地」・「調査済宅地」の3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し，当該宅地の使用者・居住者だけでなく，宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにしておく。

区分	危険宅地	要注意宅地	調査済宅地
表示方法 (参考)			

4 公営住宅への一時入居

町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項に基づく目的外使用として、公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

（1）公営住宅の空き家情報収集と調整

空き家に関する情報収集と調整は県が行う。県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、被災市町村に情報提供を行い、統一窓口として戸数の割り当てや入居申し込みの調整業務を行う。

（2）入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者

（3）使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第211条に定めるところにより、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

（4）他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

5 住宅応急支援窓口の設置

県は、住宅確保や個人住宅の支援策など住宅に関する総合的な支援窓口をできるだけ被災地域内に設置し、相談業務を行う。町は県との連携を図るものとする。

町は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

6 建設資機材の調達

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、町が行う。

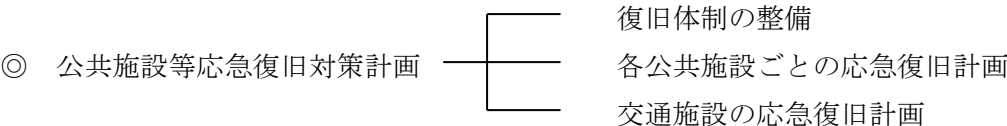
不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に要請を行う。

第3項 公共施設等応急対策計画

主な実施機関	総務防災課・健康推進課・こどもみらい課・福祉介護課・建設課・教育課
--------	-----------------------------------

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

第1 公共施設等応急復旧対策計画



1 復旧体制の整備

- (1) 町及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、(一社)岡山県建設業協会矢掛支部など関係団体との協定の締結等に努める。
- (2) 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

2 各公共施設ごとの応急復旧計画

(1) 河川施設の応急対策

町及びその他の河川管理者は、矢掛町水防計画に基づき、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合には、ビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

資料編

資料1-8 重要水防箇所一覧

(2) 砂防施設等の応急対策

町は、県との連携により専門業者等を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

資料編

資料1-5 急傾斜地崩壊危険区域

資料1-6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

資料1-7 山地災害危険地区

(3) ため池施設の応急対策

町は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

資料編 資料1-9 矢掛町ため池管理一覧

(4) 公共建築物の応急対策

庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難所などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

3 交通施設の応急復旧計画

(1) 道路施設の応急対策

- ① 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について、優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむをえない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

- ② 各道路管理者は、(一社)岡山県建設業協会矢掛支部など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。
- ③ 各道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

(2) 鉄道施設の応急対策

① 基本方針

井原鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

② 地震時の防災体制

- ・施設の耐震性を把握するため、定期検査を実施する。
- ・地震震度階による警備発令基準・非常招集計画及び線路巡回計画を定める。
- ・警報伝達・緊急連絡のため、地震計、緊急用電話、列車無線、自動車無線の整備を行う。

③ 地震時の列車運転処理

震度計が地震加速度4.0gal以上(震度4相当)を感知した場合は、警報を発し、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、列車徐行(4.0gal以上)、列車停止(8.0gal以上)の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がない場合は所定の運転を再開する。

④ 災害発生時の体制

- ・災害の発生規模により招集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所に伝達・招集を行う。
- ・事故対策本部を設置し、災害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。

- ・状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮にあたる。

⑤ 人員・資機材の確保

- ・災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常招集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定を行う。
- ・災害復旧に必要な人員・資機材の確保のため、関係協力業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。

⑥ 広報及び旅客案内

- ・駅等では、旅客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、災害状況、不通区間、開通見込み等適切な案内を行う。
- ・列車内では、旅客の動揺、混乱を防止するため、乗務員は輸送指令からの指示、情報により、放送案内を行う。

⑦ 旅客の待避誘導救護

- ・災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、旅客の適切な誘導に努める。
- ・各駅は、待避場所、通路等の待避誘導體制の確立と救護器具の整備を行う。
- ・列車内から避難する場合は、避難方向、方法等乗務員の指示に従った行動を案内する。
- ・火災が発生した場合は、消防隊が到着するまで、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。
- ・負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救助、安全な場所に移しての応急処置を講ずる。

⑧ 代替輸送対策

災害による運転不能区間の輸送は、折返し運転、バス代行輸送を実施する。

⑨ 教育訓練

関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的を実施する。また、防災機関の指導を受けるとともに、地方自治体等の合同訓練に積極的に参加する。

- ・非常招集訓練及び初動処置訓練
- ・消防（通報・消火・避難）訓練
- ・旅客誘導、救助、救護訓練
- ・総合脱線復旧訓練

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 計画の性格

- 1 この計画は、矢掛町地域防災計画（地震災害対策編）の第4章として作成する。
- 2 この計画は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日、中央防災会議改定）等を踏まえて作成する。

第3 推進計画の作成に当たって配慮すべき事項

以下に掲げる南海トラフ地震の特徴を踏まえ、「命を守る」ことを目標とし、ソフト対策とハード対策を総動員した総合的な対策を推進することを基本的な方針として、地域の被害想定等に応じた計画を作成する。

- 1 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること。
- 2 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があり、その被害は広域かつ甚大となること。
- 3 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なると考えられること。

第4 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1章「総則」第3節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に記載する。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備手配

主な実施機関	関係各課
--------	------

第1 物資等の調達手配

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

具体的な資機材の調達手配については、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第8項「建設用資機材の備蓄計画」並びに、第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材調達計画」に準ずる。

- 2 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2項 他機関に関する応援要請

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第12項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第5項「広域応援」のとおりである。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。
- 3 自衛隊の派遣に関しては、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第3項 帰宅困難者への対応

主な実施機関	総務防災課・町民課
--------	-----------

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
また、町の帰宅困難者対策としては、第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第8項「交通の確保計画」に準ずる。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

主な実施機関	全課
--------	----

○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達，災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震情報の種別と伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、次のとおり。

1 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに矢掛町災害対策本部及び必要に応じて災害対策現地連絡調整本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、矢掛町災害対策本部条例及び矢掛町災害対策本部規程に定めるところによる。

資料編

資料2-2 矢掛町災害対策本部条例

資料2-3 矢掛町災害対策本部規程

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

3 災害応急対策要員の参集

(1) 町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定める。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

(2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法や地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制については、第3章「地震災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第2項「被災者に対する情報伝達広報計画」及び第1節「応急体制」第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制及び伝達系統は、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」、第2項「情報の収集連絡体制整備計画」並びに第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」、第2項「地震情報の種別と伝達計画」、第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

第4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、警戒措置期間の経過後さらに1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画
第3節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第5 避難対策等

1 地域住民等の避難行動等

町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

2 指定避難所の運営

町における、避難後の救護の内容については、第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「要配慮者等の安全確保計画」、第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第5項「避難及び指定避難所の設置・運営計画」、第3章「地震災害応急対策計画」第1節「応急体制」第4項「災害救助法の適用・運用」、第2節「緊急活動」第6項「避難及び指定避難所の設置・運営計画」、第3節「民生安定活動」第1項「要配慮者支援計画」に準ずる。

3 町は、指定緊急避難場所、避難路を指定するとともに、わかりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど、平常時から周知しておく。

第6 消防機関等の活動

1 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

（1）地域住民等の避難誘導、避難路の確保

2 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のとおり措置をとるものとする。

（1）所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

（2）水門、閘門等の操作又は操作の準備並びに人員の配置

（3）水防資機材の点検、整備、配備

第7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

①	正確な情報の収集及び伝達
②	不法事案等の予防及び取締り
③	地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

第8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

2 電気

- (1) 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 指定公共機関の中国電力株式会社岡山支社及び中国電力ネットワーク株式会社がとる体制は、第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

3 ガス

- (1) L Pガス販売事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- (2) 一般社団法人岡山県L Pガス協会がとる体制は、第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。
- (3) L Pガス販売事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

4 通信

西日本電信電話株式会社（岡山支店）及び株式会社N T T ドコモ（岡山支店）、K D D I 株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社がとる体制及び行う措置は、第2章「地震災害予防計画」第3節「地震に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画」に準ずる。

5 放送

- (1) 指定公共機関である日本放送協会岡山放送局が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。
- (2) また、地震・津波情報の伝達については、第3章「地震災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第2項「被災者に対する情報伝達広報計画」に準ずる。
- (3) 指定地方公共機関である各民間放送会社（R S K 山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、岡山エフエム放送株式会社）が行う措置は、緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達とする。矢掛放送（株）についても同様の措置を行う。

第9 交通

1 道路

- (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。
- (2) 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法については、第3章「地震災害応急対策計画」第2節「緊急活動」第8項「交通の確保計画」及び第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

2 鉄道

井原鉄道株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応については、第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

井原鉄道株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

第10 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

（1）各施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ⑧ 各施設における緊急点検、巡視

（2）個別事項

- ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ② 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- ③ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ④ こども園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- ⑤ 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

3 工事中の建築物等に対する措置

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第3節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上、原則として工事を中断する。

第11 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等については、第3章「地震災害応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第2章「地震災害予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第2項「情報の収集連絡体制整備計画」及び第3章「地震災害応急対策計画」第3節「民生安定活動」第2項「被災者に対する情報伝達広報計画」に準ずる。

第2 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、町は、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

主な実施機関	総務防災課・建設課
--------	-----------

避難場所、避難路その他地震防災上緊急に整備すべき施設の整備計画作成に当たっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等において、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設の整備
- 5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備
- 6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 7 通信施設の整備
 - (1) 町防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

第5節 防災訓練計画

主な実施機関

総務防災課・町民課

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生からの円滑な避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第5項「住民、地域、事業所等の防災訓練計画及び参加」及び第2節「迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）」第5項「避難及び指定避難所の設置・運営計画」、第13項「行政機関防災訓練計画」に準じて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - （1）要員参集訓練及び本部運営訓練
 - （2）要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - （3）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - （4）災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

主な実施機関	総務防災課・町民課・教育課
--------	---------------

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおりとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 地震に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地震からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

この際、障害のある人や外国人等の要配慮者に配慮する。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 3 地震に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止，近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動，初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

5 正確な情報入手の方法

6 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

7 各地域における避難対象地域，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

8 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

9 避難生活に関する知識

10 地域住民等自らが実施し得る，最低でも3日間，可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄，家具の固定，出火防止，ブロック塀の倒壊防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

11 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。

第3 児童，生徒等に対する教育

県及び町は，児童生徒等に対して，学校教育等を通じて，地震に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

また，防災教育に関しては，第2章「地震災害予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第2項「防災教育の推進計画」に準ずる。

第4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は，県，町が実施する研修に参加するよう努める。

第5 相談窓口の設置

県及び町は，地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに，その旨周知徹底を図るものとする。

第5章 地震災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町・県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度の災害防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定

主な実施機関	全課
--------	----

- 1 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- 2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- 3 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の市町村等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に他の市町村等に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2項 被災者等の生活再建等の支援

主な実施機関	全課
--------	----

町及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる。
- 2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- 3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。
- 4 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。そのために、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進める。
- 5 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- 6 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。
- 7 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。
また、県は県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。
- 8 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。
- 9 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。
- 10 応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。
- 11 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心

のケアに当たる支援者の支援などの強化のため、町は、県や関係機関の後方支援を受け、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアを中長期的に実施する。

- 1 2 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。
- 1 3 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 1 4 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 1 5 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。
- 1 6 平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から罹災証明書発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第3項 公共施設等の復旧・復興計画

主な実施機関	総務防災課・健康推進課・こどもみらい課・福祉介護課・建設課・教育課
--------	-----------------------------------

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

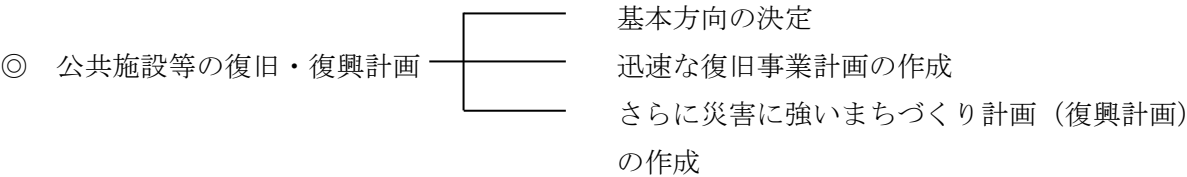
このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

また、町は県警察と連携し、復旧・復興事業について暴力団排除活動の徹底に努める。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
 - (9) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第1 公共施設等の復旧・復興計画



1 基本方向の決定

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特

性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

2 迅速な復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

3 さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

町は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。

また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、復興計画を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

（1）関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

（2）土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

（3）被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、復興計画のスムーズな実施に努める。

（4）学校の復興とまちづくりの連携

町及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第4項 激甚災害の指定に関する計画

主な実施機関	総務防災課
--------	-------

第1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

第2 激甚災害の指定に関する計画



1 被害情報の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、町及び県においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

（1）町

町においては、町内の被害情報の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

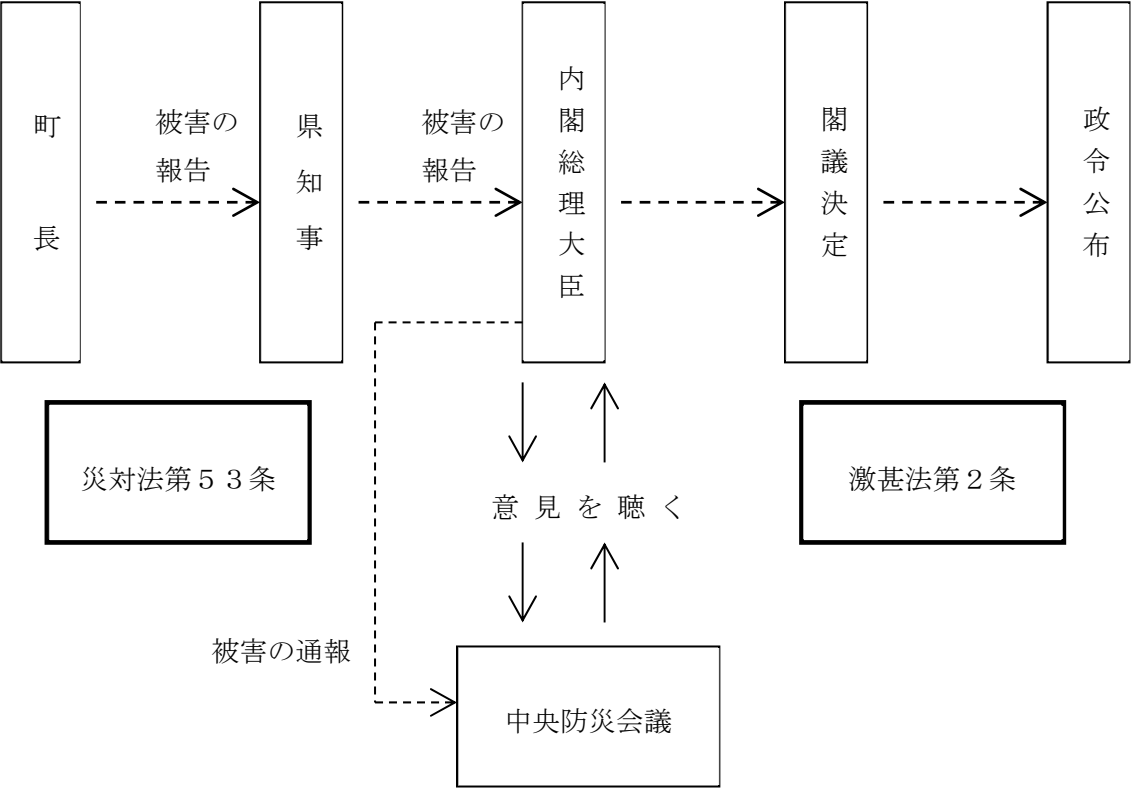
（2）県

各部局はそれぞれが所管する公共施設等に関する被害情報の収集に努め、その被害の程度を速やかに知事に報告するとともに、その指示に従い、激甚法等において規定する事業種別に、被害額、復旧事業に要する負担額その他必要な事項について調査する。

2 激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県がその被害状況を勘案し、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、町は、県及び国との連絡調整に努め、早期指定に向けて協力する。

(激甚災害指定フロー)



第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

主な実施機関	関係各課
--------	------

第1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係各課は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

第2 災害復旧事項に伴う財政援助・助成計画

- ◎ 災害復旧事業に伴う 財政援助・助成計画
- 法律等により一部負担又は補助するもの
激甚災害に係る財政援助措置

1 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

(1) 法律

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑨ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ⑩ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ① 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- ② 都市災害復旧事業国庫補助
- ③ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることになっており、その対象は次のとおりになっており、町及び県は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期

に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内，公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の補助の特例
- ⑥ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設，公立学校施設，農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

主な実施機関	関係各課
--------	------

第1 農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に町及び県は次の措置を実施する。

- 1 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。
- 2 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。
- 3 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

第2 被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう町及び県は次の措置を実施する。

- 1 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。
- 2 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。
- 3 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。
- 4 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。
- 5 町及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。
- 6 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。
- 7 国、県及び町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第3 住宅関連融資等

町及び県は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

第4 更生資金

1 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、町は災害援護資金の貸付けを行う。

2 生活福祉資金

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸し付ける。

第5章 地震災害復旧・復興計画
第2節 財政援助等

3 母子父子寡婦福祉資金

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童，寡婦に対して，県は，母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

第5 町税等についての負担軽減措置

町及び県においては，被災状況等を勘案し，必要に応じて税の期限の延長，徴収猶予及び減免の措置を講じる。

第6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき，自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し，都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

第7 県死亡弔慰金，県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また，自然災害により住家が全壊した場合，その世帯主に対して，県災害見舞金を支給する。

第8 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により，主に住居の用に供している建物が全壊，大規模半壊，半壊，床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に，県は子ども災害見舞金を支給する。

第9 町災害弔意金，町災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金の支給等に関する条例により災害弔慰金を支給する。

また，自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して同条例により災害障害見舞金を支給する。

第3項 低所得者及び生活困窮者に対する住居対策

主な実施機関	福祉介護課・こどもみらい課
--------	---------------

第1 低所得世帯に対する住宅融資対策

低所得世帯あるいは母子世帯及び寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して、次の資金の貸付けを行う。

1	災害援護資金
2	生活福祉資金の災害援護資金
3	母子福祉資金の住宅資金
4	寡婦福祉資金の住宅資金

第2 生活困窮者に対する施設収容対策

災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、生活困窮者等で社会福祉施設の入所施設に収容することが適当な者について、次の方法により、収容するものとする。

1 収容施設別対象者

施設への収容者は、次の条件に該当するものとする。

(1) 生活保護施設

- ① 生活困窮世帯であること。
- ② 扶養者がいない者であること。

(2) 老人福祉施設

- ① 原則として65歳以上の高齢者であること。
- ② 生活困窮世帯であること。
- ③ 居住において援護を受けることができないものであること。

(3) 児童福祉施設

- ① 生活困窮世帯であること。
- ② 母子生活支援施設にあっては、母子世帯であること。その他の施設にあっては、児童のみの世帯又は児童を養育することのできない世帯であること。

2 入居手続

町長は、罹災者のうち社会福祉施設へ収容する必要を認めたときは、備中県民局長へ連絡し、次の手続により収容するものとする。

(1) 生活保護施設

備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

(2) 老人福祉施設

備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとする。

(3) 児童福祉施設

母子生活支援施設にあつては備中県民局長は、所定の調査をし、施設長と連絡して収容するものとし、その他の施設にあつては、所管児童相談所長に通報し、児童相談所長が所定の調査をし、適当な施設に収容するものとする。

資料編

資料1－18 災害被災者援護制度

第4項 義援金品等の配分計画

主な実施機関	福祉介護課
--------	-------

町、県及び日本赤十字社、報道機関等の義援金収集体は、配分委員会を組織し、当該災害に係るすべての義援金の使用・配分について協議するものとし、風水害等対策編第3章第16節「義援金品等の募集・受付」を準用するものとする。

第3節 復興本部の設置及び復興計画の策定

主な実施機関	全課
--------	----

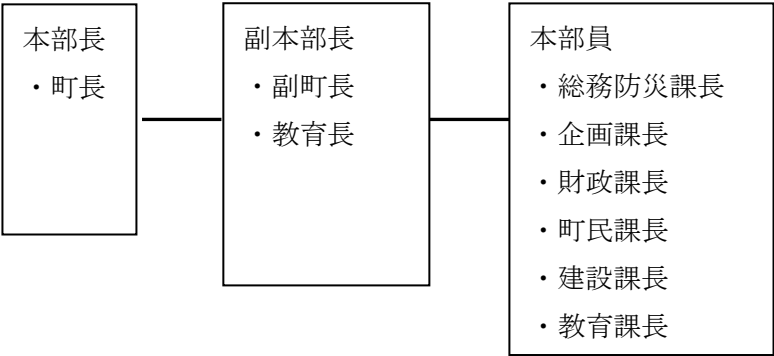
第1 復興本部

1 復興本部の設置

町は、大規模な災害により、地域が壊滅的あるいは甚大な被害を受け、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

2 復興本部の組織

矢掛町復興本部の組織は、以下を基本構成とする。また、災害の状況に応じ、本部長が必要と認めるものを本部員として追加して指名することができる。



第2 復興計画の策定

町は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を作成することができる。

復興計画は、県及び国の復興基本方針に即して、県と共同で作成することができる。

なお、県や国、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

また、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。更に、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

1	復興計画の区域
2	復興計画の目標
3	復興計画の期間
4	人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
5	復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
6	復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
7	その他復興事業の実施に関し必要な事項

第4節 義援金品等の配分

主な実施機関	総務防災課・福祉介護課・出納室
--------	-----------------

第1 義援金品等の配分

引継ぎを受け、又は受付けた義援金品は、次の方法によって配分するものとする。

1 配分の基準

配分の基準はおおむね次のとおりとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

(1) 一般家庭用物資

全壊世帯	1
半壊世帯	1／2
床上浸水世帯	1／2

(2) 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む。）	1
重傷で障害が相当残る程度の者	1／2
その他重傷者	1／3
全壊世帯	1
半壊世帯	1／2
床上浸水世帯	1／3

(注) (1) 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半壊の基準によるものとする。

(2) 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

2 町における配分

県及び町で受けた義援金品は1に定める基準を参考にして、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。なお、各世帯別配分に当たっては「衣料品、生活必需品その他物資供給計画」に定める配分手続に準じて行うことを原則とするが、配分物資の条件が異なるので、実情に即して適宜その手続を変更して差し支えないものとする。

(注) 死亡者、負傷者に対しての金銭の配分は、その者の住所で行うものとする。(他市町村で死亡した者でも関連災害の場合は、その者の住所で配分することがある。)

3 配分の時期

配分は、できる限り受付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、小額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したときに行う等配分の時期には、十分留意して行うものとする。

ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするように常に配意して扱うものとする。

矢掛町地域防災計画（地震災害対策編）作成・修正の経緯

昭和 3 6 年	1 1 月	1 5 日	災害対策基本法公布
昭和 3 7 年	7 月	1 0 日	災害対策基本法施行
昭和 3 7 年	9 月	2 8 日	矢掛町防災会議条例施行
昭和 4 0 年			矢掛町地域防災計画策定承認
昭和 5 9 年	3 月	2 2 日	矢掛町地域防災計画の全面修正を承認
平成 元 年	4 月	2 4 日	矢掛町地域防災計画の一部修正を承認
平成 9 年	5 月	9 日	矢掛町地域防災計画の全面修正（震災対策編の策定及び一部修正）を承認
平成 1 7 年	1 1 月	2 4 日	矢掛町地域防災計画の一部修正を承認
平成 2 6 年	3 月	2 5 日	矢掛町地域防災計画の全面修正（南海トラフの巨大地震対策等、風水害等対策編及び地震災害対策編を全面修正）
令和 2 年	3 月	2 6 日	矢掛町地域防災計画の一部修正を承認
令和 4 年	3 月	2 3 日	矢掛町地域防災計画の一部修正を承認
令和 7 年	3 月	7 日	矢掛町地域防災計画の一部修正を承認

矢掛町地域防災計画（地震災害対策編）

発行 令和 7 年 3 月

編集 矢掛町防災会議

矢掛町総務防災課

〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛 3018 番地